

決 算 特 別 委 員 会 (2 日 目)

1. 開会及び延会 令和4年9月15日(木) 午前9時30分 開会
午後6時29分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

| | |
|------|---------|
| 委員長 | 杉 本 訓 規 |
| 副委員長 | 奥 本 佳 史 |
| 委 員 | 西 川 善 浩 |
| 〃 | 柴 田 三 乃 |
| 〃 | 梨 本 洪 珪 |
| 〃 | 松 林 謙 司 |
| 〃 | 谷 原 一 安 |
| 〃 | 増 田 順 弘 |

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

| | |
|-----|---------|
| 議 長 | 川 村 優 子 |
| 議 員 | 横 井 晶 行 |
| 〃 | 吉 村 始 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 溝 尾 彰 人 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 総務部長 | 東 錦 也 |
| 総務部理事兼都市整備部理事 | 安 川 博 敏 |
| 生活安全課長 | 津 本 佳 成 |
| 財務部長 | 米 田 匡 勝 |
| 財政課長 | 内 蔵 清 |
| 市民生活部長 | 前 村 芳 安 |
| 環境課長 | 西 川 勝 也 |
| クリーンセンター所長 | 石 橋 和 佳 |
| 人権政策課長 | 高 橋 勝 英 |
| 保健福祉部長 | 森 井 敏 英 |
| 社会福祉課長 | 山 岡 邦 啓 |

| | |
|---------------|------|
| 健康増進課長 | 松本育子 |
| 新型コロナウイルス対策室長 | 鬼頭卓子 |
| 産業観光部長 | 早田幸介 |
| 農林課長 | 吉村和則 |
| 農林課主幹 | 勝浪栄次 |
| 商工観光プロモーション課長 | 竹内和代 |
| 都市計画課長 | 奥田雅彦 |
| 建設課長 | 竹本淳逸 |
| 教育部長 | 西川育子 |
| 教育部理事 | 板橋行則 |
| 教育総務課長 | 村田真也 |
| 学校教育課主幹 | 西川直孝 |
| 生涯学習課長 | 葛本章子 |
| 生涯学習課主幹兼 | |
| 文化会館長 | 庄田康則 |
| 生涯学習課主幹兼 | |
| 図書館長 | 石川孝子 |
| 生涯学習課長補佐 | 神庭滋 |
| 体育振興課長 | 吉田賢二 |
| 会計管理者 | 吉井忠 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 岩永睦治 |
| 書記 | 新澤明子 |
| 〃 | 神橋秀幸 |
| 〃 | 福原有美 |

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 認第1号 令和3年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 令和3年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第5号 令和3年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 令和3年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第6号 令和3年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第4号 令和3年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第8号 令和3年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 認第9号 令和3年度葛城市下水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

杉本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。決算特別委員会2日目ですけれども、中日よろしくお願ひいたします。昨日質問させてもろうたLINEの使い方等も、今日早速皆さんにLINEが入ったと思うんです。あれで皆さん、使い方が分かって、決算やってる意味があったのかなと感謝しております。ありがとうございます。予定表のほうが、昨日押した面がありまして、変わってます。本日は午後7時終了となっておりますけれども、これは気にせず今日はやっていただいてもいいと思います。それでは、本日も1日よろしくお願ひいたします。

委員外議員のご紹介をさせていただきます。吉村議員、横井議員。

発言される際は必ず挙手いただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてご発言されるようお願いいたします。葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきお願ひいたします。委員会の会議進行については、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員についても、あまり人数が多くならないように順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位もご協力をお願ひいたします。

発言につきましても簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

理事者側におかれましても、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、質問者が替わると、初めに所属、役職名と氏名を言っていただき、そして、簡単明瞭、的確な答弁をお願ひいたします。なお、答弁者については、部長または担当課長でお願ひいたします。原則として、課長補佐級以下の委員会室の入室は認めません。理事者控室及び議場において委員会の音声聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて委員会室入口付近のマイクにより答弁をお願ひいたします。

それでは、議案審査に移ります。

本日は、4款衛生費に関する質疑から行います。

その前に、昨日の答弁に追加があるとお聞きしてるので、よろしくお願ひいたします。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 おはようございます。社会福祉課の山岡です。よろしくお願ひいたします。

昨日の谷原委員の質問でお答えできなかった内容について答弁をさせていただきます。質問の内容は、成果報告書29ページの6番、障害者及び介護者各種手当事業の中の特別障害者手当等に関する事で、現在の特別障害者手当を受給されてる方の高齢者の方に関する人数と、当市における特別障害者手当の認定基準に関するご質問であったかと思っております。令和4年8月末現在で特別障害者手当を受給されている方は、当市で38名いらっしゃいます。そのうち、65歳以上の方については15名受給ということとなっております。また、認定基準につきましては、国から示されております認定基準に基づきまして、基準を満たす方については

手当を支給しております。認定に当たりましては、特別障害者手当用の医師の診断書に基づいて決定いたしますので、常時介護が必要な重度の障がいをお持ちの方が対象とはなるんですけども、特に障害者手帳をお持ちでない方におきましては、診断書において基準を満たしておられる方は、提出いただければ対象になってくる制度でございます。また、所得要件といたしまして、所得の上限、施設入所、入院等によって対象から外れる場合があるんですけども、特に年齢要件等はない制度となっております。また、当市におきましては、手帳を取得の際には、その内容でこの手当が該当される可能性のある方にはご案内をさせていただいて、受給のほう、取れる可能性がありますということは周知させていただいております。

以上でございます。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。この件は介護と深い関係が、私はあると思っております。実は介護保険というのは大変厳しい制度でありまして、所得がない方でも介護保険料を払わなければならないと。1回でも払ってなかったら介護サービスを受けることはできません。介護保険料を払った上で更に介護サービスを受けるために費用が発生するというので、所得の低い方にとっては、介護の在り方が大変悲惨な状況が時々相談であります。もう本当に大変だと。所得もない、施設も入れられない、家でも面倒見られない、悲惨な家庭状況になる。それで社会福祉課のほうにご相談に上がって、いろいろ対処していただくわけですけども、結果として、生活保護を受給するという形になることが結構あります。しかし、生活保護に至るまでも、国の制度として、こういう障害者特別手当、65歳以上の方で介護認定4ないし5になると障害者手帳も受けることができますので、そういう方が自宅でその手当の範囲で何とか介護できるということもできますので、トータルとして市の負担も、私は、これは国の制度でもありますから、生活保護と比べても市の負担は、私は、財政負担は少なくなるのではないかというふうに思ってるんです。だから、この制度については研究させていただいて、その見合いで、そういうことをもうちょっと周知してやったほうがいい場合もありますので、ぜひ研究していただいたらと思ひまして質問いたしました。

以上です。

杉本委員長 次は、安川理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 続きまして、総務部の安川です。よろしくお願ひします。

昨日の決算特別委員会の2款総務費の選挙費の中で、杉本委員長より、年代別の投票率についての質問がございました。前任者に確認したところ、以前の問いに対して、令和2年度の市長選挙について、全投票者を対象にした集計したものがございましたので、報告させていただきます。10歳刻みの各年代について、当日有権者数に対する投票者数の割合でございます。10歳代、47.46%、20歳代、36.61%、30歳代、42.14%、40歳代、53.38%、50歳代、62.81%、60歳代、75.92%、70歳代、80.20%、80歳代以上、56.82%、全体の投票率は59.47%でございました。結果からいたしますと、70歳代が最高率で、20歳代が最低率という結果となっております。

以上です。

杉本委員長 ありがとうございます。

それでは、本日は4款衛生費からの質疑を行います。

質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 おはようございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

まずは98ページ、可燃ごみ処理事業（クリーンセンター）の10節需用費の修繕料606万5,413円、この使い方について、まず1つ目、教えてください。

2つ目が、次が99ページ、資源ごみ収集事業（クリーンセンター）の委託料のリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託料8,580万円、これ、いろいろな経緯があって、昨日も裁判ということもございました。市長もお答えになったように、非常に減額されて、その結果、この金額で今契約されてるということなんですけれども、減額したことによって検証が必要だということで、市長も以前におっしゃっておられましたが、業者が変更したことによる市民への影響を教えてくださいたいんです。1年間この金額でやって、実際どうだったのかということをお願いいたします。

3点目が、決算書の100ページ、リサイクルプラザ運営事業の213万4,711円というところなんですけれども、リサイクルプラザ、まだ立ち上がって間もないということで、まだインゴットとか成果物は出されてないということは聞いております。出荷がどれだけされたとか、そういうことはまだまだ数字として上がってきてないかもしれませんが、1年間でどれだけの数量を処理されて、例えば自転車であるとか、家具であるとか、そういったものをどれだけ、再生利用の工程まで進んでやられたのかということをお願いいたします。

以上3点、お願いします。

杉本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンターの石橋です。どうぞよろしく願いいたします。

まず、修繕料につきまして、修繕内容が、高速回転式破砕機修繕を行っております。こちらにつきましては、令和3年10月に実施しましたリサイクル施設保守点検におきまして、不燃ごみ、粗大ごみを処理する高速回転式破砕機の部材が著しく摩耗が進行している箇所が見つかり、最悪の場合、脱落や破砕機内にかみ込み等、被害が拡大するおそれがあるため、早急な取替え修繕が必要となりました。

（「可燃ごみ処理事業」の声あり）

石橋クリーンセンター所長 失礼いたしました。修繕料606万5,413円の内訳なんですけれども、車検修繕料としまして、パッカー9台、ダンプ4台、3.5トン1台、1.5トン1台、軽四ダンプ1台、軽四4台の車検修繕料と、ユンボの特定自主検査に伴う修繕、フォークリフト特定自主検査に伴う修繕、あと、その他としまして、場内で使っております草刈り機等の修繕、以上となっております。

2点目の、宇陀環境開発株式会社、業者が替わってその後どうかという話なんですけれども、私、この4月から所長として赴任させていただいておる中で、特に大きな苦情等ございませ

ん。よくあるのが、ごみの収集がし忘れてあるとか、収集の仕方が乱暴ではないのかとかいうふうな意見は、過去にもあったようなんですけども、業者が替わってから、少なくともこの4月からは、そういうふうなご意見いただくことはございません。改善されていっているものであるというふうに考えております。

以上です。

杉本委員長 西川課長。

西川環境課長 おはようございます。環境課の西川です。よろしくお願ひいたします。リサイクルプラザの実績についてご報告させていただきます。

このリサイクルプラザは、令和2年5月から稼働させていただいております。昨年度の実績から申し上げますと、各施設から出る剪定枝につきましては、約150台ほどの搬入がございました。それをチップ化にさせていただいております。発泡スチロールにつきましては、一旦クリーンセンターに出されて、トン袋で300袋ほど搬入させていただきまして、約140本ほどのインゴットを作らせていただいております。稼働時からの合計で約400本ほどの、今、インゴットががございます。それにつきましては、まだそのままリサイクルプラザのほうに保管をしております。自転車につきましては、今まで累計で105台の自転車を提供させていただきまして、今現在27台の完成した自転車ががございます。

以上でございます。

(「家具は」の声あり)

西川環境課長 家具のほうは、稼働していく中で、場所等が狭いという状況もあったので、今、家具のほうは、リサイクルはさせていただいておりません。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。そうしたら、まず一番初めの、可燃ごみ処理事業のほうなんですけど、この修繕料というのは、施設は長期包括に入ってるから、車両とか、そういったものだけで、施設に関するものはもう入ってないということによろしいですね。分かりました。その際、これ、ここで聞いてええかどうか分からへんけれども、その際、さっきの破碎機のほうも同じような業者になってくるかと思うんですけれども、他市との比較進んでるのか。これ、もうずっと私、一貫して、他市との比較、きちっとしながらこういったことはやってほしいですということをお願いしてるんですけれども、そういった比較が進んでるかどうかだけ教えていただけますか。

そして、2つ目なんですけれども、これは苦情がないということと、以前の業者に比べて、これは苦情とか、報告ベースでいうと、そういった乱暴な扱いもなくなって、サービスも上がったと。単価が下がってサービスが上がったということで非常によかったのではないかと。いうふうに思っております。継続してこういった減額のことにも努めていただきたいというふうに思っております。

3つ目です。リサイクルプラザの件なんですけれども、ようやくある程度の1つのロットがまとまってきたのかなと。そろそろ出荷のタイミングもあるのかなというふうに思うんですけれども、自転車の件、これ、27台もう完成してるということなんですけれども、どこで市

民の方に還元するというか、喜んでいただけるような場所をつくっていくのか、提供していくような機会をつくっていくかと思ってるのか。そもそも、剪定枝のチップとかというのはお金にならないと思いますし、発泡スチロールに関しては、個人的な見解で申し訳ないんですけども、収集とか持込みの手間に比べて、年間140本だと、大体インゴット1本10キログラムあったとしても1400キログラムじゃないですか。物すごく効率が悪いんです。阿古市長がよくおっしゃってる、温室効果ガスとかの排出に比べても、車両が排出するものに比べて、こういった成果物の効果というのは、僕は物すごく低いと思うんです。葛城市なんかは、容器包装リサイクルプラの回収もしてますので、そちらで回収してもらえるものはそちらで回収してもらったほうが、僕は効率がいいのではないかなと。容リプラに関しては、僕は、それはそれで意見もあるんですけども、もう少し効率を考えたことをやられたらいいのかなというふうに思っております。

あと、家具ですけども、これ、やるのか、やらへんのかということをお聞きしたいんです。僕は、家具のリユースというのは物すごく難しいと思います。業者、民間の市場でも物すごく難しい話なので、本当にリサイクルプラザでやっていこうとするのかというところの判断をどのように考えてらっしゃるのかということで、自転車をどこで販売というか、提供されようとしてるのかということと、家具についての考え方、この2点、もう一度教えていただけますか。

杉本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。よろしくお願いします。

他市との比較ということで、過去に杉本委員長からもそのような質問が出ております。あくまでも私ども独自の分析になるんですけども、県内18か所の焼却施設における令和3年度の一般廃棄物処理事業実態調査数値を参考に葛城市の順位を算出しております。これは、環境省で実施されておられる調査になります。まず、1人当たりのごみ処理料ですが、葛城市は1万5,953円で18か所中10位となっております。参考としまして、1位は5,976円で、最下位は2万7,583円となっております。なお、市町村名は差し控えさせていただきたいと思っております。

次に、1トン当たりのごみ処理料金ですが、葛城市は4万4,629円で18か所中6位となっております。参考としまして、1位は2万1,512円で、最下位は8万4,160円となっております。

最後に、リサイクル率ですが、葛城市は14.1%で18か所中8位となっております。参考として、1位は56.9%、最下位は6.4%となっております。

以上です。

杉本委員長 西川課長。

西川環境課長 リサイクルプラザの自転車なんですけども、一応イベント等での販売を当初考えておりました。今年につきましても、NPO主催の、ここ2年ほどは開催しておりませんが、キャンドルナイトのときに販売を予定しておったんですけども、それも主催者のほうから今年はということになったので、基本は環境イベント等でそういうふうなリサイクルも兼ねた

販売を今現在考えておるのが現状でございます。

あと、家具の話ですけども、先ほど委員がおっしゃっていただいたように、リユースが大変難しいということが分かってもありまして、限られたスペースで場所も取るということなので、今のところは、剪定枝、発泡スチロール、自転車のリサイクルをメインにやっていくと。それプラス、今、おもちゃ病院を年半分、毎月1回なんですけども、そこで開催をさせていただいております、今のところ、家具につきましては保留のような状況でございます。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 クリーンセンターのほう、詳細な説明ありがとうございました。お聞きすると、葛城市は大体真ん中ぐらいなのかなと思いつながらせていただいたんですが、先進的な事例で、数字聞かせていただくと、1人当たりの処理料にしても、処理費用にしても、リサイクル率にしても、本当に素晴らしい先進的な事例があるということも分かりました。ぜひ、インシヤルコストに関してはここには含まれてないと思うんですけども、葛城市、私、インシヤルコスト非常にかかった立派な施設を造っていただいたと思うんです。その中でランニングコストをしっかりと抑えていくという意味では、そういった先進的な事例のことを取り入れながら、市民の方にも協力をあおいで、単価が下がっていったら、葛城市、環境的に非常に素晴らしい取組してるよねというようなことにつなげていただきたいというふうに思っておりますので、さらに、こういったところの先進事例をまた研究していただいて、反映していただくように要望しておきます。

リサイクルプラザなんですけれども、自転車の件、イベントとか、キャンドルナイトでやろうとしてたのが、なかなかそういう場もコロナということでないということなんですけれども、27台は結構スペース的に、私、あそこのリサイクルプラザ、外もありますけれども、自転車も外に置いてたらさびますので、やっぱりある程度の数量がたまった段階で、どういうふうにしていくかということを決めていかんとあかんと思うんです。特に自転車なんかは、イベントに買いに行くということもあるかもしれないんですけども、多くの市民の方が困られるのは、急にタイヤがあかんようになって、急に自転車欲しいけれども、なかなかさらに買い換えるまでの費用も出されへんというときに、そういったニーズにすぐにお応えできるような仕組みにしてあげたほうが、イベントで一気にやるというのもあれなんですけれども、その場合はどういった公平性が保てるかということもあるかと思っておりますけれども、そういったことも考えながら、本当にあの施設あってよかったなというふうに市民の方に思ってもらえるような、そんな取組につなげていただきたいというふうに思っております。

家具の件は、本当に大変だと思いますけれども、もともとのリサイクルプラザ設立の趣旨を考えて、あの場所が市民にとってリサイクルの有用な場として活用していただけるようにお願いしておきます。

以上です。

杉本委員長 自転車、できる、できない、いいか悪いかは別として、昨日から言ってるLINEとかで告知して、皆さんに周知したら、それこそ27台のうち、そこに27台あるかどうか、皆さん知らんわけで、LINE活用したら一気に売れるんじゃないのと思ったんですけども、また、

ご検討をお願いしておきます。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 同じく、塵芥処理費に関連して、ごみの減量化という観点で幾つかお聞きいたします。

ページ数は99ページになります。4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費です。事業で言いますと、可燃ごみ処理事業の中の委託料です。1つは、犬猫死体処理委託料ということです。これはこの間ずっと私、決算、予算で取り上げてまいりました。大変努力をしていただいて、やってこられたところがあると思います。事業効果についてお聞きいたします。

それから、2つ目ですけど、その下のごみ焼却施設運転管理委託料と、それから、先ほどありました、下の資源ごみ収集事業の12節委託料のリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託料に関係してですけれども、事業の成果報告書の46ページのところに成果報告ということで塵芥処理費について1、2、3とありまして、3の可燃ごみ処理事業（クリーンセンター）、ここに可燃ごみの種類等、直営、委託、許可業者搬入とかあって、トン数もちゃんと書いていただいて、毎年こういう形で報告していただいておりますけれども、下の資源ごみ収集事業についても同じですが、コスト計算をずっと私、ざっくりしたものをやってきましたんですけれども、令和元年度から、ここの数字が入らなくなりまして、私も過去と比較できてないので、ぜひ教えていただきたいんですが、3の可燃ごみ処理事業の（1）可燃ごみ収集・処理事業、これが幾らかかっているのか。（2）のクリーンセンター管理事業、これが幾らかかっているのか。このことについて教えていただきたいんです。（1）と（2）の内訳です。これは平成30年度までは両方きちっと数字が出てたんですが、令和元年度、令和2年度と出なかったんで、そのたびに聞いてきたわけですけども、ぜひ、過去が追えるように入れていただきたいと思いますが、今回また質問します。幾らになってるかということをお聞きします。

それから3点目です。これは可燃ごみになると思うんですが、実は学校給食において、瓶による牛乳提供が全国的に縮小してきております。瓶であれば、リターナブルで飲み残しがあっても業者が引き上げて、また洗浄して提供すると。非常に環境に優しいものであります。業者がなかなかそういう施設を維持しにくくなって、小さい牛乳パックで提供することが全国的に行われてきてるんです。その処理の仕方がそれぞれの自治体で問題になっております。葛城市でも昨年からは、瓶からパックに切り替わったと聞いておるんですが、この処理、クリーンセンターに持ち込まれてやっておられると思いますけれども、その処理がどうなっているかということについてお伺いします。3点お伺いします。

杉本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンターの石橋です。よろしく申し上げます。

まず1点目の、犬猫死体処理委託料につきまして、過去の数字も含めてご報告させていただきたいと思っております。平成30年度の実績が245頭、令和元年度194頭、令和2年度141頭、令和3年度100頭というふうな形で年々減少していております。ちなみに、最新としまして、本年8月までの実績としまして、21頭というふうに、今年も恐らく減ってくれるかなという

ふうには考えております。減少している理由につきましては、そもそも屋外の犬猫というのが減少しているのかなというのと、あと、心がけとしまして、できるだけ私どもクリーンセンターの職員で引取りに行くように、多少でしたら時間外でも取りに行くように出動させていただいております。その成果かなというふうには思っております。

2番目の数字につきましては、申し訳ございません。今、資料がございません。確認の上、後刻、報告させていただきたいと思っております。

3番目の、学校給食の牛乳パックのお話なんですけれども、うちでも過去からいろんな経緯がございまして、そもそも、給食センターのほうで今、各学校を回って収集をしまして、クリーンセンターのピットのほうに入れていただいております。実態が、本来リサイクルに回すべきものが焼却処分をしておるといふような状況になっております。こちらにつきましては、クリーンセンターとしましても、今後の課題かなというふうには考えておりますので、今後、改善させてもらえるように協議させていただきたいと思っております。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 犬猫死体処理委託料のほうは、今おっしゃいましたけれども、これは土日ですね。職員がお休みのとき、平日ではなくて土日について、業者に委託して回収すると。この点については、現物確認せずに写真だけで過去やってきたということがありまして、私が議員になっても、これは先ほどありましたけれども、頭数が減ってきているということですが、平成30年度は470万円、決算で出てるんです。470万円も決算で出たから、それも毎年増えるので、不正が疑われるという通報もありましたから、非常に努力していただいて、業者には現物を持ってきてもらって、そしてそれを市庁舎で冷蔵庫で保管して、それも買っていただいて、それを月曜日に焼却していただくという処分体制に切り替わって、非常に頭数も激減してきたなど。私は、事業効果は大いにあったなど。これで年間300万円近い経費を節減することができたと私は思っております。引き続き、きちっとした運用をお願いしたいと思いますし、土日に職員が出勤されてるんだったら、それはご苦労さんなんですけれども、そういう事情だろうと思っております。

それから、2番目ですけれども、可燃ごみ処理事業で私が気になっているのは、可燃ごみ収集処理というのは、焼却も含めたコストになるわけです。クリーンセンターの管理については長期包括になりましたから、修繕料も入ってかなり過去と比べたら高額になっていると思うんですが、(1)のほうは、ごみの量、それに対する焼却量も含めたそういうコストになっていますので、ここをぜひ、市民の方々と一緒になって、とりわけ水気の多い生ごみ等の処理については負担がかかるわけですから、重量もありますし、負担がかかるわけなので、それをチェックする上でも、ぜひ、私はずっと、毎年、この間2年お願いしてるんですが、それは記載してくださいと。過去の成果報告書と同じように、この3の(1)と(2)のところの費用を過去と同様やっていただいたら、過去と比べてコストがどの程度削減できたかということが決算でも議論できますので、よろしくをお願いしたいと思います。

3番目なんですけれども、2つは意見だけです。3番目の牛乳のことなんですけれども、お

聞きしたいんですけど、ピットの中、入ったまま燃やしてますか。入ったままピットに入れてるのか。1回開けて、それを燃やしてるのか。これをお伺いしたいんです。全国的にも、牛乳パックの、例えば我々がスーパーで買う分は1リットルですので、大きいので、再生のコストに何とか今乗るか乗らないかぐらいになってるようですが、学校給食で大体200ccまで、180ccの小さいやつは、とてもではないけどコストに見合わないということで、どこの自治体も大体焼却されてるようなんです。ところが、学校で牛乳を開けて処理して燃やしてる事例もあります。先生が開けてる、生徒が開けてる、いろんな例があります。あるいはクリーンセンターのところで開けてる。いろんな事例がありますけれども、葛城市はどうされてるのか。つまり、飲み残し、かなりあると思いますけれども、その扱い、どういうふうに処理されてるのか、伺います。

杉本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。よろしくお願ひします。

今現状では、残った牛乳につきましては、牛乳が入ったまま、焼却炉の中に入れられておるといふことで認識しております。ただ、先日来、教育委員会とも話をする中で、今後、少なくとも残った牛乳につきましては、空の状態を持込みをするように前向きに検討したいといふことを教育委員会のほうからは聞いております。

以上です。

杉本委員長 前村部長。

前村市民生活部長 ただいまの所長に補足させていただきまして、私、所長より前からおるものから、この牛乳パックの件につきましては、教育委員会のほうから相談を受けておまして、恐らく全国的な流れやと思ひますけれども、瓶というのは、割れたり破片が入ったりして、やっぱり口の中を切ったりということからも牛乳パックになってきてると思ひます。安全第一といふところから。ところが今度は、牛乳パックの処理についてといふことですが、家庭用の1リットルとかやったら、開いて出すということもたやすくといふか、そんなに数が、頻度が減ると思ひますが、一人一人の200ミリリットルを、児童・生徒分をクリーンセンターで処理するといふことは、ただでさえ、クリーンセンターのコストが住民1人当たり幾らといふことも先ほどから議論されている中で、ちょっとしんどいのかな。固まった中で、牛乳の中身のあるものを選んで、1校でも500何ぼのパックを引き取ってきて、それが5つの小学校と2つの中学校、かなりの数になると思ひます。それを出すよりも、一人一人が、環境教育の一環から、児童・生徒がその場で洗って流してくださいといふ協議もいたしました。ところが、その過程では、牛乳のアレルギーの子どもがいるから、触れないんだと。そうしたら、先生に指導をお願いしたいといふことも教育委員会に、私の立場、市民生活部のほうからは、教育部のほうに意見をしました。ところが、学校の先生は、私は学校の事情は述べることはできませんが、やっぱり昼休み、給食指導、それから、掃除の指導とか、いろんな先生は先生の仕事があるようで、なかなかできないと。そうしたら、今度は納入業者にそれを引き取ってもらうような契約もできないのか、一考してほしいといふこととか、あるいは、専門の業者に今度はやってもらうほうが、市のコストよりも、コストというよりも、

クリーンセンターの場所のこともありますし、今のクリーンセンターの業務員の人数的なことでもありますので、そういう検討もいたしておる中で、今現在、応急的に受け入れた次第でございます。中身につきましても、先日、監査の時点ぐらいで谷原委員からそのような指摘もいただきましたので、教育部と早速話をして、今はもう中身を抜き取ってやるという話で進めております。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 最後に、意見になりますけれども、私は、ドイツのように国を挙げてリターナブル、ペットボトルとかなくして瓶にしていく。国を挙げて環境政策としてやってる国がある。その点、日本は政府があまりやらない。だから、学校現場で、日本全国でこれ今起きてる問題ですから、葛城市だけではありません。だけど、私は、開けて燃やしてるものだと、何か去年ちらっと聞いたような気がするので安心してたんですが、どうもそのまま燃やしてるということであれば、これは市民にとって申し訳が立たないんです。前、私も紹介しましたが、市民の方の中には、生ごみはちゃんとコンポストで堆肥化するとか、そういう取組をやったり、あるいは、住民の方には、わざわざ生ごみを干されて出されてる方もいらっしゃるんです。私もそういう方にお会いして、意識高いなど。それを、パックに牛乳が入ったものを燃やして、燃料でCO₂削減。これは阿古市長が議会でやったわけです。議会でカーボンゼロシテイ宣言。その足元で、牛乳の入ったパックを燃やすという感覚が市民に受け入れられるのかなど。私、直ちにこれは改善すべきだと思います。私自身は、先ほどの犬猫死体処理委託料で300万円減ったから、シルバーの方に頼んでも、昼休み、それだけでも済むような話です、300万円あれば。だから、こんなところを工夫しながら、私は、次の補正ぐらいで直ちに改めるべきだと。来年の予算なんかこんな回してたら、これ本当、申し訳が立たないということだと思いますので、直ちに私は改善していただくことを求めまして、発言といたします。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 若干関連というところもございますけれども、99ページの委託料です。分からないので教えていただきたい。ごみ焼却施設運転管理委託料2億7,100万円。前年の見ると2億5,100万円なんです。この数字が上がってる中身を教えていただきたい。これと関連するのかなということ、成果報告書46ページの可燃ごみ収集処理事業の焼却量1万1,774トン、そこにつながるのかなと思うんです。さらに、直営収集3,538トン、分類が、直営収集というのは、市民の方から出た、市が収集した可燃ゴミという理解でいいんですか。委託収集というのは、どんなごみなのか。許可業者搬入、それから、事業所持込み、これは事業者が直接持ってこられるごみというふうに思うんですけど、先ほどお聞かせいただきたいと言った、2億5,100万円から2億7,100万円に増えてるのが、この数字のどの部分なのかということも併せてお聞かせ願いたいと。

それから、もう一つは、先ほどのリサイクルプラザですか。これも、そもそも剪定くずと

いう、従来なら、野焼きをしたり、処理の方法としてはいろいろあったんですけど、産業廃棄物ということで、適正な処理をしなければならぬ。堆肥にするのがええのか、いろんな方法を検討されて、チップにすると。チップにして、これでリサイクルしたことになるんですか。最終的に剪定くずをどういうふうにご利用されるのかというのは、以前に聞いたことがあって、これは後から私言いますけども、ご答弁をまず、どういうふうにご利用されるのか、お聞きをします。

杉本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンターの石橋です。よろしくお願いします。

まず、1つ目の質問なんですけども、令和2年度につきましては、令和3年3月から長期包括契約が始まっております。ですので、令和2年4月から令和3年2月までが長期包括以前の契約、それプラス、令和3年3月分だけ長期包括の契約となっております。令和3年度の数字なんですけども、これも若干数字が、3月補正をさせていただいております、ごみの量が当初の想定よりも増えたということで、数字が若干上がっておるということになっております。

それと、2つ目なんですけども、直営収集という意味なんですけども、これは、クリーンセンターの職員で、葛城市の職員である業務員が直接収集しているものが直営収集です。委託につきましては、それ以外の、大和清掃のほうでお願いしております収集分の量になります。

許可業者につきましては、これは、廃棄物の許可を取っておる業者の搬入量、持込みにつきましては、先ほど委員もおっしゃられましたように、午後からクリーンセンターに市民が自身で持込みをしてくれはるごみの量となっております。

以上です。

杉本委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。よろしくお願いいたします。

増田委員の、リサイクルプラザのチップの活用でございますが、今、チップにさせていただいて、まだ数的にもすごい量ということでもありませんので、まずは稼働時からチップを、今、リサイクルプラザ、敷地も広いこともありますので、一旦そこへ引かせてもらって、どういう効果があるのかということで、1年目等は実験をさせていただいております。その後、最近では、しあわせの森公園の階段部分であったりとか、そういうところに、ある程度一定の草が生えにくい、保水力もあるということで、しあわせの森公園の階段等にも引かせていただいて、ウッドチップということでクッション材というような形での活用等をさせていただいております。今現在、チップだけで堆肥にできないのかということで、今、実験的に、どういう成分のものができるのかということで実験をさせていただいてる状況になります。

以上です。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 堆肥にするというお話ありましたけど、もともとは堆肥にするというお話があって、環境、

異臭等々の問題があって、これはやめておいたほうがええということになったので、また堆肥というふうなお話が出ると、またその問題が出るので、いかがなものかなと思います。

当初は、私の記憶では、先ほど若干ご説明ございましたように、市内の都市公園といいますか、公園の樹木の足元にまいて、除草チップというんですか、まくと雑草が生えにくいよというふうなところに使うとおっしゃられてましたので、随時、それなら、今、山麓公園、それから屋敷山公園等々たくさんの公園あるので、今でもためんでも、その都度でも、その活用というのは、私は当初の計画からいくと、できると思うので、試算するとか、検討するとかではなしに、当初の計画が、そういうチップ素材の被覆、雑草防止等の考えがあるので、そのところに活用されるべきではないかと。ためておくべきではないというふうに思いますし、ためておくことによって、ああいう有機性のものが腐敗したり、固まったり、扱いにくくなったりするので、乾燥処理して、すぐにそういうところに活用するべきかなと、そういうふうに思います。

それから、さきの、まず、私が言いたかったのは、ごみ焼却施設運転管理委託料が上がるということは、ごみの量が増えているのかなと。以前の補正予算でしたか。破碎機の修理というお話のところ、実際はごみが増えてますと。これはコロナによる影響でごみが増えてると。これは困ったなと。議員が、ごみの減量化という文字の書いたTシャツまで着て、減量化にいろんな力を入れていこうと言ってたのに、増えてたら困るなということで、水を切るとか、そういうふうなことも、市民の方に協力してもらおうと取り組んでるにも関わらず、なかなかごみが減れへんのかという残念な気持ちがある。そこで、私は、成果報告書の46ページのところ、先ほど石橋所長に説明いただきましたけども、聞いたかったのは、直営、委託のトン数で増えているのか、事業系で増えているのか。どこで増えているのか。これ、一般家庭で増えているんでしたら、そちらのほうに減らす努力をせなあかんし、事業系で増えているんだったら、それはそれやということなので、その分析をされてるのかな、するべきかなというふうに思いました。

もう一つは、歳入のところで廃棄物等処理手数料4,900万円、これはこれと関係ないんですか。それも併せて、もう一度お聞きします。

杉本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 先ほどの同じ資料の、令和2年度の数字と対比をしていきたいと思えます。直営収集につきまして、令和2年度は3,532トン、令和3年度3,538トン、若干増です。委託収集は2,714トンに対して、令和3年度が2,693トン、若干下がっております。許可業者の搬入が2,731トン、令和3年度2,729トン、事業所等持込1,488トン、令和3年度が980トンとなっており、合計で、令和2年度が1万465トンに対して9,940トンとなっております。

以上です。

杉本委員長 西川課長。

西川環境課長 先ほど増田委員もおっしゃっていただきましたように、基本的に、そこから出た施設の枝ですので、またそこに戻らせていただいて、保水であったり、草の抑制であったり、そういうふうな形で利用させていただきたいというふうに考えております。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 ためんと、できたやつ、もうすぐに、そういうふうを活用していただくべきかな。ためて、まとまったら高く売れるねんというたら、それはまとめたらええけども、倉庫も手狭というふうなお話もありましたから、ちゃんと用途が決まってるんですから、そういうふうな活用の仕方を、リサイクルという本来の目的で運用していただけたらと思います。

それから可燃ごみの数字、増えてると。令和3年度、令和2年度の比較すると、事業所の持込みのところで500トンほど増えてるというふうな説明であったかなと。違うのか。減ってるのか。令和2年度から比べると減ってるんですね。1万400トンから9,900トンに減ってる。しかしながら、先ほどの契約のタイミングとかということで管理委託料は増えてると。以前の修理のご説明のときには、若干増えてると、処理量が増えてる。包括協定の中で増える分については追加料金が発生するので料金が上がるということで、私、てっきり増えてるといふふうに認識してたんですけども、増えてないんですか。実際のところ、先ほどの説明から見ると、合わないんですけども、どうなんですか。

杉本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 実際の可燃ごみの量というのは、令和2年度1万1,021トン、令和3年度1万1,059トン、38トン増えております。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 いずれにしましても、可燃ごみの処理については、実績とといいますか、出たごみの量によって、運転に係るコストが高い、負担の大きい事業の1つであるのかな。市民に対しましては、リサイクルも含めて、可燃ごみの量を減らす。非常にご苦労してあのクリーンセンターを造っていただいた施設を、長く継続的に利用できるように、市民の方々にも減量化に向けて協力を願う必要があるのかなというふうに思います。また、リサイクル化についてもまだまだ不足してる、もっとリサイクル可能な部分もあると思うので、その辺のところも、減量化に向けてご努力よろしくお願い申し上げます。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私、91ページの健康づくり推進事業費ということで、健康づくり事業3,173万円と備考にありますけど、成果報告書では42ページの一番下段で、健康づくり事業ということで、ここを令和2年度と比較させていただきますと、特に肺がんとか子宮がん、それから乳がん検診の受診率が、令和2年度に比べて2倍程度上がっているんです。いいことなんです。非常にご努力いただいているのかなと思うんですけど、その理由をまた教えていただきたいということと、そして、もう一つは、98ページの備考欄一番右端です。ごみ処理施設運営事業（クリーンセンター）とあります。これ、成果報告書では46ページになるんですけども、1番の文化財影響調査業務、トリエタノールアミン円筒濾紙法による大気曝露調査というところなんですけども、ここの部分、これ、多分クリーンセンターの廃棄物焼却に伴い発生する酸性大気汚染物質が文化財に影響を与えるという、そういうことが懸念されるということで、大気汚染の測定を定点的に、ここにも載ってますけども、當麻寺西塔、それから、あと4か所

に定点観測されてるということなんですけども、ここの観測データ、毎回、成果報告書にこの項目で載ってるんですけども、観測データがどうなのかということ、全く心配が要らない状態なのか、それとも高めなのか。そこのところがどうなのか教えていただきたいということです。

杉本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課の松本です。よろしくお願いたします。

令和3年度の健康づくり事業の決算額が増えているということでございます。がん検診につきましては、葛城市では、集団健診で行っております特定健診と複数のがん検診を一緒に行っております、令和2年度に関しましては、年に2回する健診の後期を中止いたしております。コロナの……。

(「前期」の声あり)

松本健康増進課長 前期です。申し訳ありません。前期の集団健診を中止させていただいていることもあり、受診者数が少なかったこともあり、令和2年度の決算額は低くなっております。それが理由だと考えております。

以上です。

杉本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。よろしくお願いたします。

生活環境影響調査ということで、2011年より、奈良大学に毎年調査をお願いしております。調査箇所につきましては、當麻寺西塔、竹之坊、クリーンセンター、當麻庁舎、少し離れた博西神社、この5か所を調査していただいております。調査結果につきましては、二酸化硫黄、二酸化窒素、塩化物イオンのいずれの測定値も、清浄地の博西神社と當麻寺は同等であった。周囲を山林に囲まれて、樹木の大气汚染浄化作用も相まって良好な環境であったと言えるということをお願いしております。

なお、調査結果につきましては、市のホームページで公開もさせていただいております。

以上です。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 令和2年度については、先ほどの特定がん検診ですけども、前期は多分コロナの影響ですかね。それで中止をされたということで、令和3年度は必然的に上昇したという結果で、今後も引き続き、定期健康健診、特定がん検診の受診率向上に、キャンペーンとか推進をしていただきますようによろしくお願申し上げます。

もう一つのほうですけども、これは、特に、森林とか、そこらの環境もよくて、心配がないというところだと思うんですけども、僕、調べたんですけども、當麻寺の西塔の基壇の東石、2019年に修理されたというところで、そのときの損傷とか、それから、五重塔の頭頂部にある金銅製の相輪、これが薄い紫色のさびを帯びているということで、やはり酸性雨、また酸性大気などの長期にわたる大気汚染の影響があるということは否めない事実であると思います。大気汚染の現状把握とか、クリーンセンター焼却炉の汚染除去装置のメンテナンス、ここら管理の徹底が文化財の保護に密接な関連があります。今後も更なる徹底をよろしくお

願ひ申し上げます。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 おはようございます。今日もよろしくお願ひします。私のほうから2点質問させていただきます。

まずは90ページ、1項保健衛生費、2目予防費の13節使用料及び賃借料、この中にある新型コロナウイルスワクチン予防接種予約システム使用料88万円、モバイルWi-Fiルータ賃借料35万8,600円、これにつきまして、まず、令和3年度の予算の目玉として、コロナワクチンの接種予約として、LINEで実施できるようにということで600万円の予算をつけてらっしゃいます。それに対して実績が少ないのではないかという気がしますので、何でここまで差があったのかという検証をされているのかどうか。その理由というのをどう分析されているのかについて教えてください。

2点目、95ページ、環境衛生事業の中の18節負担金補助及び交付金の中の再生資源集団回収助成金です。これが報告書でいうと45ページに実績が載っております。令和2年度の実績と比較しますと、回収率、令和2年度37.3トンに対して令和3年度30.2トン、約8割に落ちてます。あわせて助成額も、令和2年度186万5,875円に対して令和3年度151万1,506円に、これも大体81%まで減っております。団体数は、令和2年度43団体に対して41団体、これは95%まで減ってるということなんですけれども、単純に考えると、1団体当たりの助成額が減ってるんです。その辺の理由の分析がどういうふうに行われているのかをお願ひいたします。

杉本委員長 鬼頭室長。

鬼頭新型コロナウイルス対策室長 新型コロナウイルス対策室の鬼頭です。

ワクチン接種の予約システムについてのことですが、予算のときはLINEの予約システムで取らせていただいたんですが、実際の運用につきましては、ネット環境を使って予約するシステムを使用しまして、その使用料と、それを健康福祉センター以外で使用するためにWi-Fiの環境が必要でしたので、それに伴うルータの賃借料ということでの実際の使用状況になっております。

杉本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

さきに室長のほうから説明させていただきましたが、LINE予約につきましては、当初、皆様にもご説明したことがあったかと思ひます。その後、個人情報のことがニュースで流れまして、急遽変えたことによりまして、先ほど室長から説明させていただいたシステムに変更しております。

それから、モバイルWi-Fiにつきましては、現地での接種記録を登録するために、Wi-Fiを用意して登録するのと、それと2回目の予約も現地でやっていたのを、最初の1回目と2回目の接種をさせていただいたときなんですけれども、2回目予約もその場でできるようにするという環境を整えるために、モバイルWi-Fiを現地に持ち込んで使っているという形になっております。

以上でございます。

杉本委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。よろしくお願いいたします。

再生資源の集団回収ですけれども、これについては、毎年ご意見等をいただいておりますので、実績だけを申し上げますと、平成18年度がピークでございまして、そこから年々減ってきてるのは現状でございます。様々な理由があって、ペーパーレス化であったりとか、そういうふうな市での回収であったりとかは考えられるんですけれども、毎年減ってきてることもあって、昨年8月から9月にかけて、全団体を対象に実態調査をさせていただきました。その中で、今後、子どもも減ってくることで活動が難しくなるという団体もあったわけですが、ほとんどの団体が、このまま継続して活動を続けたいというご意見がございました。そのご意見の中には、子どもたちが、学年に関わらず、一緒に活動できる場であると。また、親も協力し合う場所であったり、子どもたちにとっても実体験ができる唯一のリサイクル活動であるとかというふうな形での意見もございました。市といたしましても、そういうふうな、回収量は減ってきておるわけですが、昨年12月にゼロカーボンシティ宣言もさせていただいた中で、そういう環境についての1つの環境教育の場として使っていただくというのも1つの考え方なのかなというように位置づけておまして、今年度は、各団体の代表者の皆様に、そういうふうな形での環境教育をお願いしておまして、それについて環境課もお手伝いをさせていただくというふうな形で各団体にはお話しさせていただいております。

以上です。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 まず1点目の、新型コロナウイルスワクチン予防接種予約システムということですが、説明を受けた記憶は私あんまりないんですけども、これ、システムを自前でやるつもりが、ウェブ予約のやつに変わったということですね。これ、私調べたんですけども、MRSOという民間のシステムなんです。全国の600自治体以上で実績があるということで、これが最初に分かってるんやったら、何でこっちを使わへんのか。安いんですよ。だから、いろいろ理由をおっしゃって、Wi-Fiがどうのこうのおっしゃったけど、もともとウェブの予約システムで、これはLINEも使えるということです。おっしゃってたのは、LINEからできる、LINEからできるといううたい文句やったから、LINEが多分最初にあった、そのおまけでウェブができるのかなという感じですけども、これになったら、ウェブ予約でLINEも使えるということですから、それやったらホームページからも簡単にできるんです。今現状ホームページも連動して予約できるということをおっしゃってますけど、ホームページにはリンク先のバナーがあるだけで、そこまで入ろうと思ったら3回クリックせんと入っていけないんです。予約システムというの、下のほうのバナーでしか入れなくて、上にたまに出てくるんですけども、画像がスライドするとそこから入れない。だから、どうせやるのであれば、予約システムいきなり入っていくリンクをつくってほしかったんです。

昨日の委員長のお話ではないけども、ホームページの作り方とか、LINEのほうの、葛城市の発信されてますということにしたって、登録してデフォルトでは何の情報も入ってこない実態なんです。登録して、全ての情報を受けられる状態で、その後、自分で情報を選択していくというのであればいいんですけど、今、LINEから予約できますと、登録したけども案内も何も入ってこない状況の人は、私、どうやってたのかなという気がするんです。その辺の運用も踏まえた上で、どういったシステム投資が効果があるのかというのをもう少し検討されたほうがいいのではないかと思います。今の状況であれば、費用対効果のほうに疑問点つきます。実際どれくらい予約されたのか、今お話しいただけませんでしたけども、最後、その辺だけ、予約率というんですか。このシステムを経由して予約された方が、今、接種者に対してどれくらい占めてるかというのを教えてください。それと、こういった運用を今後続けるかどうか。そこをお願いします。

それから2番目の、再生資源のところは、調査されたということで、これも実は私も2年前にある回収団体のほうで実際にヒアリングしてきたんです。おっしゃるとおり、この回収事業に関しては、子どもの環境教育、それから地域の子育て支援という名目で、地域の方も協力して一緒にやってらっしゃる、取り組んでらっしゃる。非常に大事なことなんです。ところが、実際に収集の現場で聞くと、特に古紙、新聞紙、減ってるんです。新聞がほとんどゼロに近いところまでいってます。なぜかという、最近の若い世代の方は新聞取らないんです。全部ネットで情報を集めてるので。そこが極端に減ってる。なおかつ、もう一つは、市内各所にある回収業者の常時ステーションが増えてきていることもあって、極端に減っていると。続けていきたいけど、この助成金もうちょっと何とかならないかなという声をやっぱりいただくんです。県内ほかのどの市町村も必ずやってらっしゃるんです。その辺の単価の比較は、私、調べても分からなかったんですけども、ある方法として、市として環境に対しての教育という意味でいくのであれば、子どもたちからのそういう意識も育てていくというのであれば、助成額を増やすというのも1つ方法ではないかと思えますけども、そういった検討は今後されるのかどうかだけお願いします。

杉本委員長 LINEのほう、皆さん、分からないですけど、僕、横で聞いてて、専門用語が多くて、何のこっちゃ、何々がよかったんじゃないのとか、こうしたらよかったんじゃないのと、いっぱいあるので、分かりやすく、どなたか説明していただいたら助かります。

奥本副委員長。

奥本副委員長 まず、今の現状、LINEからできますというシステムでいくと、まず、葛城市のLINE登録が要るんです。葛城市でLINEの友達登録をしても、まず標準状態では何も情報は入ってこないんです。昨日の委員長の質問で初めて明らかになったんですけども、取りたい情報に自分でチェックを入れないと入ってこないんです。通常、我々の感覚で言うと、何かに登録すると要らない情報まで全部最初からチェックが入ってて、入ってくる。この情報は要らんからチェックを外すという運用が普通だと我々は考えてる。それが違った。だから、実際LINEの予約されようと登録された方が、果たしてそれを使ったのかどうかというのがよく分からないんです。

なおかつ、今回MR S Oというシステムに乗り換えられたんですけども、これはウェブ予約システムなので、L I N E使わずとも、ホームページからも、とにかくインターネットが使えたらどこからでも予約ができるんです。パソコンからでも何でもできます。ところが、その窓口となるところは、入り口となるところは、今ホームページだけですよね。ホームページのところの入っていく場所、アイコンという絵柄のあるバナーのところ、新型コロナウイルス感染症関連特設サイトというところしか入っていけないんです。さらに、そこへ入って、ずっと下まで画面やって、ワクチン接種予約というところまで行かないと入れないんです。そこしか入れないんです。せっかくなら、市のホームページのトップのところ、いきなりそこへ入ったら予約できるように何でできんかったかと、そういうことを言ってるわけです。

杉本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 まず、L I N EからMR S Oに変えたことについては、議場で私から報告させていただいております。その背景としては、一時的に個人情報の問題があり、最終的に報告書は出されましたが、その当時、すぐにワクチン接種をしないといけないといったようなことで、ほかのサービスはないかというのを探したところ、L I N Eより安価にできるということ、これがウェブサービスのほうでできるということ、MR S Oのほうを活用させていただいております。

奥本副委員長がおっしゃるとおり、もっと改善できることはいろいろあるかと思いますが、基本的に、高齢者の方というのは、電話予約だったり、コールセンターで予約していただいて、大体ネット予約というのが2割ぐらいかな。ただ、年齢が下がるにしたがいまして、5割だったり、6割ぐらいの方が、今はMR S O、ネットのほうで予約していただいているというふうに認識しております。

私の認識では、トップページの中にいろいろ横に動くものがありまして、そこに予約サイトもありますので、そこで横にやっつぽちつとやれば、ワクチンのほうにできる方法もあるんですけども、下に行くと、クリック回数が多いかなというのは私も思うところです。今回、L I N Eから直接ではないんですけども、今回、受信設定ではなくて、メニューのところ、オンラインサービスという項目をつくらせていただいて、そこから飛ぶとクリック2回で予約ができる方法にはなっております。

あと、多いのは、接種券にQRコードをつけておりますので、そのQRから直接飛び込むというケースが多いのかなと思っておりますが、いろいろご意見いただければ、改善できるところはまた改善していきたいと思っておりますので、意見いただければと思います。

杉本委員長 西川課長。

西川環境課長 再生資源の補助金でございますが、資料は古いんですけども、令和2年度現在で、奈良県内で再生資源に対する補助金を出されてる市町村は、葛城市を含め13市町村というように把握しております。助成金の1キロ当たりの単価ですけども、一番上が、葛城市と同じく5円、一番安い市町村では3円ということになっております。キロ当たりの助成でいきますと、毎年、助成金は減ってくるわけですけども、この助成金の目的が、先ほど副委員

長もおっしゃっていただきましたように、環境教育の一環としての地域コミュニティの構成と運営、育成を考慮した助成金という形になっておりますので、今後この単価をどうというのではなしに、また違う形で何かできないかというようなことで検討してまいりたいと思います。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 ありがとうございます。LINEの件は副市長にご説明いただきまして、よく分かりました。1つ、今回これ、金額が安くなってるという部分に関しては、既存のシステムがないかと探していただいて、そういうふうに安いのが使えるというのを見つけていただいたことはいいんですけども、それやったら何で最初にそれを予算のときにやってへんかった。その段階では、もう入ってる自治体が結構あったんです。だから、事前の調査というのをもう少しやっていただきたい。もしも、だから、当初思ってたように自前でそれをつくってというところであれば、そのほうがいいのができるか分かりませんが、お金も費用もかかるし、またメンテナンスのコストもかかるので、できる限りコストを抑えて、なおかつ、当初の目的の予約というところに絞ったら、早くできるというのやったら、こういうの利用するというのも手ですので、これに限らず、そういう方策を探って行ってほしいと思います。

それから、集団回収に関しては、課長調べていただいて、県内では葛城市は最高の部類で、キロ当たり5円ということで、了解いたしました。私も単価を上げるのがいいのかどうか分かりませんが、やっぱりその辺の環境に関する意識というのを高めるためには、これは非常にいい施策だと思いますので、何かほかにもいい方法があれば、またいろいろ教えてください。よろしくをお願いします。

杉本委員長 ホームページとか、スマホとか、アプリのことは、若い人は多分、少々難しくてもたどり着くんですけど、先ほども言ったみたいに、年齢の高い人から見たら、複雑だったら使わないという目線で見たら、工夫が足りないのではないかと僕も個人的には思うので、できるだけ簡易化できるようにしてほしいというのが多分、副委員長の意見やと思いますので、よろしく願いしておきます。

梨本委員。

梨本委員 今の奥本副委員長の、再生資源集団回収助成金事業なんですけれども、本当にこれは、この制度、もともと集団回収しかなかった、市町村の行政回収がなかったときにできた制度ですし、当時は非常に古紙価格が低迷して、業界団体のほうで各市町村を回られて、そういった燃えるごみが減らないかというところからスタートしてると思うんです。その段階からほとんど単価変わってないと思うんです。今現状、取り巻く環境というのはすごく変わってまして、行政回収によって、発生量、集団回収で集める量が減っている。それに伴って業者数も減っている。かつ単価も低位で、非常に安いという状態が続いている。なおかつ、自発的にそういった回収に関わろうとする人も少なくなっている。いろんなマイナス要因がすごく増えてるので、この制度を本当に残そうとするならば、やっぱり何らかのインセンティブを与えなければ、僕はいけないと思うんです。西川課長、値段のことは、これはあまり上げるということは考えてないというふうにおっしゃいましたけれども、ここに使われたお

金がどういう循環をされているのかということも含めて、もう一度、その辺りも検討に上げていただけたほうが私はいいのではないかなど。こういった活動が活発になることが地域社会を活性化させることにもつながると思いますし、行政回収との兼ね合いの観点から、いろんな視点で考えていただきたいということで、これは奥本副委員長に関連して要望させていただきます。

もう一つだけ聞きたいことが、報告書のほうでいきますけれども、45ページの河川水検査22万4,400円なんですけれども、市内11か所において環境検査を行ったということなんですけれども、私の耳にも、よく河川が、化学物質が流れてきたりとか、それから工事の影響が分かりませんが、非常にオイルが流れてきたりとか、河川に汚水が流れてくることによって住民が困ってらっしゃるというようなことをよく聞くんですけれども、そういったことを、ただ単にこれは検査だけをされてるのか。所管が環境課なのか。そういった検査だけをされてるのか。そういったときの対応をどういうふうにされてるのかということをお教えいただきたいんです。実際に令和3年度にどれぐらいの件数のそういったことが起こったかということも含めて、教えていただけますか。よろしくお願いします。

杉本委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。よろしくお願いいたします。

河川水の検査業務でございますが、葛城市内の河川11か所において、毎年検査をさせていただいております。そのうちの8検体が生活環境調査、2か所が農業用水の調査、1か所がダイオキシン類の調査ということで、毎年それをさせていただいております。これの目的なんですけれども、環境基準で維持される水質であるということの調査でございます。河川水を悪化させないために、生活雑排水の流入の減少であったりとか、下水道への接続の推進であったりとか、そういうふうな形で毎年、11河川についてどのような水質であるのかということを検査させていただいております。

遅ればせながら、去年の結果は今ホームページでアップさせていただいておりますので、また、詳しい内容につきましては、そこをご確認いただけたらというように思います。

河川のそういう水質の、年何回かはあるんですけれども、ほとんどが農繁期におきまして、そういうふうな形で、稲の生育が悪いとか、こういうふうな形の中での問合せが何件かありますので、農林課とも連携を図りながら、1回その水を測ってみようかということで、年1か所ないし2か所ぐらいの頻度で検査はさせていただいております。要望があればですけども。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。これは定例的な維持の調査ということなんですけれども、実際、私もこの間びっくりしたんですけれども、車が横転というか、はまられて、油が水路に流れて、非常に田んぼの中にまで入って汚染してしまったりとか、それから、工場から出てくるような水が、非常にそういう危険なものが含まれてるとかという話を聞いたりしたものですから、その際は、私、分からなかったのは、環境課が主管となってやっただいてるという認識でいいのでしょうか。農林課という話も、共同でということもお聞きしたんですけれども。

ども、基本は環境課で対応していただけるということではないのでしょうか。

あと、というのも、窓口がよく分からないと、なかなか、どこに問い合わせればいいのかというような問合せがあって、それが農林課であるのか、環境課であるのか。ほかで、どこできちっとやっていただけるのかというところが分からないというのが1つと、もう一つ、それに付随しての話なんですけれども、環境課は非常にいろんな市民からの苦情も多いと思いますので、対応することも多いと思うんです。なかなか業務的にも大変だなというふうに思いますので、そういったときには、市民生活部で一緒になって対応してあげたほうが、部を超えて、何を言いたいのかといいますと、単課だけでなかなかやりにくいこともあるかと思うんですけれども、主管課がしっかりとそういう対応をしながら、あと応援を要請するというような形はいいと思うんですけれども、主管課自体がよく分からないということになってしまいますと、なかなか住民もどこと相談していいのか分からないというようなことを聞いたものですから、その辺りだけもう一回だけ確認させていただけますか。

杉本委員長 西川課長。

西川環境課長 水質の検査、汚濁等につきましては、環境課で担当しておりますので、まずは環境課にご連絡いただければ、対応はさせていただきます。

以上です。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 集団回収について確認しておきます。私、以前にも集団回収について、同じような単価の改善についてお尋ねをした経緯がございます。その折に、なかなか明確な回答をいただけなかったもので、もう一度確認をさせていただきます。市も、この回収と同じ目的といいますか、新聞の回収であったり、段ボールとか、やっておられる。私、集団回収をしていただくことによって市の負担が少なくなる。どれだけの事業効果といいますか、集団回収をやっていただくことによる市の負担の軽減がどの程度なのか。それが見合い相当分の集団回収に対する支援、まあ、補助金ですね。うちでやったらこれだけかかるけど、各大字等でやっていただくと助かるんだという、そういう支援するための根拠になると私思うんです。別の効果もあります。教育という面でもありますけれども、クリーンセンターの負担軽減効果というところの物差しというのはどうなんですか。事業効果は出ますか。

杉本委員長 西川課長。

西川環境課長 難しいんですけど、令和3年度であれば、150万円を各団体に助成させていただいております。その分が全てクリーンセンター等に回収されれば、資源ごみとしての売払いがあるので、全て市のほうで回収すれば、費用的にはそちらのほうで得にはなるのかなとは思っています。

先ほどからもご答弁させていただいております、目的が、再生資源の集団回収として助成を続けていくべきものなのか。また違う形での環境教育としての別の何かの形の助成をしていくべきものなのかということは、今後検討させていただきたいというように考えております。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 かみ合っていないので、もういいですけども、市は契約業者に委託をされて、回収されてるんですよね。そのコストがキロ当たりどのぐらいかかっているのか。売払いは別の話ですよんか。だから、そういうところも、150万円を出す支出の根拠としては、市で本来回収をして、これだけの業者に対して、委託も含めてかかるコストが、集団回収によって負担が軽減されるというふうなところも、集団回収に対する助成の根拠になるところかと思うので、その度合いが、いや、もっと上げて、市でやるより出して、地域の方に還元するほうが市としては助かるのであれば、単価の上昇も根拠としては成り立つ話なのかなと思うので、同じ答弁しかできへんのだったら、もう答弁は結構です。私の考えはそういうことやということです。

杉本委員長 前村部長。

前村市民生活部長 あえてかみ合わすために申し上げますと、月2回、1つの大字については回収をさせていただいております。量的には多少多寡があっても、そのコースは回っていきますので、1日当たりの職員のコスト軽減にはあまりつながっていないのかなとは思いますが。しかしながら、これは別の問題だと委員もおっしゃっていただいていますように、環境教育のことを考えることと、地域活動、子どもたちのつながりとか、大人と子どもがこうして回収したらこうなっていくんだよというような、次代を担う子どもたちに環境の教育という活動の助成の意味で、そちらの費用は出ていっているのが現状なのかなと考えております。

杉本委員長 皆さん、ほか、どんな感じでしょうか。ありますか。ある人は手を挙げてください。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は午前11時20分。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時20分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 時間割をきっちり見まして質問させていただきます。

4款では1点だけ。決算書95ページ、1項7目の18節、新エネルギー等システム設置補助金の400万円の決算額なんですけど、当初予算でも400万円というところで、45ページの報告書では、助成申請件数80件、これ、そやから5万円ですね。太陽光パネルかコージェネレーションかというところになると思うんですけど、これについて、申込み数がほんまに80件ちょうどあったのか、枠で断ってるのかというところを教えてくださいというところでございます。

杉本委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。よろしくお願いたします。

新エネルギー等の補助金でございますが、平成26年度から、コージェネレーション、太陽光発電、1件当たり5万円の補助を行わせていただいております。80件につきましては、1件当たり5万円の80件で、枠取りでの予算でございます。昨年度は80件以上は申請はございました。それが開始後1年以内であれば申請もできるということの中で、新年度で予算計上されて、承認いただければ申請をお願いしますということで運用をさせていただいております。

す。令和4年度ではそういう方もおられたということで、100件の500万円ということで20件を増やさせていただいております。

令和3年度の内訳でございますが、この補助金については、新築に限らず、既存の住宅にも補助として出させていただいております。昨年度は、太陽光発電が、新築住宅で36件、既存住宅で27件の63件でございます。蓄電池については、新築が2件、既存住宅が15件の17件、合計80件ということになってございます。今現在、令和4年7月末現在で30件の申請を受けております。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。売電価格というのも年々2円ずつぐらい下がってきてはおるんですけど、自然エネルギーに対しての意識がやっぱり高まっているのではないかとこのころは感じてるところでございます。阿古市長もゼロカーボンシティ宣言をされたことで、自然エネルギー、新エネルギーに対してしっかりと補助をつけていかなあかんの違うかということで、令和4年度は100万円、上乘せをしていただいておりますけど、このときも、枠取りというところもあったと思うんですけど、補正を組むなり、何かしてでも、そのときにやっていたらというところもあったのと違うかなと思っております。これについては、また、今回、令和4年度の流れをきっちり見て、もうちょっとつけていかなものなのかというところをしっかりと見極めていっていただきたいということと、これは一応家庭のことやと思うんですけど、産業用というところも、僕、提案をしていってほしい。というのは、一般質問でも言いましたけども、例えば、企業の誘致とかするとき、企業のところでそういう意識の高い企業が来られるのであれば、そういう新エネルギーの何かしらの補助をつけていって自治体もありますので、そういうところはしっかりと阿古市長の方針に沿って、しっかりと予算を今度からもつけていっていただきたいと要望して、質問を終わります。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、90ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費の2目予防費で、90ページの12節委託料の中の、新型コロナウイルスワクチン被接種者輸送業務委託料ということで1,100万円余りですけれども、成果報告書のほうでは42ページになります。そこに送致用のタクシーということで、延配車台数、延利用者数、書いてありますけど、延日数を教えていただけないでしょうか。これが1つです。

それから、92ページになります。同じく4款衛生費、1項保健衛生費、5目母子保健事業費の中の18節負担金補助及び交付金の中にある新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金ということで、検査を受けた方の人数については成果報告書に書いてありますけれども、44ページ、実際に聴覚に問題があるというふうにチェックにかかった新生児、何人いるか。この2つお聞きします。

杉本委員長 鬼頭室長。

鬼頭新型コロナウイルス対策室長 新型コロナウイルス対策室、鬼頭です。

送致用タクシーの延日数についてですが、114日となっております。

以上です。

杉本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課の松本です。

令和3年度、スクリーニングの検査で再度検査が必要となった人数でございます。3名でございました。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 タクシーの件で意見だけ述べさせていただきます。延配車台数が456台、延利用者が3,153人です。日数が114日ですから、日数で割ると1日30人程度ということになります。それを、延配車台数は456台ですから、これ、どんなもんなのかなと、配車台数等。この期間中、1台当たり大体7人ということになります。延べ数にして1台のタクシーが7人ということになりますので、私も、いつもワクチン接種会場のそばを通ったり、いろいろ見るんですけど、やっぱり3台、2台、タクシーがずっと待っているということを感じることもあるんです。何かタクシーの運転手も手持ち無沙汰にして、外へ出て話しておられたりで、これは必要なサービスだと私も思うんですけども、配車の台数が、この費用、1,000万円程度かかってるんですけど、この点についてどうなのかという検討をされてるのか、されたのか、事業成果としてどう見ておられるのか。これ、再度お聞きします。

それから、聴覚スクリーニングの結果、3名ということですけども、専門医のほうに受診を勧奨されてると思うんですけども、受診は3名ともされたのかどうか。こういう確認をされてるのかどうか。このことについてお伺いします。

杉本委員長 鬼頭室長。

鬼頭新型コロナウイルス対策室長 タクシーの配車状況なのですが、高齢者にすごく接種していた時期があるんですが、7月、8月ですと1日の平均が50人とか40人を3台で輸送していただいたということで、多い時期は3台用意させていただいておるんですが、利用者の少ない時期には2台に減らさせていただくなどの対応はしておりました。

以上です。

杉本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 助成対象者192名中3名、再検査を受けられて、その結果、異常がないということで報告は受けております。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。タクシーの件につきましては、もっと周知が必要な場合もあるし、だから必要な台数ということもあると思いますので、引き続き、また調整していただけたらと思います。

それから、スクリーニングの件ですけど、これ、前、私言いましたけれど、私が直接聞

いたのは、聴覚に障がいをお持ちのお子さんを持つお母さん方、いろいろ横つながりがあった、やはりこの時期にきちっと受けていたら、知能の障がい、入学時に、検査引っかかったんだけど、ちゃんとした、最終的にきちっと見てもらわないがために、小学校入った時点で分かることがあると。そうすると、その期間、聞こえが悪いということを放置のために、知能の面で遅れが出て、なかなか後々の学習についていけないことがあるので、早期にこの時点でスクリーニングをやって、専門医に見せていただいたら、結果は大丈夫ですよということだったらいいし、何かあれば、その時点で手当することで普通に発達課題を乗り越えていけるということ、そういう訴えを聞きましたので、ぜひ強く勧奨していただいて、私が3年前に質問したときは、3名の方がおられて、2名しか専門医に行かれなかった。1名の方は行かれなかったということも聞きましたので、あえて聞かせていただきましたけど、引き続き、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、4款衛生費に関する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

杉本委員長 そうしたら、5款農林商工費及び6款土木費の説明を求めます。

吉井会計管理者。

吉井会計管理者 会計管理者の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、5款及び6款の説明をさせていただきます。

100ページをお願いいたします。5款農林商工費でございます。全体といたしまして、3億2,122万5,277円の支出でございます。また、2,332万円を繰越しいたしました。

1項1目農業委員会費におきましては、956万6,938円の支出でございます。下のページに移っていただきまして、2目農業総務費におきましては、4,813万2,958円の支出でございます。3目農業振興費では、2,945万4,716円の支出でございます。主な事業といたしましては、農業振興事業で2,721万9,716円の支出でございます。

102ページをお願いいたします。4目経営所得安定対策事業費では、経営所得安定対策事業といたしまして714万4,070円の支出でございます。下のページに移っていただきまして、5目畜産業費では30万5,000円の支出でございます。6目農地費では、人件費と土地改良事業を合わせまして5,204万7,793円の支出でございます。

104ページをお願いいたします。7目休養センター管理費におきましては442万8,675円の支出、8目地籍調査費では、国土調査事業といたしまして17万2,341円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、9目有線放送維持管理費では、有線放送管理事業といたしまして209万円の支出でございます。10目団体営土地改良事業費におきましては、7,181万1,922円の支出でございます。

106ページをお願いいたします。2項1目林業振興費では、968万3,499円の支出でございます。主な事業といたしましては、鳥獣害防止対策事業244万4,000円の支出でございます。

3項1目商工振興費では、3,815万8,531円の支出でございます。下のページに移っていただきまして、2目観光費におきましては、2,563万9,451円の支出でございます。主な事業といたしましては、ページをめくっていただきまして、108ページにございます観光振興支援事業で705万5,000円の支出でございます。下のページに移っていただきまして、3目相撲館費におきましては、人件費と運営事業、管理事業を合わせまして2,258万9,383円の支出でございます。

110ページをお願いいたします。続きまして、6款土木費でございます。全体といたしまして、19億7,829万4,893円の支出でございます。また、4億5,621万8,700円を繰越しいたしました。1項1目土木総務費では、4,606万820円の支出でございます。下のページへ移っていただきまして、2項1目道路橋りょう維持費では、2,114万6,768円の支出でございます。主な事業といたしましては、市道管理事業といたしまして1,752万6,668円の支出でございます。

112ページをお願いいたします。2目道路新設改良費では、市道新設改良事業といたしまして1億4,758万3,468円の支出でございます。3目尺土駅前周辺整備事業費では、2億919万7,334円の支出でございます。

114ページをお願いします。4目国鉄・坊城線整備事業費におきましては、2億5,250万4,301円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、5目社会資本道路改良交付金事業費におきましては、1億817万7,420円の支出でございます。6目地域連携推進事業費におきましては、9,813万2,100円の支出でございます。

3項1目河川総務費におきましては、7,337万7,500円の支出でございます。

116ページをお願いいたします。4項1目都市計画総務費では、6,025万11円の支出でございます。

下のページに移っていただきまして、2目公共下水道費におきましては、下水道事業会計補助金といたしまして6億2,425万2,000円の支出でございます。3目公園管理費では、1億2,836万644円の支出でございます。主な事業といたしましては、118ページにございます公園管理事業で3,926万9,856円の支出でございます。

120ページをお願いいたします。4目吸収源対策公園緑地事業費におきましては、2億200万6,217円の支出でございます。

121ページをお願いいたします。5項1目住宅管理費では、市営住宅管理事業といたしまして724万6,310円の支出でございます。

以上で、5款農林商工費、6款土木費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

杉本委員長 ただいま説明願いましたが、まず、5款農林商工費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 お願いします。102ページの最後から103ページの一番最初に備考で書いてある、景観形成作物種子原材料費なんですけど、37万6,750円の分なんですけど、これは、遊休農地の解消活動のためにされてるということは理解しているんですけど、私も決算初めてなので、お聞きしたいんですが、どんな種類の作物で、これは年々増やしていったらっしゃるのか、減らしていったらっしゃるのかということをお聞きしたいのと、もう一つ、106ページの森林保全整備事業のところなんですけど、これは、私、何回か、公に言ってるかどうか、原課のほうでは結構何回も言ってることなんですけど、この事業の中の、成果報告書では50ページの……。

杉本委員長 柴田委員、款項目を言うようにしてください。

柴田委員 5款2項1目のところなんですけど、成果報告書では50ページの林業費の中の、木育推進事業の積み木購入件数300組なんですけど、これは出産祝いでお出しされてるものだと思うんですが、令和3年度では、対象者は何人いらしたのかということをお聞きしたいです。

杉本委員長 吉村課長。

吉村農林課長 農林課の吉村です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、景観形成作物の種類でございますが、令和3年度におきましては、ヒマワリ、それからレンゲ、菜種等を予定しておったところではございますが、結果的にヒマワリのみが申請があったという状況でございます。17名の方から申請があって、市内47筆分ということで申請をいただいております。

それから、積み木につきましては、令和3年度決算額169万9,500円ということで、300セットを購入させていただいております。出生者数の対象者でございますが、誠に申し訳ございません。資料につきましては、手元ございませんので、後刻、報告をさせていただくということでお願ひしたいと思います。大体300人ぐらいの人数になるのかなとは思っておりますが、必要分だけ購入しておるという状況でございます。

それから、ヒマワリの関係の、今後どうしていくのかということでございますが、その辺りは、また市単独事業全体の部分も含めた中で、ほかの部分の需要も含めた中で検討、検証をしていきたいというふうに思っております。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 種の部分なんですけど、過去から年々増えていったのか、減っているのか。その範囲を聞きたかったんですけど、その辺りはどうなんでしょうか。

杉本委員長 増えてるか、減ってるかということですよ。

吉村課長。

吉村農林課長 ヒマワリの件数でございますが、過去2年間、大体横ばいの状況となっております。よろしくお願ひします。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。種のほうなんですけど、ヒマワリだけというのは、インスタグラムとかで結構見るんです。平岡のヒマワリ畑もすごくきれいやし、それを市民の方も含めて、すごく楽しみにしていらっしゃる方もいるのかなと思って、それを、どうでしょうか、観光のスポットにでも、広げていったらなるのではないかなというふうにも感じてますし、ヒマワ

りだけではなくて、季節、四季があるわけですから、四季に応じた種を、遊休農地、結構あると思うので、交渉していただいて、何かそういう観光スポットができないのかなというのは、私としては、安価でもあるし、農家の方にとってもいいことだと思いますし、葛城市にしても、1つ観光スポットが増えるということではいいのではないかなというふうに思ってるんですけども、長期で考えないといけないことかなとは思いますが、ぜひやっていただきたいというふうに思ってます。

積み木のほうなんですけど、ここで出産祝いが何個か分からなかったら、多分次の質問も全然、多分難しいのかなと思うんですけど、第2子、第3子のような……。

杉本委員長 出産祝いでしょう。

柴田委員 出産祝いですよ。その中で、第1子の方と、第2子、第3子の方は何割ぐらいいらっしゃるのかというのをお聞きしたかったんですけど。

(「分からない」の声あり)

柴田委員 全然分からない。ということで、ちょっと難しいと思う。私が何が言いたいかというと、原課のほうでは何回も言わせていただいているんですけど、積み木のセットを何個ももらうのは、うれしいかもわからないけど、またこれかという、そんなに何個も要らないのかなというふうに思いまして、バラエティーをつくってくださいというふうに前からお願いしてて、サンプルもつくっていただいている感じなんですけど、ぜひそれを進めていただきたいというふうに思ってるんです。最初、第1子であったとしても、選べるということがやっぱりいいのかなというふうに思っておりますので、ぜひとも、バラエティーを、木育なので、木でできたもので何か工夫して作っていただけるのがいいのかなというふうに思っております。

以上でいいんですけど、よろしく願いいたします。

杉本委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田です。

先ほどの積み木の関係のほうは、以前から何人かの議員からも質問ありましたので、今年度、農林課のほうで、いろんな選択肢ができないのか、そういったことを業者にも確認させていただきました。今、積み木を納入している業者については、その選択肢はないということでしたので、道の駅かつらぎのインフォメーションに積み木のプールを入れている業者にも確認させていただきました。そういった中で、5月早々に、ちょっと違った、丸い、積み木のプールのような、卵の木の製品であったり、木琴みたいな形の分をサンプルとして持ってきていただいて、今の積み木の費用と同じような金額で納入可能であれば、そういったことも検討可能であるということで、新年度につきましては、選択肢を増やした中で、そういった事業に当たりたいと考えております。

以上です。

杉本委員長 吉村課長。

吉村農林課長 農林課の吉村です。

景観形成の件でございますが、1つ誤りがありまして、レンゲと申しましたが、コスモスの誤りでございました。申し訳ございません。

それから、この対策におきましては、景観の形成に寄与するものとして、対象水田に良好な状態で栽培管理していただくことによって、転作率の向上、美化促進にもつないでいるという部分でございます。市単独の事業ということでもございますので、その他、助成事業等も含めた中で、それから、今、委員のご意見いただきました部分も含めまして、今後検証を重ねていきたいと思っております。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 ぜひ実現させていただきたいと思えます。市単独ということでもありますし、やろうと思えばやれる事業かなというふうに思えますので、ぜひ積極的にやっていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

杉本委員長 質問の内容と違うかもわからないんですけど、積み木300個、余ってるのか、足りなかったのかぐらいは分からないですか。人数がどうというのは分からんとしても、300個は買ったんですね。それが今、全部はけたのか、大量に余ってるのか、あと2個なのか、それぐらいは分かるのではないかと思ったんですけど、どうですか。

吉村課長。

吉村農林課長 ただいまの積み木の件でございますが、多少の在庫は抱えておかなければいけないということで、ただ、今おっしゃるように、たくさんの量が余っているとかいうことは一切ございません。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 3つほど聞かせていただきます。

1点目です。101ページになります。5款農林商工費、1項農業費、3目農業振興費の中の農業振興事業です。18節で一番下にあります北葛農業使用済プラスチック適正処理推進協議会負担金ということですが、事業負担金となってるんですけど、この事業について伺います。これが1つ目です。

それから、2つ目になりますけれども、106ページです。5款農林商工費、2項林業費、1目林業振興費、事業で言いますと、有害鳥獣駆除事業ということで、ここに有害鳥獣駆除助成金64万3,950円ついておりますけど、これの中身について伺います。

それから、3点目は観光関係になりますけれども、5款農林商工費、3項商工費、2目観光費ということで、109ページになります。広域連携事業の中の一番下になります。18節の葛城修験日本遺産活用推進協議会負担金の中身について伺います。

杉本委員長 吉村課長。

吉村農林課長 農林課の吉村です。どうぞよろしくお伺いいたします。

ただいまご質問いただきました1つ目の、北葛農業使用済プラスチック適正処理推進協議会の負担金の中身というご質問だったかと思えますけれども、令和3年度におきましては、北葛地区におきます農業用使用済みプラスチックフィルムの適正処理を図るため、回収システムの構築と、再生処理を推進し、環境の保全と施設園芸の健全な発展に資することを目的として従来どおりの事業をいたしました。数値といたしましては、新庄地区で78.59立方メー

トルございました。それから、當麻地区では41立方メートルと、このような状況でございます。併せまして、支出額51万2,412円と、このようになってございます。

それから、有害鳥獣の助成金の内訳のご質問でございますが、鳥類が26羽確保していただいております。猟友会で実施していただいているところでございますが、71名の方に携わっていただきまして、その費用ということと、あと、獣類につきましては87頭捕獲をしていただいております。人数にして233名の方に活動をいただいたというようなところでございます。よろしくお願いいたします。

杉本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願いいたします。

葛城修験日本遺産活用推進協議会の負担金ですが、こちらは、令和2年6月19日に日本遺産に認定されました葛城修験で、葛城市内の構成文化財は5つございます。そちらのほうで、令和2年8月に葛城修験日本遺産活用推進協議会が設立されました。そちらの活動資金は、文化芸術振興費補助金と文化資源活用事業補助金で事業を実施しておりますけれども、今回の35万5,000円の負担金ですが、現地ガイドの養成講座、それから、間違えました。令和3年度の負担金は、構成文化財案内サインの作成、それから設置費用の事業の負担分、葛城市内で設置しました案内サインの負担分が35万5,000円ということでございます。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。北葛農業使用済プラスチック適正処理推進協議会のほうなんですけれども、もうちょっとお聞きしたいんですけど、これ、例えば年末に農協が呼びかけて、波板とか、農業マルチとか回収されて、多分軽トラ1杯幾らということで、農業者の方も負担して当然出されてるんですが、その先がどうなってるのかというのが分からず、私、業者が来てるから、その業者にそのまま渡せば、適正処理云々かんぬんという、何の事業費なのか、推進協議会負担金というのは何の費用か分からないんです。つまり、業者が来て、業者がそのまま運んでるんだったら、農業者の負担で、要は産業廃棄物として出したということになるわけで、あとは産業廃棄物を業者が適正な処理するんだろうと思うので、何で、推進協議会は何やってるのかよく分からないんです。先ほどのお話だと、この推進協議会というか、そこが処理してるということなのかどうか。そこがよく分からないので、それをもう一回お尋ねいたします。

それから、有害鳥獣のことなんですが、これは成果報告書51ページのところに、先ほどご報告ありました、71名の方に、猟友会も含めて71万5,950円ということなんです。延人数が71人ということなんです。87頭ということだったんですが、これは大体延べにすると1万円。私、この活動されてる方、お話を聞いたことがあります。そうすると、わなが多いようですけれども、毎日見に行ってはるんです。というのは、もし、引っかかって、二、三日も1週間も放っておくと、そのまま死んで、あとの遺体処理その他がすごく大変になるので、わなをしかけたら、毎日、たとえかかっても、回ってるそうなんです。そうすると、1万円では、

とってもガソリン代も出えへんというふうな、割が合わんと。好きだからやってるけれども、こういうのを引き継ぐ人は、なかなかこれあと大変なのと違うかと。我々は、その後、解体処理してどうのこうので、また楽しみもあるからということなんですけれど、これ、費用としてどうなのか。猟友会の方とも相談していただいて、現状に合わせた形での、少なくとも費用負担を今後考えていただけたらと思います。これはこれで意見だけ述べさせていただきます。

あと、葛城修験のほうなんですけれど、これは広域連携ということで、私もホームページを見させていただきました。役行者のゆかりのあるというところで、私も大変興味深くホームページを見させていただいて、5か所市内にあって、そこに案内の看板を設置していただくと、大変いいことなんですけど、問題は、昨日、奥本副委員長からもお話がありましたように、相撲の件で広域連携やってますよね。そこでの成果をいかに葛城市が独自に生かすかというところなんですけど、それについて何か取組されてることがありましたらお願いしたいと、何かありましたら紹介していただけたらと思います。

杉本委員長 吉村課長。

吉村農林課長 農林課の吉村です。よろしくお願いいいたします。

使用済みプラスチックの件でございますが、これ、協議会組織として、大和高田市、香芝市、葛城市、広陵町、奈良県農協、それから、北葛地区統括商業組合、中部農林振興事務所との連携の中で、農業者の負担を軽減するという位置づけの中で行われておりまして、廃棄につきましては、固めて集められた部分を、コストを下げるために廃棄物処理業者をお願いしてるという流れで伺っておるところでございます。

杉本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 案内看板の作成と設置に関してはさせていただいてるんですけども、それ以外のことをしておりませんので、今後、積極的に啓発、周知をやっていきたいと思います。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。農業用の使用済みプラスチックの推進協議会ですけど、もう一つ分からなかったのが、また後ほど詳しく聞きに伺いたいと思います。というのは、補助が出るのかどうか。例えば、軽トラ1杯すり切りで5,000円とか、これだったら1万円とか、当初はただみたいなきもあつたような感じもするんですけど、そういうところの補助金が出るような形でやっておられるのか。この先がどういうお金の仕組みになつてるのか。啓発活動なのか、事業者との調整に使われてるのか、よく分からなかったのが、また詳しく分かりましたら、最後ですので、またこれは伺います。また後日伺おうと思います。

それから、葛城修験につきましては、これは葛城市内5か所ということですけど、例えば、二上山に経塚があります。それから、あと、高雄寺、それから當麻寺もそうですし、周辺固まるところがあつて、私は、例えば、観光資源という意味からも、昨日も質問したんですけど、ウォーキングロードマップが今年は決算の中には、予算上がつてもやめたということなんですけど、例えば、修験の道の役行者にゆかりのあるところが固まるところはウ

オーキングロードマップを作るとか、そうすれば、二上山ふるさと公園、大阪府から大変大勢の方が来られて、二上山によく登られます。そのついでに足を延ばして、経塚も見られると思いますけれども、高雄寺とか當麻寺のほうにまで足を運んでいただくこともできるようなマップを作るとか、ぜひ観光資源に葛城市独自で生かしていただけたらと思います。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 先ほどの木育のところの関連でお聞きをします。このことについては、森林保全整備事業と、こういうタイトルで事業化されてるということやと思います。森林保全整備事業について、どういう目的の事業なのかというのをまずお聞きします。

それから、もう一つは、102ページ、農業振興費の大和平野土地改良区賦課金に係る補助金768万円。この補助金の支出目的といたしますか、これをお聞かせください。

それから、3つ目は、108ページ、観光費の負担金補助及び交付金の、観光施設管理運営事業の中の竹内遊歩道管理委託料。以前に、竹内の歩道といたしますか、事業化されて、管理を委託されてると。多分、大字竹内に対してこの管理を委託されてるというふうに記憶をしてるんですけども、そんな回答はもう想定して、私、あの近くを通ったときに、通行できないといたしますか、バリケード的なものがあるって制限されてる。これ、現状、遊歩道として活用されてるのか。そこのところをお尋ねします。

杉本委員長 吉村課長。

吉村農林課長 農林課の吉村です。よろしくお願ひいたします。

森林保全整備事業の件でございますが、森林環境譲与税事業の一環で実施をしております、パリ協定の枠組みの下におきます日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税が創設されております。本市におきましては、そういった趣旨の観点から、木育の推進事業、それから、委託事業では、森林地番図の作成業務、森林病虫害被害木除去作業、それから、森林環境教育の学校で行われる授業の部分に、そういった部分、令和3年度につきましては、充当をさせていただいてるようなことでございます。

それから、大和平野土地改良区の30%補助の関係でございますが、これは、大和平野土地改良区に対しまして市内農家が支払われました賦課金に対しまして、負担の軽減をするというような趣旨で行っておるところでございます。補助金といたしましては、1ヘクタール当たり1万5,600円と、このようになっております。令和3年度につきましては、1,776件に対して、面積にいたしますと4,927.404アールの方に対しまして補助を実施したところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの竹内遊歩道管理委託料についてでございます。こちらは、竹内遊歩道の草刈り

をシルバー人材センターに委託している18万1,000円でございます、年に3回、シルバーに草刈りをお願いしているところでございます。

増田委員がおっしゃいました柵についてでございますが、こちらは多分水道局のところにある柵と、下のほうにもございますが、その柵のことだと思うんですけども、それはイノシシよけというか、防止の柵でございます、通行される方は、皆さんそれを開けて入る、また閉めて歩かれるということで運用していただいております。

以上です。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。森林保全整備事業、以前も私これ言いました。葛城市の予算の中で、葛城市の山林の保全のための予算を組んだということです。このところを押さえておいていただきたい。木育推進、積み木を、どこの木を利用したのか知らんけども、本来、葛城市が予算化する木育であれば、葛城市の山林の間伐材であったり、そういうものを利用するというのがこの事業目的に合ってくると思うんですけど、よその山の木を切ってきて、積み木を渡して、木育といえば木育なんですけども、森林保全整備、葛城市の森林の保全をするんだという事業目的であれば、私が以前から言ってるように、この原材料は、本市の森林、立派な木たくさんありますので、その間伐材等を利用した製品であるべきではないかというふうに思うので、これ、以前から同じように、何ぼ言っても反応ないので残念なんですけども、私は、この事業目的からいくと、外れてるやり方やというふうに指摘しておきます。

2点目の、大和平野土地改良区の賦課金に係る補助、これは、先ほど説明のございましたように、農業者の負担軽減のための補助であると。それ以外の何ものでもないということをやっと認識しましたので、ほかの目的で市がこのお金を払ってるんじゃないよ。農家の手助けのため、農家の負担軽減のためやということをしかりと頭に刻んでおきます。

それから、観光施設、竹内遊歩道、あれでもう完成したと。バリケードはイノシシよけやということですか。通るときはよけやんと通れんと。扉やね。遊歩道に扉がついてるという認識は私ないので、これ、入ったらあかんのかいなど、勝手に開けてもええんかなど、何か遊歩道っぽくないので、分かりました。イノシシと人を分離するために扉をつけたということですね。遊歩道としての利用は、観光される方がきちっと利用していただいと。遊んでると違うという認識でよろしいですか。分かりました。

さっきの木育に関して、前も言った、業者もいろいろございますでしょうし、積み木何個も要らんという柴田委員のお話もありましたけども、もうちょっと知恵を絞っていただいて、プロポーザルでも何でもやって、葛城市の木を使った、子どもたちに喜んでいただくような、そういう製品についての業者選定も、今後していただく必要があるのかなと思います。よろしく願い申し上げます。答えあったら、お願いします。

杉本委員長 僕の記憶の中でも、増田委員、これずっと言っってはって、それはそうやったら、その明確な理由を1回ちゃんと言ってもらわんと。

阿古市長。

阿古市長 実は、吉野町と木育の協定を4年前に結んでおります。以前は、葛城市の子どもたちが生まれたときには、奈良市のほうの、たしか刑務所で作られた積み木をお配りしてたんですけども、もうそちらのほうはやめまして、吉野町と協定を結ぶ中で、吉野町で作られた、そのときも、なかなか積み木を作られる業者はないみたいです。少ないみたいです。その中で、吉野町で探ささせていただいたという経緯がございますので、ある種、広い意味で環境にはふさわしい協定なのかな。将来的に、ゼロカーボンの考え方の中でも、単独で成果を上げるのは難しい状況も考えられますので、もう少し広範囲で考えた中でのゼロカーボン、葛城市にとってのゼロカーボンは、当然、考えの中の1つとして頭の中にあるというところがあります。葛城市の木材を使いたいという思いは、委員と同じようにあります。ただ、実際に、木材を使って製品を作っていただける受皿があるのかというところが、多分大変な作業なのかなという思いがあります。年間200組から300組の積み木しかございませんので、ですので、その辺も1回、原課に研究させたいと思っております。吉野町から、今おっしゃっていただいている積み木が入っているというのは、その経緯の中で、今の子どもたちにお渡しさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 吉野町の立派な水であったり木であったり、そういったものを葛城市が利用すると。何かほかで聞いたような気がするんですけども、やっぱり地元の資源というものを大事にするという事業の目的からいくと、吉野町の立派な木もええけども、私は、道の駅のところにあつた木のプールですか。あれを見たときに、そんなんしてる場合じゃないでしょうと。西の葛城市の3,300ヘクタールのうちの3分の1の山林の状況が今どないなってるのかと。倒木したまま放置をされてる山林を今後どうするねんという大きな課題をクリアしていかなんというのが足元にあるわけなので、私は、そういった一環の中で保全整備なんです。また森林譲与税、全県民、市民に対してかかって、費用もそうやって捻出された事業もあるので、目的は、やっぱり西の山を、葛城市の山をきれいにしようという整備に関して注力を傾けていただきたいと、そういう思いで熱く語ってほしいでございますので、よろしく願い申し上げます。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 1点だけお願いします。

決算書104ページ、報告書のほうは49ページになるんですけども、農業者健康管理休養センター管理事業442万8,675円です。この事業、歳入にも関わるかなと思うんですけども、報告書のほう、利用状況のところ、利用件数81件、利用者数529人、使用料が3,500円なんです。この使用料について、どういう形態で徴収されてるのかということをご1点聞かせてください。

もう1点は、当初予算なんですけれども、当初予算の段階で、農業者健康管理休養センターの運營業務のほうで、運營業業で報酬7万2,000円計上されてるんです。これは、予算で

言いますと、葛城市の農業者健康管理休養センターの活用に関する審議を諮り、健全な施設の活用を目指すということで、報酬9人分で7万2,000円計上されてるんですけども、これの未執行の理由を教えてください。

以上です。

杉本委員長 吉村課長。

吉村農林課長 農林課の吉村です。どうぞよろしく願いいたします。

まず1つ目の、使用料3,500円の件でございます。これは、多目的ホールを一般の方が利用されることに対します利用料と、市外の方が利用されることの使用料でございます。市内の方は無料で使っていただいているということもございまして、それが1件ございました。

それから、休養センター運営委員会の状況でございますが、誠に申し訳ございません。令和3年度につきましては、協議事項がなかったという理由からか、開催のほうはしておりませんでした。

以上でございます。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 これ、公共施設の管理計画にも関わるので、行き過ぎたら止めていただいたらと思うんですけども、これ、もともとの平成29年の計画段階では、休止施設にするということで計画を立てられてるわけです。今、5年ごとの改訂ということで、またそれで内容は変わってきてるんですけども、毎年これだけの予算つけてるわけです。今年度は少なかったかもしれませんが、前年に関して言うと、消防施設の改築であったりとか、屋根の補修であったり、3,000万円程度の改修もあったわけです。私がよく分からないのは、活用に関する審議を諮らずに、なぜこういうふうに垂れ流して、経費ばかりが出ていくのかということがよく分からないんです。やはりある程度、休止施設という方向であるならば、こういったものが本当に必要なのかということの精査を、これは農林課だけでできるかどうか分かりませんが、ファシリティに関することを、やっぱりある程度の方針を示してやっていかないといけないのではないかとこのように私は思うわけです。

先日も、総務建設常任委員会のほうでは、市長が、財政が許せばということでおっしゃってるわけですけども、平成29年度の総合管理計画も市長の名前で発行されてますし、実際、その段階は、まだ財政課と総務課は分かれてませんので、総務財政課の中でこの計画というのはつくられて、その中には財政がもたないというふうに書かれてるわけです。だから、本当に計画との整合性が分からないので、今後の農業者健康管理休養センターの運営及び管理について、どういうふうに考えられてるのかということをお聞かせいただきたいと思えます。原課で難しかったら、市長、副市長、答えていただいたらというふうに思います。よろしく申し上げます。

杉本委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、私のほうからは、担当の農林課を所管する部長として答弁させていただけたらと思っております。今、梨本委員おっしゃった部分、公共施設等総合管理計画は、確かに平成29

年度に作成された計画であったかなと思っております。その後、平成30年度に、前部長の当時ですけれども、休養センターの多目的ホールの雨漏りがあるということで、予算の金額として、測量設計として200万円、それから、工事費として2,000万円の予算を計上させていただいて、屋根の雨漏りの修繕をさせていただいた。それは、多目的ホールを利用されてる人たちの利用を守るというか、そういった意味での修繕であったのかなと考えております。その後、広域消防のほうから、それまで多分消防施設の点検の中でも指摘はあったであろうと考えておるんですが、そういった形で長期保存をされるようであれば、今利用されている方の、もしもの火災のときの安全を確保してもらわないと困るということで、消防施設の改修を行ったということでございます。

それから、休養センターにつきまして、今までから財産処分の問題が議会等でも指摘されておりましたので、令和3年1月29日に、農林課長と県の担い手・農地マネジメント課、担い手育成・支援係の担当者との意見交換が行われております。その中で、県のほうから、国庫補助で行った場合については、財産管理台帳の確認が必要であるということと、当初の計画についての確認が必要であるということ、それから、やっぱり結論としては、耐用年数の残存期間がある場合には、国、県ともに、その補助分の返還が必要であるという意見をいただいて、今に至っておるという状況でございます。今は利用者、クラブの利用、それから、障がい者と農との連携の会社といいますか、そういうところに借りていただいております。

以上です。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 本当にこの施設だけには関わらないんですけど、本来であれば、市長にまた考え方も聞きたいんですけども、本当に計画との差を埋めていくということをしなければ、休止施設と一旦決めて、また後戻りするようなことがずっと続いてしまって、こういうふうには決算の中で数百万円かかってくる。委託料で百数十万円であるとか、本当に光熱水費でも百数十万円かかってきてるわけです。本当、こういう経費はどんどんやっぱり負担となってくると思いますので、しっかりと今後のこと、補助の返還という言葉も出ましたので、実際、今で幾ら返還せんとあかんねんということも原課で調べていただいて、その上で、活用するのがいいのか、それとも返還して、休止施設として除却の方向に持っていくのかとか、ほかの機能を持たせて、何らかの形で、別方向、複合施設としてやっていくのか。そんなことを、これは本当に農林課にばかり言って申し訳ないんですけども、ほかのファシリティのこと、総務部も含めてご検討いただきたいということでお願いしておきます。

以上です。

杉本委員長 吉村課長。

吉村農林課長 ただいま委員からのお話の中で、今現在の返還額はどんなもんだということ、ちょうど手元に資料がございましたので、申し上げますと、令和4年3月31日現在になります。残存価格につきましては5,299万4,487円、これに対する返還額が、円単位は多少ずれがあるかもしれませんが、補助率を按分して、計算上では3,532万9,835円と、このようになっており

ます。

以上でございます。

杉本委員長 皆さん、質問のほう、いかがでしょうか。まだある方。

暫時休憩いたします。再開は午後2時でお願いいたします。

休 憩 午後0時28分

再 開 午後2時00分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

5款の続きでございます。

何か質疑ある方。

奥本副委員長。

奥本副委員長 午後からもよろしく申し上げます。

午前中の梨本委員の質問の関連になります。104ページ、5款農林商工費、1項農業費、7目休養センター管理費、農業者健康管理休養センター管理事業なんですけども、午前中のご回答のところで、現状、あれをこぼった場合に返還金が3,532万円というお話でした。それだったら、これまでに平成30年に、3,000万円ぐらいですか、工事やったという。それと、年間で今442万円、コロナでこれ収まってるけど、500万円近くなったら、本当に1年、2年で償却できたのと思うんです。あれをどこかの段階で、そもそも公共施設等総合管理計画というところに、平成29年度にどうにかするというふうにならうたわってる状況をどこまで引張るのかというところ。これまで何回か私質問させてもらいましたけども、具体的な金額というのは今日初めて出てきたので、その金額を聞いてそう思ったわけなんですけども、1つ確認だけしておきたいことがあります。何かというと、今現状、店子として入居されてるところありますよね。利用されてるところ。そこのところを、これ、歳入に絡んでくるんですけども、さっき梨本委員の質問の中で、利用者数のところの3,500円という金額出ましたので、関連という形で許していただきたいんですが、あそこの年間幾らぐらい費用として家賃を払ってらっしゃるのか。もし仮に、休養センターを処分する。処分するというか、除却するとなった場合に、今のあそこに入ってらっしゃる方の契約というのはどうなるのかというのが分からないので教えてください。

その次、108ページ、3項商工費、2目観光費の中の観光振興支援事業、これもいつも聞いてるところなんですけども、18節の県ビジターズビューロー負担金3万円、それから、知れば知るほど奈良はおもしろい実行委員会分担金10万円。これが予算のときに質問した中の回答でしたら、県のビジターズビューローが、令和2年に問題があって、県の監査が入って、ビジターズビューローの問題が取り上げられまして、一旦これが解消となったのか、今どういう状況になるのか分からないですけども、ビジターズビューローというところに県のいろんな自治体が参加しているところが、新たに、知れば知るほど奈良はおもしろい実行委員会分担金というところでまた入り直してるという形になってます。ビジターズビューローの負担金というのは、要は、今期これで払ってこれで終わりという解釈でいいのか。3万円だけなので多分そうかなと思うんです。それがまず1つと、それから、予算のときに私聞いてて、

お答えしますということで約束してもらってることがあるんですけども、知れば知るほど奈良はおもしろい実行委員会の分担金の根拠を、県のほうに示してほしいと申し入れてるとい
う回答をたしかそのときにされてるんです。その回答をいただいてなかったと思って、県の
ビジターズビューローが県監査で、使い道がこれは不適正ではないかという指摘されました。
それと同額に近い形が、知れば知るほど奈良はおもしろい実行委員会に入ってるわけなんで
す。となると、どういう使われ方をするのか。分担金の根拠というのは何かというのは聞き
たくなりますけど、それ、聞いていただいたのかどうか。この2点をお願いします。

杉本委員長 吉村課長。

吉村農林課長 農林課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1点目のご質問でございますが、家賃の関係でございますが、家賃につきましては、
基本料金でしたら月額5万円という賃貸料となっております。それ以外に、使われました光
熱水費、これ、メーター読みの分は納入いただくというような位置づけとなっております。

それから、契約の解除の関係でございますが、この法人との契約につきましては、3年を
基本とした契約となっております、一番当初が平成28年4月1日から始まってございます。
契約解除については、期間満了前の1年前に書面による申出というのが双方からない限りは
更新というような形になっておりまして、前回更新期日が令和4年4月1日となっております。
ただし、その規定に関わらず、公用または公共の用に供するために必要が生じた場合には
この契約を解除することもできるともうたっておりますので、その辺は協議した中で進め
ていけるのかなというようところで考えております。

以上でございます。

杉本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願いいたします
ます。

ビジターズビューローの負担金でございますが、こちらは、奈良県が出資の下で、県観光
施設等に基づく観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的とされた一般社団法
人でありまして、県下39市町村が参加しておりまして、負担をし活動しているものでござ
います。具体的には、外国人向けの旅行商品や海外向けのプロモーション、ファムトリップ
の実施などを行っております。

もう一つ、知れば知るほど奈良はおもしろい実行委員会の分担金でございます。こちらは、
令和2年度にビジターズビューロー主催から委員会発足という形で発足されたものでござ
います。分担金の変更についてでございますが、令和2年度の実行委員会の総会におきまして、
分担金の設定根拠の透明性についての意見がありまして、新たに分担金の算定について定め
られたものでございまして、市は、標準財政規模と飲食店等企業数、それから、客室の指標
を用いて積算されておりまして、12万6,000円から10万円に変更になったものでござ
います。

以上です。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 ありがとうございます。まず、農業者健康管理休養センターのところで、もしも、

今、除却するとしたときに、入ってらっしゃる店子の契約がどうなるかというご答弁をいただきました。家賃として月5万円と光熱水費を払ってらっしゃるということで、契約は3年契約で、公用の目的に供するようなことがあれば、その都度、話合いで何とかなるという話ですね。一応それであれば、先ほどの午前中の話ではないですけども、除却というところを一旦、平成29年に公共施設等総合管理計画で一応挙げられてるのであれば、金額的なことも分かりましたので、今後、このまま置いておくと毎年500万円ぐらいは出ていくわけなんです。もしも、この間、また修理が必要になれば、その都度、また補正を組んで修理していかんとあかん。どこで見切りをつけるかというのは、また行政として結論するときに来てるのではないかと思いますので、その辺また、今後のこととして考えておいてください。これは要望になります。

それから、次の、ビジターズビューローと知れば知るほど奈良はおもしろい実行委員会の分担金です。1つご回答いただけなかったのが、ビジターズビューローの負担金はこれで最後になるかというところだけがお答えなかったかと思います。そこだけまたお願いします。知れば知るほど奈良はおもしろい実行委員会の分担金として、根拠、前回なかったところで、今お聞きしました。標準財政規模とで飲食店の数、宿泊する施設の数、宿泊のところは葛城市ゼロなので、そのところはないんですけども、一応根拠は分かりましたので、理屈は理解できました。

あと、ビジターズビューローだけが今後どうなっていくかだけ、お答えをお願いします。

杉本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

ビジターズビューローは、現在も活動していただいております、今後も負担金として支出する予定でございます。

杉本委員長 金額は同じですか。

竹内商工観光プロモーション課長 はい。きっと3万円の負担になると思います。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 ありがとうございます。それで理解できましたけど、やはり一旦県のほうで監査が入って、やってらっしゃる業務にけちついた。けちというか、これではまずいですよという話だったので、その辺りちゃんとやることをやってもらわんと、ファムトリップのことも進めてもらわないといけないので、出してる以上は、金額が少ないとはいえ、ビジターズビューローのほうにやることをやってほしいということだけ、要望だけ必ずしておいてください。お願いします。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 お昼からもよろしく願いいたします。

私からは、107ページ、3項商工費、1目商工振興費の商工振興事業の中の中小企業資金融資保証料補給金64万8,759円、中小企業資金融資利子補給金の89万3,684円ですが、これ、当初予算より半分ほどの執行となっております。これは葛城市独自の制度融資と思います

けども、想定しているより下回っているのは、どういった原因か検証できてるかということ
を教えていただきたいというところと、108ページの3項商工費、2目観光費の観光振興支
援事業の中の18節竹内街道・横大路（大道）活性化委員会負担金20万円の決算になってるん
ですけども、これの内容を教えてくださいませんか。

杉本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願いたしま
す。

1つ目の質問の、中小企業資金融資保証料補給金と利子補給金のお問合せでございます。
なぜ少なくなったかというところなんですけれども、市の制度よりもコロナ融資のほうが事
業者にとって条件が魅力的であったということで、そちらを選ばれている傾向にあったかと
考えております。令和4年度以降は、コロナ関連の融資制度の申請も落ち着いてきておりま
して、市の制度の融資の利用が増えるかと予想しております。

それと、竹内街道の活性化実行委員会の負担金でございます。こちらは、平成29年4月28
日に、奈良県では3番目に日本遺産に選定されました竹内街道・横大路の負担金ございま
す。令和3年度におきましては、デジタルスタンプラリー事業、それから歴史講演会、子ど
も向けのノベルティー、それからフォトパネル展示、オンライン街道まつりを実施いたしま
した。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。中小企業資金融資保証金と利子の手当なんですけど、コロナの融
資が無利息とか無担保とかでいろいろ優遇されたと思ってるんですけど、ほかのところの銀
行も頑張っていた。それはよく分かるんですけども、これについて、72事業者なん
ですけど、使われる額というのが、制度融資にしたら狭いんです。500万円までの操業資金
でしたか。枠も結構、何億円か忘れましたが、言うたら、本当に使いにくいような制度融
資になってるのではないかなというところが僕にはありますので、その辺、これからもうちよ
っと企業に有利な、ほかの金融機関もいろいろ頑張ったメニューを出してくるので、もっと
有利な、企業を誘致できるような、そういうのを、企業が魅力的やなと思って使えるような、
そういう制度融資に変えていこうかというようなところはあるかというところを、市長にも
1回聞きたいというところがあります。

あと、竹内街道、これ、日本遺産の、その委員会で頑張っていたいて、今もこうやって
事業もいろいろしていただいているんですけど、これ、下にある、先ほど谷原委員も言うては
ったと思うんですけど、葛城修験も日本遺産ですけど、広域連携事業で35万円負担金つけて
るんです。これ20万円なんですよね。だから何かバランスおかしいかなというところもあ
るんです。来年、日本遺産、また見直しがかかってくると思うので、その辺、もうちょっと
力を入れていくというような、日本遺産取消しになったら、葛城市としてもかなり痛手にな
ると思うので、その辺のご意思があるかどうかというところを聞きたいというところござ
います。

杉本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

ただいまの竹内街道の負担金の件なんですけれども、こちらは負担金ということで、関わる9市町村が一律に20万円ずつ負担をさせていただいて、活動している分でございます。

先ほどの葛城修験のほうは、先ほども少し申しましたように、国の補助金を使われて活動されてまして、案内板だけに対しての実施した分の負担分でございます。ともに葛城市には2つの日本遺産がございまして、そちらのほう、これからも更に盛り上げていくように周知を努力していきたいと思っております。

以上です。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 委員のご質問、2点やったと思います。1点目の、中小企業資金融資保証料補給金の話ですね。そちらのほうは葛城市独自の補給制度なんですけど、その本体がどうなっていたのかというのは研究させてください。何かほかにできることがあるのかどうか、勉強したいと思っております。

それと、竹内街道の日本遺産の話です。これが認定されたのが、ちょうど私が就任させていただいた翌年やったかなと思うんですけども、文部科学省に寄せていただいて、プレゼンテーションやった記憶があります。あの当時、私も誤解してたところがあって、世界遺産のイメージがあって、文化財の保護みたいな、世界遺産のほうはそちらをうたってるんですけど、日本遺産に関しては、観光を目的とするということでございました。東京オリンピックまでに100か所を日本遺産に認定して、日本遺産に認定されたところは、観光客を呼べるような資源開発をしなさいという趣旨のものであった。ですので、何とか遺産というイメージの中では、世界遺産とは全く違うイメージのものであったので、プレゼンテーション自体も、実は、文化財がどうのこうのという資料を持って行ったんですけど、全然違うプレゼンテーションの仕方をしました。実際に竹内街道を歩いて、竹内峠を登ってぱっと頂上の近くとか、一番高いところまで来ると、大和平野が一望できて、汗かいて登ってきたときの旅人がほっとするみたいな話をした記憶があります。当然のことながら、見直しというのは、指定した者の意思なり、観光資源として活用をする努力と成果が多分問われるんだろうと思っております。その中で数としては100か所を維持していきたいということですので、当然、日本遺産を、東京オリンピックまでという話でしたので、新たな認定があるのかどうか、私自身はそこまでは調べてはないんですけども、入替えも考えた中での話やろうと思っております。当然、竹内街道が日本遺産に認定していただいているということは、非常に財産でございますので、認定していただいたことが続くように努力していきたいと考えております。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。葛城市独自の制度融資のほうは、1回また研究をしていただくと。僕も、また一般質問でも言うたように、ほかの融資のメニューもいろいろ検討していただくよう、またお願いをしたいと思っております。

それと、竹内街道の負担金の話は、僕、修験道のやつと勘違いしてまして、修験道のやつは、サインのやつで使った分の負担金やというところで、ニュアンスが僕、理解、間違えてました。

今、市長のほうからも、竹内街道、やっぱり日本遺産というのを継続していきたいという心強いお言葉もありましたし、何ととっても、日本最古の官道というところで、言うたら、国道0号線というんですか。そういうところで葛城市、そういうのも使ってしっかりPRして、観光に特化していけるようになってほしいと本当に思ってるので、この辺しっかりと力を入れていただいて、努力していただければというところがございます。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 よろしくお願ひします。109ページの5款3項2目の、先ほどから出てる同じ観光振興支援事業の中の観光協会補助金についてお聞きしたいと思ひます。私も初めての決算ですし、観光協会というのは葛城市観光協会のことだと思うんですが、葛城市観光協会について教えていただきたいと思ひます。葛城市観光協会の組織の形態を教えていただきたいのと、どういふことかという、例えば桜井市だったら、桜井市観光協会というはあるんですけど、一般社団法人という法人になってるんですが、葛城市観光協会の場合はどういった組織なのかというのと、その事業内容と、それから、協会なので会長は誰なのかと、会計事務とかはどなたがやってるのかという、その辺りを教えていただきたいんですけど。

杉本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願ひいたします。

観光協会の組織なんですけれども、観光協会の会長は葛城市長がしていただひております。事務局は商工観光プロモーション課の中にござひます。

以上でございます。

杉本委員長 業務内容とかいいんですか。

竹内商工観光プロモーション課長 内容です。相撲発祥の地、葛城市を広く世間に発信するため、海外観光客の誘致やイベントの開催、それからマスメディアの取材対応、マスコットキャラクターの運営などを行っております。それと、花火大会への補助金を支出しております。

以上でございます。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 私が会長でございますので、返答させていただきますと思ひます。

葛城市観光協会ができたときから代々、市長が観光協会の会長を務めております。その前身といいますと、當麻町の段階で観光協会となりました。そのときには、當麻寺の花祭りというのかな。ぼたん祭り、それと、綿弓塚と、それと、お伊麻さんと、たしかその3つを観光のメインとして観光協会があったものが、葛城市になりまして、その当時は商工会であったと思ひます。葛城市商工会の花火大会等も、葛城市全体を考えた中での観光事業という形

で発展いたしました。相撲会館が抜けてました。けはやと。ですので、今現在は、葛城市全体のことを考えた中での観光事業を考えております。ですので、今回11月5日に花火を上げていただくんですけども、そちらのほうも観光協会から、市からお預かりしたお金をお渡しさせていただくというような手順になっております。

以上でございます。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 よく分かりましたが、観光協会自体は別に法人ではなくて、任意の団体というふうな形で、でも独立した団体という理解でいいですね。代々、市長がされてるということで、補助金が570万円という金額が出て、それが有効に使われてるのかどうかというのも気になるところなんですけれども、これから道の駅を中心に観光で頑張ろうということを聞いている私にとっては、今までの流れとして、葛城市の観光がどうだったのかということを考えると、あまりぱっとしないと言うと申し訳ないですけど、なかなか奈良県下の中で目立つ存在ではなかった。ということは、今までのやり方が、もしかしたら違ってたのかなというふうにも考えるわけなんです。これから観光で力を入れていこうというときに、もう一回、観光協会の在り方とか、いろんな組織の体制とかを考え直す時期に来てるのではないかというふうに私は考えてまして、それと、事務局が商工観光プロモーション課であるということであれば、市の職員がその事務をされてるということにもなると思うんですけども、市の職務と、それから、任意団体の職務というのは、どういうふうにきっちり分けてらっしゃるのかということも気になるところでして、任意団体の規則みたいなものがきっちりあって、こっちは市の職務、そして任意団体の職務ということは、規則の中でちゃんとうたわれてるのかということも私は気になっておりまして、その辺りを聞かせていただきたいのと、今後、そういった組織体制を、言葉は悪いですけど、立て直して、観光に注力していくということであれば、観光に特化してそれに集中できるような体制づくりをもう一回考えていただきたいというふうに思っていますので、その辺りのところのお考えを、市長、もう一度、もし、よかつたら聞かせていただきたいと思います。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 委員の話聞いてて、説明するのが抜けてました。道の駅かつらぎのエリアの話も、実は観光協会の中で加わって、その内容の中に含めさせていただいております。今おっしゃるとおり、これからの観光がどういう体制がいいのかというのは、考えていく必要があるのかなと思います。従前やってきたやり方を継承しているわけなんですけども、必ずしもそのやり方が、私は悪いとは実は思ってないです。そこに加わっていただいている役員の皆様、各種団体の方が多くんですけど、地元の方も含めて、いろんな団体の方が加わっていただいているわけなんですけども、組織、組織でいろんな活動をしていただいております。ですので、ボランティア団体の方も、当然、観光ボランティアの方も加わっていただいているわけなんですけども、そういう方の意見の集約をする。それと、あと企画するところということやろうと思うんですけども、その辺は改めてまた研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

杉本委員長 事務をどう分けてるかというのは、規約があるのかみたいな、ルールありますかという質問です。

竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

規約については、特に定めたものはございませんで、事務につきましても、商工観光プロモーション課の職員がやっております。

以上です。

杉本委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田です。どうぞよろしくお願いいたします。

県内の観光協会の事務局が行政部局にある市、12市の中で言いますと、葛城市、天理市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市の6市となっております。独立した事務局を持つておるのは、奈良市、大和郡山市、橿原市、桜井市の4市ということになっております。

以上です。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 私が懸念するのは、職員の方の、いろんな責任が、市のお仕事に対する責任と、観光協会に関する責任が両方あってなかなか大変ではないかというのと、補助金とかのお金の扱いが懸念するところなんですけれども、あと、市長がおっしゃってくださったように、葛城市もステップアップする時期に来てるのかなということ、もうちょっと大きなスケールで観光ということを考えていく時期ではないのかというふうに考えておりますので、そういう方向で行っていただくのが一番いいと思うんですけど、あと、観光協会の存在がいいのは、私が思うのには、課を超えたものができる。課を超えて、例えば、今日、奈良新聞に出てた、歴史博物館の壬申の乱のパネル展、あそこで新しく来られた学芸員の方が、パネル展を見た後に、実際に當麻の地に行ってそこを歩いていただくのが一番いいですというようなコメントを出しておられたんです。そうしたら、それは課を超えてますよね。課を超えたことが観光協会ではできるのではないかというふうに思っておりますので、これから期待しております。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、5款農林商工費に関する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、よろしくお願いいたします。

(理事者入替え)

杉本委員長 次に、6款土木費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 いつもトップ切らせてもらって、申し訳ありません。質問させていただきます。

まず、6款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費ということで、112ページ

になります。市道新設改良事業ということで事業費になってる中の18節負担金補助及び交付金のところですが、踏切改良工事負担金というところがあります。これはどこの工事で、負担ということになってますので、その内訳、どんなものかということをお聞きいたします。

それから、114ページです。これは、6款土木費、2項道路橋りょう費、4目国鉄・坊城線整備事業費ということですがけれども、国鉄・坊城線整備事業の中の16節公有財産購入費、用地購入費ということで512万7,000円余り執行しておりますけれども、予算では1,000万円ほど上げておったと思います。用地購入についての進捗状況はどうなってるかということについてお伺いいたします。

以上2点、お願いします。

杉本委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本です。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの谷原委員の質問の、まず1点目の、踏切改良工事の負担金でございますが、こちらは、場所は近鉄尺土第三号踏切で、疋田区のフルール団地の近くの踏切になります。近鉄が行う工事に対する道路管理者としての負担は、基本2分の1でございますが、一部、軌道管理の部分については、消費税は100%の負担という形の割合になっております。

2点目の、国鉄・坊城線の用地取得状況でございますが、昨年度は、地権者3名、2筆と契約させていただいておりますが、残金は繰越しをさせていただいてるところでございます。取得状況は、全体としては約50%の用地取得という状況でございます。

以上でございます。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 まず、最初のところでお聞きした、フルール団地に入る踏切のところ、きれいになっておりますが、例えば、こういう踏切の改良につきましては、2分の1の負担ということですが、多くは地元から、ここを改良してくれと要望が出てくるわけですよね。そのときの電鉄会社との交渉というのは、この窓口はやはり建設課のほうで交渉してやっていただけるということなののでしょうか。そういう交渉経過だったのかということについてお伺いします。あるいは、近鉄側から市に持ちかけられたのか。その経緯についてお伺いします。

あわせて、一般的に、例えば、JRもいろいろあるんです。そういうときに、地元要望が出てきたときに、どういう流れになるのかというのが分かりませんので、今回近鉄のはこういう形で出てまいりましたので、どういう形で事業が進んでいったのか、教えていただけたらと思います。

杉本委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。

ただいまの踏切工事の経緯でございますが、今回は地元要望というよりも、近鉄の改良計画の地元協議との中での工事となっております。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 今回は近鉄のほうから働きかけられたということで、比較的スムーズになったということ

ですよね。なかなかこちらから行ったときに、簡単にはいかないということで聞いてますが、事情はよく分かりました。この件についてはこれまでにしておきますけれども、もう一つ、お伺いしたところで意見を言わせてもらいますけど、国鉄・坊城線のほうなんですけど、なかなか進まない。進まない理由を私が聞いたところ、要は、田んぼをあの土地の部分だけ買収していくわけですけども、何筆も買収していくということになるわけですが、それぞれ同じ方の所有やと。田んぼの1筆、1筆、例えば5筆かかっていると。そこを買おうと思えば、5筆とも同一の方が土地の所有者だと。そうすると、土地を購入したときに、一時所得というか、土地譲渡に関わる税が発生するというので、公共用地として売った場合は税の優遇がありますから、だから、一年一年、1筆1筆買っていきみたいなことになってるのかなと。だからこちら辺、非常にいろいろ言われるんです。あそこの用地買収どないかってんねん、どこまでいってんねんと聞くんですが、これ、何年かかってもなかなか進んでないので、こちら辺、進まない理由が、そんなふうにも聞いたのでそうかなとここで勝手に推測したり、一体なぜ進まないのか。これ、教えていただけないでしょうか。今年も1,000万円予算組んで、実際の執行は半分です。だから、なぜこれ進んでないのか。尺土駅については、事情はいろいろとこれまでも聞いて、あと、どうかということも分かってるんですが、こちらのほうが、なかなか住民の方にも質問されても説明しにくいところがあって、なぜ進まないのか。そこら辺をもう一度、お答えいただきたいと思います。

杉本委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。

用地交渉の進捗でございますが、決算上半額ということでございますけど、基本的に用地交渉の中でいろいろございますので、細かいところは交渉に影響しますので差し控えたいと思いますので、そういうところでございます。いろいろな要件がございます。よろしく願いします。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 いろいろあるということなんですけれど、いろいろ言えないということなのでしゃあないんですけど、なかなか、何年かかるんだということですよ。その間やっぱり費用が発生してるわけですから、またよろしく願いいたします。これで結構です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私、成果報告書を読んでお聞きしたいと、聞くだけなんですけど、決算書では121ページの住宅管理費で、備考欄は市営住宅管理事業というところで、これ、成果報告書では60ページになるんですけども、一番下の欄、修繕料、40件、550万6,395円、委託料と載って、委託料の中に市営住宅観音寺田団地警備委託料と、警備業務1式と、こういうような形で、この部分から私が想像するところは、多分観音寺田団地のところで割と規模の大きな工事か何か、そういうようなものが行われたということですか。そこら、お聞かせ願いたいと思ってます。

杉本委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。

市営住宅管理事業の修繕料の内訳でございますが、修繕としては40件ございまして、今回、観音寺田団地として24件修繕しておりまして、換気扇の修繕等、水回り、ガラスの修繕等をさせていただいてる分と、消防点検等に伴う消防用設備の修繕等も行わせていただいております。それ以外に、市営八川住宅で16件の建具等修繕を行っております。あとは、明渡しに伴うリフォーム等の修繕等もございます。簡単では、そういうような状況ではございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 これは八川住宅も入っておるということですか。ほんで、警備業務1式は、警備が要るほど、警備員が立たなあかんというような工事もあったということですか。

杉本委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課、竹本です。

正確には、警備委託に関しましては、観音寺田団地のセコムの管理委託料となっております。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 観音寺田団地はセコムが入っておるということですか。分かりました。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 120ページ、新町公園管理運営事業の12節委託料、芝生管理委託料565万2,900円の内容を教えてください。同じく、芝生管理アドバイザー委託料115万5,000円の内容を教えてください。

杉本委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課、吉田です。よろしく申し上げます。

ただいまのご質問の、芝生管理委託料と芝生管理アドバイザー委託料についてでございます。芝生管理委託料につきましては、市内造園業者で芝生の管理の委託をするものでございまして、目土散布であったり、芝生補植、殺虫剤・殺菌剤散布、除草剤散布、肥料散布、散水という内容になっております。

芝生管理アドバイザーにつきましては、1年間を通じた芝生グラウンドの管理に関する作業指導であったり、調査状況に応じた芝生グラウンドの管理に関する作業指導、状況等随時問合せに対する作業指導という内容になっております。

以上でございます。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 契約形態とかも教えていただけますか。どういう契約を令和3年度されたのかということと、実際の予算に比べて芝生管理委託料は899万4,000円予算計上されてますが、差額が300万円以上ございます。このことについても教えてください。

それから、芝生管理アドバイザー委託料、こちら、契約形態と、先日、一般質問の中で吉村議員の一般質問だったと思うんですけども、私の中では気持ち悪いなというような随意契約が繰り返されてるというようなこともございましたので、それは令和4年度の話だと思

うんですけれども、令和3年度はどういうふうな選定をされたのか。どういう契約をされたのかということ詳しく教えていただけますか。よろしくお願いします。

杉本委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課、吉田です。

芝生管理委託料の、まず契約の方法でございます。年間を通じて芝生の管理を必要とすることから、業者が決まるまでは、1か月は前年の業者に随意契約する形で契約し、その後、入札により決定をしております。

一方、芝生管理アドバイザーにつきましては、市内に経験を有する、そういう専門の芝生管理の専門家がないことから、前年度委託しておりました業者と随意契約する形で契約をしております。

以上でございます。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 この管理契約のほうは、そうしたら、これは契約差金ということによろしいですか。契約差金ということでこれだけ減額されてるということによろしいですね。

アドバイザーのほうなんですけれども、これは随意契約をずっと続けてきて、今年度は入札という方向で思ったところが、指名願が出てこなくて随意契約を続けてたという理解によろしいのでしょうか。3回目なので、そういうふうに理解させていただきます。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 関連で、サッカー場の芝生管理アドバイザーにつきましてお聞きをします。アドバイザーの指導の下に委託業者が管理をしておるという認識でいいんですか。というのは、非常に多忙なアドバイザーが、年間通じて管理を見守っていただいている、指導していただいているというお話でございました。具体的にその先生は誰に対してこういう管理をなさいと言うてはるのか見えないので、それを教えてください。

先日の一般質問の折でしたか、聞いてたときに、職員が作業をするようになってるというのは、これは今年度からということなんですか。何かそういうお話だったので、それも一度お聞かせください。

それから、2点目につきましては、116ページ、都市計画総務事業の報酬、景観審議会委員報酬。こちらの成果報告書の中では、景観百選についてプロモーションされたのか、協議されたのか。これ、終わったんですか。できたんですか。ホームページの中を見ると、何か写真をやたらぺたぺた張りつけて、あまり成果品として、こういうのができましたと。写真集みたいなものをイメージしてるんですが、あまり見たことないので、ここには確かにありました。そういうものができたのか、教えてください。

2点お願いします。

杉本委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課の吉田です。

ただいまのご質問の、芝生管理の業務内容に関してでございます。芝生管理に関しましては、先ほどのご説明させていただいた芝生管理委託料、市内造園業者にさせていただく分と、

そして、職員が直営でやります芝刈りであったり、フォーキング作業等がございまして、その業務を行う中で、芝生管理アドバイザーのアドバイスを受けながら、業者と職員が、肥料の時期であったり、水やりであったり、そういった適宜のアドバイスを受けながら芝生管理をやっているところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。増田委員の景観百選につきましてご説明をさせていただきます。

葛城市では、令和3年3月に葛城市景観計画を策定させていただきまして、葛城市らしい景観行政に取り組んでいるところでございますけれども、計画策定に当たりまして、景観まちづくりワークショップを開催させていただきまして、参加者の方から、葛城市にあるすばらしい景観を市内外の方に知ってもらいたいというご意見をいただいたことであるとか、また、コロナ禍におきまして、市民の方が元気を出してもらえるような企画をという思いがありまして、このたびの景観百選を企画させていただきました。選考につきましてはもう終わっておりまして、景観百選の認定につきまして応募いただいた点数で言いますと、32名の方から345点の応募をいただきました。応募いただいた写真の中から、葛城市が誇れる景観、見て、来てみたいと思う景観のみを認定することであるとか、百選の認定については、季節ごとに分類することなど、その辺のご意見をいただきまして、今回、景観百選を選定させていただいてる次第でございます。

以上です。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 芝生のアドバイスを、直営でやってる職員の方々と業者にいろいろアドバイスをしていただく。アドバイザーも、それなりに、毎年同じ作業を繰り返すアドバイスも、もう何遍聞くねんと。一遍言うたら分かるやろうみたいなことにならないのかなと。一度聞いたら、この時期はこうせなあかんというふうな知恵といますか、技術といますか、聞いていただいている職員も、それから業者も、それなりに身につけていってないのかなと。いつまでも頼らんなん、難しさは分かります。芝生の管理の難しさというのは、並大抵のものやないというのは分かります。ゴルフ場なんかでも、グリーンキーパーというたら、一番権力といますか、持ったはる人やし、それなりの能力が必要やというのは分かるんですけども、アドバイザーを今後とも頼って、継続的に契約するのか。いやいや、徐々に回数を減らして、相当量、職員も技術を身につけてきましたというふうな状況なのか。それを聞きたいというのが1つ。

もう一つは、蓄積された技術というのは、私は、葛城市の職員のレベル、質の向上につながっていると思います、経験値は。市内には、数多くの芝生を植えておられる公園がございまして。ところが、協会といますか。体育振興課という部署での技術の蓄積でとどまっているような気がする。私、奥田課長にもご相談申し上げました。吸収源対策、芝生を張ってもろうた、これからでっせと、この管理は。芝生張るといふことの今後の難しさ、これはアドバイ

すいたかんと管理できませんよと。ある吸収源対策の公園を見ても、雑草に覆われて、刈ってしまえば分らんと。しかしながら、草と芝生が混住しておると。これどうするねんと。いや、会計検査来たら、もうそれでよろしいねん。そんな問題やないし、芝を植えたということは、今後それをどう管理するかというのは、しっかりと市も、都市計画課も、私、以前、無理言うて、いろいろ教えてと言うて、資料等も作っていただきましたけども、横の連携というのは必要と違うかなというふうに感じますので、その辺のところをよろしく願いたいと思います。

それから、もう一つは、百選やけども、345点ですか。百選と書いてあるから……。

(「申込みが345点」の声あり)

増田委員 そうやね。結果的に100点に……。

(「34だけ、今回」の声あり)

増田委員 なるほど。徐々に100点に近くしていくと。取りあえず34点まとめましたと。見せてもらえないんですかというか、どういうふうに、まず34点決まりましたというふうなご報告をいただけるのか、非常に楽しみにしています。ここで見たら、私の家の近くの写真も載ってました。だから、非常に身近なところで、この時期にここから見た景色はこんなやなというのが、改めて市民の方も、ふるさとの自慢的な存在になると思うので、非常にいい写真集みたいなものが選ばれてるというふうに思いますので、よろしく願いたいと思います。

景観計画の中に、この間も触れましたけども、景観重要建造物と景観重要樹木の2つをこの計画の中で選んでいくんだみたいなことが書いてましたけども、あまりこのことについては過去にも触れてないんですけども、その辺のことも含めて、この審議会の中では議論されてるんですか。

杉本委員長 西川部長。

西川教育部長 教育部の西川です。よろしく願いたいします。ただいまの増田委員のご質問でございます。

芝生管理アドバイザーといつまで契約するのかというお問い合わせだと思います。芝生管理アドバイザーにつきましては、専門的な立場から指導していただくようアドバイザーの委託は行っておるんですが、ただ、今現在、芝刈り作業とか、機械の管理の日常整備については、職員は把握できております。しかしながら、芝生のグラウンドの状況把握、生育状況とか芝生面の硬さとか、殺虫剤散布のタイミング等については、特に経験による対応が必要だと考えております。いろいろ対応が難しい場面も想定されることから、今後のアドバイザーとの契約につきましても、指導いただける体制でいくのか等々も、また理事者と相談させていただきたいと思います。

以上でございます。

杉本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

都市計画課の1点目の、芝生の管理の件でございます。この件につきましては、吸収源で公園を整備させていただいた大字につきましては、まずはマニュアルという形のものを渡さ

せてはいただけてますけども、なかなか芝生の管理というのは難しいもので、きっちり手を入れていかないと、病気になったりとか、草に負けたりとかしますので、その辺については、初めの引継ぎの際にお伝えはしてるんですけども、最終的にやっていただかないと、これについては成り立っていかないというところもあります。もし、芝生の状況が悪いとかいう状況がありましたら、うちのほうも教育委員会と連携を取らせてもらって、芝生管理アドバイザーに確認してもらえるのかどうか、この辺は柔軟に対応できたらとは考えております。

あと、景観百選のほうなんですけども、現在345点があって、34点だけ選ばせていただきました。初めに百選やから100点選ばなあかんのかなという形で、一旦100点を選んだんですけども、審議会のほうから、ほんまに来てもらいたいとか、ほんまにすばらしいところだけを選ぶべきやということがあって、なおかつ、景観を季節に分けたらどうやと。今回は季節ごとにすばらしい景観というのを整理させていただいて、まとめさせてもらったのが34点で、それは最終的に審議会の方に投票していただいて、その結果、票数の多いものだけを載せたら最終34点になったというところでございます。今後としては、景観の中の冬の景色がなかなか少ないというのがありますので、また機会がありましたら、追加で何かそういう応募していただく機会を設けられたらというのは考えておるところでございます。

あと、景観条例、景観計画に係ります重要建造物、重要樹木なんですけども、これにつきましては、あくまでも所有者の方からの申請によって成り立つもので、それがあつた段階で、審議会のほうで審査させていただいて、登録するかどうかという話にはなってくるんですけども、一旦それを登録してしまうと、何か事を起こすごとに届出が必要になってくるということで、所有者についても不便な面も出てきますので、その辺りについては、出てきた段階でよく審議していただけたらと考えておるんですけども。

以上です。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 アドバイザーに関しては、私、一遍に切ることなく、徐々に経験を積まれて、年間のアドバイスをいただく回数を減らしていくというのもありなのかなと。ずっと頼るといのもいいんですけども、同じ年間作業の繰り返しではないかと思うので、その辺のところは、そうしていただくことが望ましいのではないかという気がします。

それから、もう一つは、都市計画の芝生の管理、それから、教育施設の芝生の管理、芝生の管理には同じ共通の技術といいますか、能力といいますか、それを備える必要があると。それは知識の共有化をしたらどうですかというのが1つと、もう一つ、芝生を管理してたら、知識に頼るところと機械に頼るところとかあるんです。芝生を刈り取る作業すら、それなりの機械がないと刈れないとかあるんです。それをそれぞれの吸収源対策公園が、適正な芝生刈りをするとか、穴を空ける機械とか、そんなん一々持てないんです。借りられないかというたら、いやいや、サッカー場のなんて借りられへんみたいなのが、塀が高くてご相談にも行けないような状況なので、市で1台あって、各大字の公園がその作業するのに必要なレンタル的な機械というの、共通の汎用性も考えて貸出し等もしていただくと、市内の吸収源対策でつくった公園が、非常にきれいな状態で、あっちにもこっちにも芝生の公園が地域

にあるという景色が、私は非常に望ましい姿ではないかと思うので、その辺のところも含めて、しっかりと公園の美化に努めていただくようお願いを申し上げておきたいと思います。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 さっき私が聞いたところで、芝生管理アドバイザー契約のところ増田委員も質問してくださって、また疑問になったんですけれども、市内に専門業者がないことから、この年は随意契約されたということなんですけれども、アドバイザーとは何年契約されて、同じ業者で来てるのかということを知りたいんです。その間ずっと随意契約だったのか。指名願は、ということはずっと上がってないという理解でいいのか。その辺り、細かく教えていただけますか。

杉本委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課、吉田です。ただいまのアドバイザーの契約内容についてでございます。

今のご質問の業者、令和3年度の契約業者につきましては、令和2年度と令和3年度で随意契約をしております。そこで指名願を上げるようにということで声かけもしておりましたが、結局、指名願が上がらなかったというところで、令和4年度については、一般競争入札ということで入札をしたんですが、不調になったという結果でございます。

以上でございます。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 令和3年度は一般競争入札されたんですか。今の吉田課長の答弁やと、令和3年度は一般競争入札されて、不調になったから随意契約。令和4年度の話ですよ。ということは、令和3年度は随意契約でいかはったわけですよ。僕が聞いているのは、令和2年度から契約してるわけじゃないですか。指名願も上がってない業者と葛城市は契約する、随意契約を何年も複数年やっていくということは、契約上問題ないという認識でいいわけですか。もう一回その辺を教えてください。

杉本委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課、吉田です。

ただいまの、指名願が上がっていない業者との契約ということで、随意契約理由で起案をさせていただいたりしてるところなんですけど、その理由といたしまして、第2号の契約の性質、目的が競争入札に適しないときというところで、近隣にそういう業者がないことから、そういう随意契約理由で計画の事務を進めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

(「指名願は要らんのかという」の声あり)

吉田体育振興課長 通常、指名願につきましては必要でございますが、芝生管理アドバイザーを必要とするところから、代わる業者もないというところで、随意契約理由というところで契約を進めさせていただきました。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 事務手続のところは、私も作業というのは見てなかったものですから、分かりませんが、

今回の芝生の管理アドバイザーにつきましては、3年前の中学サッカー大会、全国中学校のサッカー大会に間に合わせるための芝生の管理でございました。その当時、考えてみますと、葛城市では人工芝にするのかというような考え方もあったときでございますけれども、先人の皆さん方がつくっていただいた天然芝を何とかできないのかというところで、葛城市内の方が静岡県のほうから専門の知識を持った人を連れてこられました。それで見ていただいたところ、これは手直しすればいいグラウンドに戻りますよというお話をいただいたので、当初は静岡県の方にアドバイスをいただいてたということやったと記憶しております。ただ、その方もなかなか有名な方で、時間的に余裕ありませんので、お弟子さんの方がおられて、その方を紹介していただいて、その方が経年にわたって随意契約という形でお願いしてたと認識をしておるところでございます。ただ、今年度につきましては、どういう行き違いがあったのか、私は分かりませんが、その方はもう入札に参加されないような形態になりましたので、新たに代わりの方をとということになるんですけども、先ほど増田委員がおっしゃったように、特殊な技術でございます。なかなか、サッカーグラウンド等の芝生の管理を年間通してできるという方はそれほどおられるわけではなく、それが見つからない状態の中で1か月、2か月、3か月と随意契約で、ほかの方を探す間を、その手続をしてたという具合に聞いております。

本当にこのまま職員が果たして芝生の管理ができるのかどうか、私は疑問に感じております。過去において、整備したときには、それなりの管理ができる方もおられたんですけども、長年にわたり、芝生の管理を、ある種、決して素人ではないんですけども、専門の方ではない方が管理をしていただいていたことによって、芝生自体が荒れてしまった。それを戻す中で、生き物でございます。特に1年間を通じてですので、経験が1年に1回しかできないということです。全てのことが1年に1回、その中で、例えば、除草作業であったり、病気も結構ありますし、殺虫もありますし、それと、根の張り方等の管理もかなり高度な技術があります。それと、芝生の種類によっても管理の仕方は多分違ってくるものやと思います。そういうことを考えますと、しばらくの間、まだアドバイザーの必要性はあるという具合に認識をしておりますが、なかなか代わりの方が今のところ見つからないというのが実情でありますけれども、やはり、これから、特に芝生の管理というのは経験が要りますので、ただ、職員を充てた場合に、その経験をずっとそこへ張りつけるのかというようなこと、同じ人を張りつけるのかというようなことにもなりますし、そやから、そういうことも含めまして、これから天然芝を維持していこう、財産を維持していこうとすれば、それなりの考え方でやっていかないといけないのかなという思いがあります。

その当時の事務手続が、私、詳細は分からないんですけども、理由としては、そういう理由で現場がアドバイザーとの契約を引き継いできたものだという、理由的には理解をしているところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 市長はいろいろ説明してくださったので、そこに関してはもうこれで終わろうと思うんで

すけれども、私が言ってるのは、幾らそこしかできない2号随意契約理由であっても、契約はちゃんとしとかんとあかんでしょうということ私は思ってるわけです。やっぱり指名願を上げていただいて、業者選定の手順から、きちっと透明化の中でこの業者しかないというところで、違うんですか。副市長、違いますか。僕の言ってること間違ってますか。ちょっと違う。違うんやったらまた答弁いただきたいんですけども、僕はその辺がよく分からないんです。随意契約をずっと複数年重ねてきてて、その業者に、指名願も上げることもなく、任意で選べる、そういう契約が普通、行政でできるのかなというところで、疑問に思ってるということだけお伝えしておきます。副市長、何か間違ってるのであれば、そこだけ訂正していただければと思います。

杉本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 制度上、指名願を上げていないと随意契約ができない、または契約ができないということはないんです。ただし、今回については、令和2年度から随意契約、その方しか、お弟子さんでしたので、知っていた方の系列の方にやってもらうということで、令和2年度、令和3年度、やっていただいたと。ただ、指名願については、2年に1回ですので、途中から上げることはできないので、令和4年度からはしっかり上げてもらおうということで、令和4年度、指名願上げてもらえませんかということでやっていましたが、令和4年度、上げてもらえなかったんで、それならば、指名願はあったほうが望ましいのはそのとおりですし、ですので、一般競争入札というやり方しかないんじゃないのということで一般競争入札をやらせていただいた結果、不調に終わったと。じゃあ、あとは契約しないのか、やむを得ず契約するのかという2択だったんです。

芝生というものは、1回多分失敗したらというか、枯れてしまったら、かなり修復が難しいんだろーと思いますし、差をつけていいのかどうかは分かりませんが、全国大会とか、そういうレベルでも使っていただきたいグラウンドということで、我々としては重視しておりますので、随意契約という形で今年度やらせてもらったということです。ただ、来年度以降どうするのかというのは、もう一度検討しないといけないと思いますし、おっしゃっていただいたとおり、何が何でも契約を、どうしてもいいからということでは絶対ないと思いますので、できるだけ適した形で、望ましい形で選定、または契約というのをやっていきたいと思っております。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 分かりました。よく理解しました。ただ、以前、理事者のほうからの答弁の中で、私聞いてる中では、県内は、芝生の施設、ほかにもある中では、職員の管理でうまくいってるというところの事例も聞いておりますので、これは令和4年度以降の話になりますので、令和3年度決算とは別の話になりますので、また別の場にさせていただこうと思うんですけれども、せっかく教えていただいて、増田委員もおっしゃられてるように、教えていただいたことを職員の中でしっかりと技術を身につけて、それを市内の各所で生かしていただけるようなやり方を、また、できたら一番いいのになということだけ、そう思ってるということだけお伝えさせていただきます。

以上です。

杉本委員長 僕からちょっとだけ。芝生が難しく、高級なものを残そうとされてるのはすごい分かるんですけども、今、アドバイザーの方に教えてもらって、現地の方が今何%ぐらい習得されてるんですか。というのは、このアドバイザー料というのは一生出てくるものなんですか。目的が、ラーニングしてもらって、そこだけでやるのか、共にやっていかなあかんぐらい難しいのか。そこが微妙で分からなかったんですけども、このアドバイザー費用というのは一生出てくるものなんですか。それを完全に盗んで私のものにしますよという期間は、例えば、今10%ぐらいですといたら、掛ける10年じゃないですか。どれぐらい、弟子度といたら、何ですか、ラーニング度はどれぐらいのものなんですか。全然無理ですというんだったら、これ一生出てくるんでしょう、多分。それだけ難しいんですよという話に聞こえて、出てきたら出てきたでいいと思うんですけど、そのために契約ちゃんとしましょうというお話だと思うんですけども、どんなものなんですか。測れないものなんですか。

杉本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 何%というのは分かりませんが、委員の皆様がおっしゃってることは、私も一個人として、できるんだったら職員がやればいいじゃないかというのは十分理解できますし、そうあったほうがいいだろうなという理想は思ってます。ただ、行政は異動がやっぱりありますので、その方がずっと現業みたいな形でやっていただくというのができるのであれば、チェンジみたいな感じででき得とは思いますが、3年に1回とか、4年に1回とか、異動がありますので、その辺も踏まえながら、ただ、できないというわけではなくて、どんどん受け継いでいけるように、マニュアルを作ったりだとか、当然分かることなんかはやりましょう。本当にできないところだけ委託しようとか、それだったらほかの方にもできるのではないかとか、いろんな考え方あると思いますので、今すぐに委託をやめますというわけにはいかないと思いますが、今後、行政がどこまでやるのか、誰がやるのか、どこまでお願いするのかという役割分担については検討しないといけないと思いますが、すぐにはうまくいかないかなと思います。

杉本委員長 末永く付き合いですね。来年も出てきますよね。

奥本副委員長。

奥本副委員長 関連で、この際なので言わせていただきたいと思います。

この芝生管理委託料、先ほど市内造園業者に管理を委託してたということですけども、これ、実は、その方から私もこの春先に聞いたんですけど、このアドバイザーから造園業者の方はできるだけ技術を吸収して、市内で専門業者がないということで、自分がその代わりになる、第一人者になるということで、だいぶ勉強されてたんです。通常の業務以外にも、わざわざそこまで行って、その方のところまで行って勉強されてるのは見てました。ところが、今回何でこれ受けへんのと聞いたら、薬剤費、殺虫剤であるとか、肥料とか、この辺の価格高騰で、受けたいけども、どうしようもないねんということを聞いたんです。その辺が、もし、本当か、うそは言わへんと思うんですけど、ある程度そういう事実があるのであれば、それこそ、ある程度技術を吸収されてる方に、この芝生管理アドバイザーの委託料を管理料

に上乘せしたら、受けてもらえたのと違うかなという気はするんです。その辺の何か確認は取ってらっしゃったんですか。

杉本委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課、吉田です。

ただいまのアドバイザーの関係のご質問ですが、アドバイザーは、先ほどの芝生管理委託の業者と、職員に対するアドバイスというところで、職員に対しては、日誌等でノウハウを蓄積してやっております。業者につきましては、毎年、入札で替わるところから、その辺でノウハウが蓄積できないというところもありました。その中で、ただいまのご質問でございますが、アドバイス込みの見積りなりで、込みでということになりますと、業者がどこを取るのか分からないのと、アドバイザーがどことつながりがあるかとか、その辺のいろんな不安要素がありますので、実績のあるアドバイザーを別契約でというところで予算を要望して進めさせていただいた経緯でございます。

ただいまご提案いただいたことも含めまして、理事者と協議しながら、今後のよりよい方向に向かって協議してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 そうしたら、私の認識が間違ってるのかもわからないけど、令和2年度と令和3年度は、同一の造園業者ではなかったということなんですか。私の聞いた内容が、なかなか確認が取れてなくて、少なくとも1年はその方がやってらっしゃったのは間違いないんですけども、もう残り1年は違う方がやってらっしゃって、ということは、その2者に対して、アドバイザーのある程度のノウハウの移譲というのはできてるのと違うかなと思うんですけども、そういう造園業者を使ったら、内製というか、職員で全部賄うということもある程度経験されてるのではないかと。そうしたら、職員の異動があっても、ある程度業者のほうで回していただけるのではないかとと思うんですけど、同じ業者ではなかったということでもいいんですか。

杉本委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課の吉田です。

ただいまのご質問で、令和2年度と令和3年度の芝生管理の委託業者でございますが、違う業者でございました。

以上でございます。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 分かりました。少なくとも、全く変な方向に自分勝手にできないわけですから、ある程度アドバイザーの指導を受けてらっしゃると思うので、受けられたノウハウというのをうまく生かしていくというのが、芝生管理委託料の中には、アドバイザーが、葛城市あるいは葛城市の芝生を管理するという意味で、ノウハウを管理されてる造園業者にも渡してらっしゃるはずなので、そこは葛城市の資産でもあると思うから、やっぱりうまく活用してもらえたらと思います。

杉本委員長 まだありますか、皆さん、どうでしょう。

換気のため暫時休憩いたします。再開は午後3時40分でございます。

休 憩 午後3時29分

再 開 午後3時40分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1件だけお伺いします。質問は幾つかあるんですけども、項目は1つです。

6款土木費、4項都市計画費の3目公園管理費なんですけれども、ページ数で言うと118ページです。公園管理費は、117ページのところ戻って見ていただくと、葛城山麓公園管理運営事業、それから都市公園管理事業、公園管理事業と続いて、ずっと、次の119ページになると屋敷山公園管理運営事業、それから新町公園管理運営事業となっていて、私、二上山ふるさと公園にも、非常にいい公園だなと思って、思い入れもありますから、時々質問するんですが、どこに入ってるのかなと思って成果報告書を見ますと、58ページのところを見ますと、1、2、3、4と、4番目に公園管理事業とあって(1)二上山ふるさと公園等管理運営事業と、この金額が3,900万円余りとなって、実は、ここにある公園管理事業というのは、二上山ふるさと公園等の管理運営事業となっているので、主には二上山ふるさと公園のことがこの中に入ってるんだろうと思うんですが、等とありますので、それ以外の公園も入っていると。しかし、大きいところは二上山ふるさと公園なのかなと思いますので、これ、なぜ分離しないのかと。非常に分かりにくいんです。予算書も決算書も。つまり、大規模公園が葛城市には4つありますので、それぞれ分けて、今後、予算書なり決算書を作っていたら議論しやすいのかなと思いますので、まず、そのことだけ質問しておきます。この割り切りがこうなってる理由もよく分からないので、できたら、屋敷山公園、新町公園、それから葛城山麓公園、二上山ふるさと公園というふうにはできないのかなと。これ1つお伺いします。

その上で119ページなんですけれども、この中の12節委託料の中に、119ページの上から4つ目、公園等緑化管理委託料、それから、花壇等管理委託料とあります。それから、18節のところには負担金補助及び交付金で、ここにも3つ目に公園等緑化管理活動補助金、児童公園遊具等補助金とあるんですが、委託料の場合は委託先がどこなのか。負担金補助というのであれば、対象はどこなのか。幾つか複数の公園にわたってるものなのか。それとも、二上山ふるさと公園だけのものなのか。これ、内訳がよく分からないんです。これについてお伺いします。

杉本委員長 安川理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 都市整備部、安川です。よろしくお願ひします。

谷原委員の質問について、公園の予算が分離されてるところで、一緒にできへんかという内容やと思うんですけど……。

(「分けられへんのか」の声あり)

安川総務部理事兼都市整備部理事 二上山ふるさと公園等とあるところを分けられないかというところでございます。それについては経緯があって、それは私どもではなかなか説明はできない

ところなんです、建設課のほうで公園を全般的に扱って、管理してたところの経緯があつて、その他の公園、条例公園という個別の公園があるプラス、都市公園条例の公園と公園条例の公園。都市公園条例の公園は都市計画課で管理しております。公園条例の公園は建設課で管理しておるんです。その2つは別なんですけど、建設課ではそういうその他の公園を、都市計画課は都市公園をとということできずと管理しておる経緯があつてのこういう形になってるんです。答弁にはなっていないかわかりませんが、よろしくをお願いします。

杉本委員長 大丈夫ですか。誰なら説明できるのかとなるんですけど。

竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。

谷原委員の質問の、管理委託料等の分かれてる部分でございますが、まず、公園等緑化管理委託料につきましては、シルバー人材センターに、草の清掃であったり、公園の管理事業としての委託事業、並びに、造園業者への各公園の、二上山ふるさと公園も含めまして、先ほど理事も申しましたように、児童公園等の剪定、造園部分の管理委託の部分と、あと、その他、高木等の剪定等の管理委託の分が緑化管理委託料になっております。そして、その次の花壇等管理委託料につきましては、こちらは、木戸池公園でございます、北西の入り口付近にありますフラワー塔の管理委託の委託料となっております。

18節の公園等緑化管理活動補助金でございますが、こちらが、先ほど言います公園条例に載ってる中で、木戸池公園であったり、南今市にありますなつめ原公園、あと、それぞれ緑樹帯とか、尺土池ふれあい公園もそうです。定期的にそういった地元の団体で管理、作業される団体に対する補助を出してる部分でございます。

そして、最後の児童公園等遊具補助金は、都市公園条例なり、公園条例に載ってない、それぞれ地元が直接管理されてる公園等で、地元がされるに当たって、整備する修繕であったり、その部分の、俗に言う大字営という形での、それに対する補助制度の事業でございます。内容としては以上でございます。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 これも見ましても、葛城山麓公園については環境課が担当だと。それから、新町公園についてはコミュニティセンターの担当だと。だから、それぞれ過去の経緯で、公園のでき上がる状態、補助金のこととかで課が違ふと。建設課が公園条例等で、都市公園条例ですか。で定めている範囲の公園については、ここに一括して載せてるということなんですよね。それだと非常に分かりにくいということを僕申し上げてるんです。それで、今お聞きしましたけれども、例えば、ここである公園等緑化管理委託料、一体どの公園かということは、一切書いてないんです。概要の中にも書いてないと。だけど、二上山ふるさと公園は結構大規模ですから、屋敷山公園と同様に大規模ですから、木戸池公園とか、そういうところとはかかっている費用も全く違うと思うんです。だから、それは、できたら、この項目は、決算書では分かりにくくても、少なくとも、この概要の中にきちっと書いていただきたい。と申しますのは、先ほどありました、公園条例の中の公園で、地元の団体に管理、作業をお願いしてるところには補助金が出るわけです。これ全ての公園がそういうふうな感じで補助金が出て

るのか。あるいは公園条例にない公園で、地元が管理してるところに補助金が出てると。これ、全ての公園に出てるかといったら、そうでもないで、それぞれ具体的に書いていただくことによって、私は、補助金出すのが悪いと言ってるわけではなくて、地元でしっかりと公園をきれいに管理、維持していただく、草花も植えていただく。非常に熱心にやっていただいて、地元の方々の生きがいになっている、そこに補助金出すのはありだと思っんです。片一方は、そういうことが全くなくてもやっておられるところもあれば、全くの放置のところもあったりして、そういうことで公園管理の在り方を見えやすくするために、決算書とか成果報告書を変えていただきたいと思います。だから、二上山ふるさと公園は非常に大規模なので、そこについては、また予算もかかると思いますので、分かるようにしていただきたい。これは意見なんです。

もう一つだけお聞きしたいんですが、成果報告書の58ページに、二上山ふるさと公園の利用状況のところであって、ここに、よく分からんところもあるんですが、1点だけにしますが、入園者数を書いております。二上山ふるさと公園の利用状況、これ、すごいですよね。私もよく行くんですけども、本当ここは活況を呈してます。道の駅かつらぎも今盛んに、あのエリアも活況になってますが、二上山ふるさと公園も大変人が多いんです。にぎわってるんです。私は、ここはもう本当に観光スポットとして利用すべきだというふうに考えを持っていますけど、これ、入場者数をどうやって数えてはるんですか。これだけお伺いします。誰か毎日数えてはるのか、それともセンサーがあるのか。この根拠がよく分からないので、これ、お願いします。

杉本委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。

ただいまの谷原委員の質問の、入園者数のカウントでございますが、こちら、ふるさと公園の入り口の門扉のところにセンサー付のカウンターがございまして、それでやらせていただいております。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。そうしたら、過去のデータもあるということですので、それについてはまたお聞かせ、また行きたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

杉本委員長 センサーというのはどんなセンサーなんですか。

安川理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 門と門の間に赤外線が通っておりまして、それを通ったらカウントするということになってるということです。

杉本委員長 それは、東から西に行ったら1しか数えなくて、西から東やったら……。

安川総務部理事兼都市整備部理事 それも数えてると思います。

杉本委員長 カウントしないんですか。

安川総務部理事兼都市整備部理事 反応してます。ですので、それを割り戻して、この入場者数を出させてもらってます。

杉本委員長 なるほど。ほんなら、そのレーザーのカウントは掛ける2ということですか。

安川総務部理事兼都市整備部理事 そうですね。2分の1ですね。入って出て。

杉本委員長 カウント自体は2倍でしょう。

安川総務部理事兼都市整備部理事 そういうことですね。

杉本委員長 2倍で数えてる。今のお話だったら、行きも帰りもやったら倍数えてるんじゃないの
聞こえるから、ではなくて、カウントしてる数字より半分にしてるから、行き帰りの人がこ
の数字ですよということですね。

安川総務部理事兼都市整備部理事 そういうことです。

杉本委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、6款土木費に関する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

杉本委員長 7款消防費及び8款教育費の説明を求めます。

吉井会計管理者、お願いします。

吉井会計管理者 会計管理者の吉井でございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、7款、8款のご説明をさせていただきます。122ページをお願いいたします。

7款消防費でございます。全体といたしまして、5億8,929万7,879円の支出でございます。

1項1目広域消防費では、県広域消防組合負担金といたしまして、4億9,668万5,000円の
支出でございます。

2目非常備消防費におきましては、7,627万3,818円の支出でございます。主なものといた
しましては、ページ下のほうに行っていたかしまして、消防団屯所管理事業で4,713万1,200
円の支出でございます。3目消防施設費では556万3,870円の支出、4目災害対策費におきま
しては、1,077万5,191円の支出でございます。主なものといたしまして、防災対策事業で
883万691円の支出でございます。

124ページをお願いいたします。8款の教育費でございます。全体といたしまして、17億
3,139万8,735円の支出でございます。また、9,333万5,000円を繰越しいたしました。

1項1目教育委員会費では148万6,775円の支出でございます。2目事務局費におきまして
は、4億8,621万5,580円の支出でございます。主な事業といたしましては、126ページをお
願いいいたします。学校情報化推進事業で4,012万9,877円の支出でございます。

127ページをお願いいたします。2項小学校費、1目学校管理費では2億3,336万8,287円
の支出でございます。

129ページをお願いいたします。2目教育振興費におきましては、3,585万8,732円の支出
でございます。主な事業といたしましては、小学校教育振興事業で1,951万6,753円の支出で
ございます。

130ページをお願いいたします。3項中学校費、1目学校管理費では9,837万5,284円の支

出でございます。

132ページをお願いいたします。2目の教育振興費におきましては、3,172万8,170円の支出でございます。主なものといたしまして、中学校就学援助事業で1,300万2,150円の支出でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費では3億2,912万5,617円の支出でございます。

135ページをお願いいたします。2目教育振興費におきましては、幼稚園教育振興事業といたしまして199万9,297円の支出でございます。

5項1目社会教育総務費におきましては、3,226万8,190円の支出でございます。2目人権教育推進費では222万円の支出が、3目文化財保護費では1,259万8,230円の支出でございます。

4目公民館費では7,719万8,677円の支出でございます。5目コミュニティセンター管理運営費におきましては、778万2,424円の支出でございます。

140ページをお願いいたします。6目文化会館費におきましては、新庄、當麻両文化会館の運営事業、管理事業を合わせまして1億2,083万9,339円の支出でございます。

143ページをお願いいたします。7目図書館費におきましても、両図書館分の運営事業、管理事業を合わせまして6,112万2,964円の支出でございます。

めくっていただきまして、145ページをお願いいたします。8目歴史博物館費におきまして、人件費、運営事業、管理事業を合わせまして4,092万2,496円の支出でございます。

147ページをお願いいたします。6項1目保健体育総務費では1,319万4,117円の支出でございます。主なものといたしまして、148ページにございます東京2020オリンピック聖火リレー運営事業で243万1,573円の支出でございます。

2目体育施設費におきましては、新庄、當麻スポーツセンター及び体力づくりセンターの管理・運営事業といたしまして1億4,509万4,502円の支出でございます。

以上で7款消防費、8款教育費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明願ひしましたが、まずは7款消防費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 123ページ、災害対策費、防災対策事業が883万円とあるんですけど、これ、成果報告書では61ページであります。災害対策費の一番下にあります、非常用食糧及び液体ミルク等の購入、地震や風水害等の災害の備えのために非常用食糧及び液体ミルク等を購入したということで、液体ミルクというのは調乳不要で、水やお湯などがなくても授乳ができるということで、本当に優れもので、災害備蓄品としても非常に有用であるということではありますが、液体ミルクは一体どこに保管をされているのか。そしてまた、液体ミルクは何本購入されているのかということをお聞かせください。

杉本委員長 津本課長。

津本生活安全課長 生活安全課、津本です。よろしくお願ひします。ただいま松林委員のご質問につ

いてお答えさせていただきます。

液体ミルクにつきましては、288本の購入をいたしております。それと、あと保管場所につきましては、健康福祉センターのほうに保管させていただいております。

以上でございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 液体ミルク288本、これで足りるかということですけど、健康福祉センター、私の想像では、防災倉庫に保管されてるのかなと思ったりもするんですけども、大体液体ミルクというのは、賞味期限というのが非常に短いというところで、これの更新というのか、どのように管理されてるか。例えばローリングストックする場合は、どういうふうにされているかということをお聞きします。

杉本委員長 津本課長。

津本生活安全課長 生活安全課、津本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問についてですが、こちらについてもですが、一応期限というのがございますので、こちらにつきましても、ローリングという形で定期的に、今後、購入、入れ替えていくという形です。期限につきましては18か月ということになっております。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 入れ替えるという、期限が来るちょっと前に、どこにどのような形でそれを回していくのか。そういう期限、入れ替えるときに、どこに、どなたにどのような形で回して、ローリングしていくのかということもお聞かせ願えればと思ったんですけども、いけますか。入れ替えるときに、もともと古かった、入れ替えるべきミルクというのは、どのような形で入れ替えるかということをお聞かせ願いたいんです。

杉本委員長 津本課長。

津本生活安全課長 生活安全課、津本でございます。

こちらにつきましては、子どもの健診時に、ご希望される方にお渡しするような形になっております。

以上でございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 4回目になるのかな。子どもの健診とか、そういうようなときに配布をしていくということで、災害備蓄品としても、今後も本当に適正な管理を努めていただきますようによろしくお願いいたします。

杉本委員長 288本を一気に入れ替えるんですよね。分けて、例えば半分は6か月ごとに更新ではなくて、288本をどさっと入れ替えるんですよね。分かりますか。10分割にしたら10ずつつけるわけじゃないですか。1でいったら、288本を来たはる子どもたちに配っても大量に余るような気がするんですけど、その辺の工夫はされてるのかなと思ったんです。ちょっとだけ答えてもらったらうれしいです。

津本課長。

津本生活安全課長 生活安全課、津本でございます。

今回、この分につきましては、一括での入替えという形になるかと思うんですけども、こちらにつきましても、定期的に購入を考えさせていただいて、ローリングという形での入替えを順次、少しずつできるような形で考えていきたいと思っております。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 私のイメージでは、18か月の保存期間があると。1年に1回、288本買って、無償提供するのに、期限切れで、10日で切れるというものは渡されへんから、私は、12か月というふうに想定して、6か月残り分ぐらいになれば随時入れ替えて、切れんうちに譲渡するみたいなローリングの仕方なのかなと思うんですけど、間違ってたら言うてください。

杉本委員長 津本課長。

津本生活安全課長 生活安全課、津本です。

ただいま増田委員がおっしゃられたことですが、そのような考えでございます。ですので、期限前になっては使用するということもなかなか厳しいかと思っておりますので、それに関しては、早めのときに余裕を持ってのローリングという形での入替えをさせていただきたいと考えております。

杉本委員長 方法は別でちゃんと考えていただいているということですよ。ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1つだけ質問させていただきます。

122ページになります。7款消防費、1項消防費、2目非常備消防費ということで、消防団に関係することですけども、消防団運営事業ということで、決算の成果報告書では61ページになります。今、水害が非常に全国的に多発しております。先日も、葛城市内でも、幾つか水害で地域が大変になるということが一般質問などでも報告されました。それで、これは決算の数字そのものではないんですけども、消防団の関係、出動状況の中に、火災出動が5回、水防出動がゼロ、つまり、消防団は水防ということでも出動ができるのかなと。そうすると、火災の場合は、火災通報が消防署などにあって、広域消防等に入って、そこから消防団に入ったり、いろんなルートがあって消防団は動くんですが、水防の場合は、どういう命令系統で消防団が動くようになってるのか。ここをお聞きしたいんです。

その上で、火災出動については、消防訓練をかなり、88回もやっておられるんです。でも、水防訓練はやっておられるのかどうか。さらには、これは決算書のほうになりますけど、122ページの消防団運営事業のところ、需用費及び備品購入費等、需用費とか消耗品、備品購入において、昨年度、水防に関係する消防団の何か買われたものがあるのかどうか。その点についてお伺いします。

杉本委員長 東部長。

東 総務部長 それでは、ただいまの谷原委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、私のほうから、1点目の、消防団が水防のときに出られるのかということでございます。葛城市には、対策本部を設置いたしましたら、消防団の出動は、要請はかけることは可能になってございます。ですので、水防に関しても出ることは可能というふうに理解をし

ております。

水防団待機水位というのがございまして、それは定まったものがあるんですけども、それに該当すると、当然、対策本部を設置しますので、そうすると消防団はおのずから出動ということになります。

それと水防の訓練をやってるかということでございますけれども、その辺に関しましては、火災はやっておりますけれども、水防の訓練というのはまだやってないところなので、全国的に見ましても、水害というものがかなりクローズアップされてまいっておりますので、今後は、その辺も消防団と相談しながら、訓練やってまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

杉本委員長 津本課長。

津本生活安全課長 生活安全課、津本でございます。

先ほど谷原委員から備品購入ということでご質問ありましたので、お答えさせていただきます。昨年度、備品購入といたしましては、第3分団のポンプ車のドライブレコーダー、それと、昨年、火災が続きましたので、そちらに設置しております防犯カメラということで購入させていただいたということになります。

以上でございます。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。水防関係のものは買ってないということでありまして。これ、意見になりますけれども、実は、広域消防になってからは、広域消防がやってくると消防団は消火活動をやめてくれということで、交通整理及び後片づけというふうな役割分担になってるようです。ですから、操法のために訓練はやっても、実際に消防活動に関わるということは、昔と比べたら格段に少なくなっていると。その一方で、水防については、今後ますます要請が強くなると思うんですが、議会としても、市民の声を聞くということで、議会だより編集委員会のほうで、この間、各種団体の方とお話を聞いて、インタビューして、議会だよりに掲載してるんですけども、消防団と交流したことがあります。その際、消防団の方の中に、水防で出たときがあるけれど、訓練を全く受けてないと。装備もないと。非常に命の危険を感じたということで、火災のほうも、そういう形で性格も変わってきてるし、今後の課題ということをお伺いしまして、ましてや、今、こういう時期で、まさに水防のほうが非常に切迫感が出てまいっておりますので、対策本部をつくったら消防団の方にも要請ができるという仕組みみたいですから、ぜひ、その部分で、消防団の方とも行政と交流していただいて、万全が尽くせるようにしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 今の谷原委員の関連と、1件だけ質問します。

今の消防団のところの業務の範囲というのは、この間、私ちらっとお話しさせてもらったけども、参考になるかどうかですけど、大字當麻の自警団は、区長の要請で出動するんですけども、水防の出動案件で過去に1件あったんです。土石流の対応、こんな訓練も何もし

てませんので、行ったのはいいけども、もう手に負えない状況でしたので、それでも、床上浸水したところの泥のかき出しとか、そんなんやったことあります。

それとあと、過去に、水防というかな、水利を確保するという意味で、土のうを作って、水路をせき止めて水利を確保したりとか、土のうの作り方というのを、それは我々の時代はやってたんです。そんなんとか、あと、除染作業をやったことが。除染って放射能とかそんなんではないんですけども、あるところの川に農薬が大量に流れ込んで異臭騒ぎが起こって、消防署が出動したこともあったんですけど、最初その処理は消防ではできなかつたので、我々が請け負って、大量にいろんなところから水利を確保して、水を流して、5時間ぐらいかけて薄めたというのは、そういうこともやったんです。何でもありでやってるんですけども、だから、どういったことが起こるか分からへん、想定のところには広域消防では対応できない業務が絶対あるんです。そこのところをやっぴり消防団のほうでカバーしてもらえたら、住民の安心・安全につながるかなと思います。これは意見だけで、こういうのがありましたという。

質問1点だけお願いします。124ページ、4目災害対策費のところの民間建築物耐震改修促進事業、ブロック塀のところです。豊中市で通学途上の女の子が、プールの横のブロック塀が倒れて亡くなったという事故から、当初、通学路、それから、避難所に向かう経路上のブロック塀の撤去の補助ということでされてると思うんです。この適用が少なくなってきた感じがするんです。そうなってくると、上のほうで、既存木造住宅耐震診断事業委託料、要するに、耐震診断のところをこれ広げて出してらっしゃると同じ扱いで、ブロック塀もそういう避難所の経路以外のところで住民の生活に危険を及ぼすようなものがやっぱりあると思うんです。そこに対しては今補助が適用されないので、今後拡大を広めていったらどうかと思うので、その辺、決算とあんまり関係ないかもわかりませんが、その辺り、検討いただけたらと思うんです。もし、ご回答いただけるのであれば、お願いしたいと思います。

杉本委員長 東部長。

東 総務部長 東でございます。ただいまの奥本副委員長のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

うちだけというか、おっしゃることは十分分かっておるつもりでございます。近隣とか、また参考になるところのことを参考にしながら、今後、前向きに検討してまいりたいと思っております。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 お願いします。先ほど奥本副委員長と同じ124ページの7款1項4目の民間建築物耐震改修促進事業の、私は、既存木造住宅耐震診断事業委託料の15万円なんですけど、成果報告では、耐震診断に関する補助を住民の方に行ったということで、3件とあるんですけど、私もホームページを見まして、こういうのがあるんだということで、既存の木造住宅ということで条件を教えてくださいたいのと、定員になり次第締め切りますという注意書きがあったんですけど、その定員はどれぐらいなのかと、それと、予算では既存木造住宅耐震改修工事

補助金90万円が計上されてるんですけど、こちらでは未執行になってると思うんですが、耐震診断と改修工事補助金の関連性を教えていただきたいと思います。

杉本委員長 津本課長。

津本生活安全課長 生活安全課、津本でございます。よろしく申し上げます。今、柴田委員からご質問あった件についてお答えさせていただきます。

こちらの既存木造住宅耐震診断事業委託料でございます。こちらにつきましては、条件といたしましては、昭和56年5月31日以前に建築された住宅建築物に対して行っておるものでございます。基準としては、先ほど言いました、昭和56年5月31日以前という条件が入ってきております。

それと、あと、既存木造住宅耐震改修工事補助金でございますが、こちらにつきましては、耐震診断をされて改修工事をされた場合、申請がありましたら補助としてさせていただくんですけども、令和3年度につきましては申請がございませんでしたので、ゼロということになっております。ちなみに、令和4年度につきましては2件で、今進んでおるということでございます。

杉本委員長 定員とは。

津本生活安全課長 定員については分かりませんので、申し訳ございません。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 多分10件かなと思ってるんですけど、というのは、予算が50万円上がったので、多分5万円とすると10件なのかなと、私の推測では思うんです。違いますか。ということは、診断を受けた方が、これだと、改修するということを決められたら補助金が出るということでしょうか。もう一回、確認だけしたいんですけど、診断なしで改修だけで補助金はないということだけ確認させていただいてよろしいですか。

杉本委員長 津本課長。

津本生活安全課長 生活安全課、津本でございます。

今ご質問あった件についてですけども、耐震診断がなくても申請自体はいけるんですけども、建物の構造評点というのがございまして、そちらのほうで耐震診断により1.0未満のものを改修して1.0以上の数値になるような改修工事であれば対象となってきます。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 ということは、診断を市でやってもらって改修しなくても別にいいということの理解でいいですね。ありがとうございます。対象になる木造住宅は結構あるし、今、地震のことをいろいろ言われてるので、こういう制度があるんだったら、やりたいと、診断だけでもやってみたいな、聞くのを忘れてたんですけど、全額補助というのも書いてあったので、お金出さずに補助していただいて診断していただけるのであれば、やりたいという方は結構いらっしやると思うんです。だから、周知の仕方をもうちょっと考えていただけたらというふうに思いました。

杉本委員長 何かありますか。周知の仕方は、これから、今のお話聞いて、今、LINEとか活用しようと言ってる中にでも組み込んでいくなど、いい取組してるのに、少なくないかという話

だと思っんです。何か今お考えがあれば、なければよろしいですけど。

津本課長。

津本生活安全課長 生活安全課、津本でございます。

周知方法についてでございますが、以前から、ホームページで、あと、広報誌でも周知もさせていただいており、あと、今、LINEのほうもおっしゃっておられましたけども、LINEのほうも、ブロック塀とかも含めて定期的に周知もさせていただいているということとなっております。

以上でございます。

杉本委員長 LINEが盛りだくさんになってきましたね。

ほかに質疑はありますか。

西川委員。

西川委員 奥本副委員長の関連になりますけれども、1項消防費の4目災害対策費、民間建築物耐震改修促進事業の18節建築物耐震改修促進事業補助金、ブロック塀なんですけど、これ600万円予算でついてたんですけど、今回163万3,000円というところで、これ、僕、前も1回どこかで質問したと思っんですけど、要は、その家主とかからの申込みがなかったら、結局使えないわけなんですけど、道路に面してるところ、ブロック塀の危ないというところを市でどれだけ把握されてるの予算なのかというところもあるんですけど、その辺、これの誤差も含めてお聞かせ願いたいのと、僕、勘違いしてたのが、建築物耐震改修促進事業補助金なんですけど、僕、この上の、今、柴田委員が言われた既存木造住宅耐震診断の支援事業のほう、例えば、建物を改修するのに、これも使えると思っんですけど、これはブロック塀だけなんですわ。じゃあ、僕、これ、建築物っておかしいと思っます。はっきり言って、工作物というのかな。建築物というのは、名前が、僕、そやから、それで勘違いしてて、これは今回ついてないねんと思ったんですけど、その辺、見解を教えてください。

杉本委員長 取りあえず予算の根拠だけでもいけませんか。予算の根拠と、今の、予算の目測はどうやってというところだけでも先に。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時26分

再 開 午後4時33分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

東総務部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。大変失礼いたしました。

それでは、ご説明を申し上げます。

まず、西川委員のほうから、600万円ではないかということで、この費用に関しましては、撤去工事を行った場合、2分の1、最大10万円の補助を行います。それと軽量フェンスにつきましても、2分の1、最大20万円、合計いたしまして30万円、それ掛ける20件分、600万円の積算根拠となつてございまして、過去におきましては、令和2年度には、解体が21件、軽量フェンスが15件、合計いたしまして427万2,000円の支出を行っております。令和3年度

におきましては、解体8件、軽量フェンス5件、163万3,000円の支出ということになってございます。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。ばらつきがやっぱりあるので600万円と今つけられてたのかなと思います。20件あったり、その前やったら、去年やったら8件ですか。令和3年度やったら8件の申込みがあったというところなんですけど、僕、何が言いたいかというたら、葛城市のほうでも、多分どこかパトロールとかされてるときに、ここ、ブロック塀が危ないねというところで、そこをチェック入れていくとか、そういう積算基準があってもいいのと違うかなというところなんです。そこの方に、これ、言い方は難しいんですけど、その家主に、もしかしたら危険かもしれません、言い方は難しいですよ。せやけど、そういう何か周知をしても、こういう補助金ありますよというところも言うてもいいのではないか。そんな危ないわということも、なるかもしれませんが、そういうふうな葛城市としての取組もあっていいのではないかとこのところでございます。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 消防のことで最後1件だけ、確認というか、お願いします。

広域消防ができてから、消防団の在りようとか、位置づけというのが、皆さん、いろいろ探ってらっしゃいます。議会だよりの取材をやったときも、消防団長も、今後、消防活動の、広域消防と消防団のすみ分けをどうするかというのを考えていくというようなこともおっしゃってました。聞くところによると、広域消防の会議の場で、ほかの自治体から、消防団の位置づけとか、どういう業務を今後行っていくかという質問もあったとは聞いております。その間、葛城市は、市長が災害に強いまちづくりというのを要望されて、屯所整備とかも非常に前へ進みました。消防の備品に関しても、機材の入替えとかも、非常にほかの自治体よりも進んでると思うんですけども、今後、葛城市の消防団、今は6分団ありますけども、それがどういうふうに活動していくかということに関しまして、消防の管理者である市長のご意見、こういうふうに思ってるというのが、もし、今この時点でありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 消防団の歴史を言い出したら、だいぶ前からになるので、その部分は割愛いたします。広域消防ができてから、確かに従前の消防団の役割というのは変わってきました。それまでは、葛城市においては、西葛城消防署があって、消防署は1つですので、そこから出てくる消防車と、本団、6分団あって、地域によって半分ずつぐらい出るんですけども、それで消火活動に当たってました。それと、あとは地元の自警団、消防団あります。そちらのほうも消防活動に加わった形です。今現在、通常の火災の場合ですと、ほぼ、広域消防のほうの消火作業だけで終わってしまうと思います。ただ、想定するべきは、大規模火災、もしくは大災害

が起こったときの、複数の火災を想定しないといけないのかなという思いがあります。ですので、当然のことながら、以前、ご意見いただきましたけども、操法による訓練というのは途絶えてはいけません。通常火災のときは、放水することはなくても、いざというときのための訓練は続けておく必要があると考えております。それと、昨今の自然の気象条件も含めた災害に対する対応の仕方というの、これから消防団の大きな役割になってくると考えております。そのためには、若干、意識の変化といいますか、訓練の在り方ですとか、その辺も含めて、在り方を整理する必要があるのかなと思います。

消防団の皆さん方というのは、非常に大変な、特に災害等があつて、もしくは消火活動の中で人体にけがを起こしたりとか、事故に巻き込まれる可能性というのがありますので、その辺も含めて考えておく必要があるのかなと思っております。

以上でございます。

杉本委員長 奥本副委員。

奥本副委員長 ありがとうございます。これから、消防団の位置づけというのは何が正解か分かりませんが、市長おっしゃるように、いろんなことが、予期せぬことが起こります。大規模災害なんか特に、すぐに頭に思い浮かぶのが、東日本大震災のとき、洪水対応で消防団の方が身を呈して住民を守られたと。ああいうのは葛城市では、洪水というところまでは、津波とかは起こりませんが、いろんな、それこそ土砂災害とかありまして、そこに対して消防団の役割というのは、これまで以上に幅広く対応力が求められてくるのではないかと思います。それと、今、市長がおっしゃるように、従来の常識が通じないような気象条件の変化がありますので、そこに対して、やはり消防団の方が、住民の生命と財産を守るという一番大きな目的がありますので、そこに対して実際動けるような、訓練も含めて、考えていってもらえればと思います。本当に住民の命を守る最後のとりでということで、もしも、奈良県全域で広域災害が起こったら、広域消防は全部に行けませんので、地域のきめ細かな対応というのは消防団ですので、そのところを、我々の最後の守ってもらえるとりでだということで認識しながら、いい考えをまた持っていってもらえたらと思います。

杉本委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、7款消防費の質疑を終わります。

次に、職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

杉本委員長 次に、8款教育費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私、学校管理費の部分で129ページ、上から、備考は3段目、通級指導教室事業というところでお伺いさせていただきます。

成果報告書では65ページということで、ここでは通級指導教室事業、通級指導教室指導員報酬費、そして、備品購入費とあるんですけども、備品購入費は228万円と、どのようなも

のを購入されているのかということ、そしてまた、通級指導教室指導員の報酬3万2,000円とありますけども、通級指導教室指導員、先生は何人ぐらいおられるのかということをお伺いいたします。

杉本委員長 西川主幹。

西川学校教育課主幹 学校教育課の西川です。よろしくお願いします。

まず、どのような備品を買ったかというお問い合わせだと思います。まず、通級指導教室を開設するに当たり、必要な備品、教師用の机であったりとか、生徒用の机とか椅子、あとは、げた箱やら、ロッカー、会議机とか応接セットとか、あと、通級で使用する教材の備品を購入しております。

あと、通級指導員というのは、報償費のことで……。

松林委員 先生。

西川学校教育課主幹 先生ですか。教員については、1人でやっております。

以上です。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 机や椅子、げた箱というもので、通級指導室開設については、特定の教室で通級指導を専門の教室でされるのかなと思います。先生1人担当でということだと思うんですけども、これ、通級の拠点校である新庄北小学校での通級教室に通う児童、ここは何人ぐらいいらっしゃるのか。市外、市内も多分、恐らくあると思うんですけども、何人ぐらいいらっしゃるか、教えてください。

杉本委員長 西川主幹。

西川学校教育課主幹 学校教育課、西川です。よろしくお願いします。

市外の方は現在いらっしゃいません。市内の方は、小学校で22名の方が通級指導教室に通っております。

以上です。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 小学校、市内の方は22名ということで、今まで通級指導を本当に必要とする子どもというのは市外のほうに通っておりまして、今回、葛城市内で、教育委員会のご尽力もいただきまして、本当に開設することになりまして、今後更なる通級指導教室の充実に向けて、どうかよろしくお願い申し上げます。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 1点目、成果報告書のところで、学校情報化推進事業ということで、ICT支援業務委託料2,890万円、63ページ、これ、中身教えてください。

それから、これも成果報告書64ページ、小学校運営事業、児童安全下校指導事業553万円、児童の安全を確保するために各小学校3人、15人ですか。その方々を配備していただいたということがここに書いてますけど、その内容についてもう少し教えていただきたい。

それから、成果報告書66ページ、同じようなことを言うて何遍も申し訳ないんですけども、

66ページの森林環境教育推進事業、バス借上料、恐らく市外のどこかの公園といいますか、そういうところにバスで山を見にと言ったら失礼ですね。ほかの市町村の森林を見学されるという企画やというふうに思うんですけども、これは先に中身、私の思いを言うときですけど、行ったこともない、非常に奈良盆地が見渡せる景色のよい葛城市の山を散策していただいて、何とか古道であったり、それから、近鉄ですか、やってるダイヤモンドトレイルとか、いろんな散策のできるルートを葛城市は持っていますので、そういったところで森林を学ぶという教育をやっていただきたい。バスに乗って市外に行くのも結構なんですけど、そういったような森林環境教育をやっていただきたいと思うんですけども、お考えをお聞かせください。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願いいいたします。

私のほうからは、ICT支援の業務委託料について説明させていただきます。こちらにつきましては、毎日3名の支援員が各校を巡回して、学校におけるICT関連機器の全般、保守も含めてなんですけれども、故障時の切り分けも含めて、あと、運用方法の相談なども聞くような形で巡回を行っております。それで教職員の支援を行っているという形になります。各学校には、結果的には、週に二、三日程度配備できておるという状況でございます。

以上です。

杉本委員長 西川主幹。

西川学校教育課主幹 学校教育課の西川です。

私のほうからは、児童安全下校指導員の内容について説明させていただきます。この事業につきましては、小学校に各3名程度配備して、子どもたちの下校のときに会計年度任用職員の方が付き添って、安全を守っていただいているという内容でございます。

以上でございます。

杉本委員長 バスは。

板橋理事。

板橋教育部理事 3点目のバスの件なんですけど、確におっしゃるとおり、少し検討させてください。

来年度、恐らく泊りで遠足行くんですけども、そのときは多分、来年度の予約も今年度のときにやってる可能性があるんですけど、すぐには動けないかもしれませんが、検討させてください。

以上です。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 ICT支援員については、以前から3名の方、教員の支援をしていただいているということで、先日、電子黒板の見学に行かせてもらいました。非常に、この黒板をどう使うんだということで、先生方のいろんなご苦労とか、知恵とか、お聞かせいただいたという経緯があります。私、電子黒板を導入するときに、この黒板はこういうふうに使いたいというふうな基本的な運用マニュアルというのは、こういった支援員の方が統一した形でどの教室にも、どの生徒にも、同じ運用形態で利用していただくような仕組みを統一化するといいますか、

レベルも含めて、そうあるべきではないか。これ、先生の能力、格差で、教室によって運用の仕方が違うというふうなことになるかねんのかなど。あるとかないとか、知りませんよ。そういう意味では、こういった新たな取組の統一化というようなことからすれば、支援員の方のマニュアルとか、それから、指導の1つの統一化というのは図るべきではないかというふうに思います。

2点目の、児童安全下校は、会計年度任用職員の方が学校から一緒に歩いて、下校時の安全確保に努めていただいているというふうに理解をしました。550万円を15名の方に支払ったという理解でいいんですか。もうちょっとお聞きをさせていただくとすれば、下校の時間から、この業務が終了されるまで、大体1日の労働時間といいますか、どのぐらいの時間、これに携わっていただくのかなど。一緒に聞いたらよかったですけども、もう一回、分かれば教えていただきたい。

それから、森林環境教育については、私の考え方が間違っていなかったら、今後、森林環境教育に関する中身といいますか、方法も、そういった市内の森林、それから、ルート、登山道とか、そういったところ、長距離になると危険も伴うので、安全の確保できるような条件のところ、葛城市の森林をしっかりと勉強していただくとか、味わっていただくとか、そういうふうな考え方にシフトしていただけたらありがたいなというふうに思うので、よろしく願いしておきます。

それでは、さっき聞いた、お願いします。

杉本委員長 西川主幹。

西川学校教育課主幹 学校教育課、西川です。よろしくお願いします。

まず、労働時間ということなんですけども、基本1日2時間、ただ、忍海小学校の山手のほうに帰る人は、どうしても2時間ではしんどいので、その1名の方は3時間を見ております。

以上です。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 ICTはどうですか。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 ICTの支援員の使い方といいますか、運用なんですけども、基本的には、マニュアル等をつくって統一するのは、支援員そのものは教育の専門家ではないので、学校現場のICTにたけた先生が、まず先頭を切ってつくっていただくような形になるかと思ってます。支援員は、できたマニュアルに対して補助をするというか、こうしたほうがいいですよ、こういう使い方ありますよ、このマニュアルのとおり実現するにはこういうやり方ですよというようなサポートをするということで考えております。

以上です。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 イメージしてるんですけども、どっちが先やねんということなんです。道具は買っていただいたと。この道具はこういうふうに使ったらこういうふうに使えますよというのは、支援

員の知恵やと思うんです。これを教えるのに、どうしたら使えるのかというのは先生の知恵で、こうしたら使えるよというのは支援員の知恵やと思うので、道具の使い方の指導というのは、知恵というのは、ICT支援員がそれなりに、電子黒板はこういうふうに使ったら、こういう利用の仕方できますよというのは、ある一定の指導といたしますか、やっておかないと、この間言ったみたいに、先生、先生によって使い方がいろいろあるような気がしたので、何でかという、すごい多機能な、いろんな使い方のできる道具やなど感心したので、やっぱりそれをフルに活用するとすれば、購入したメーカーがカタログの説明を丁寧に示したらそれで済む話かもわからんけど、何のためのICT支援員やねんというふうに私感じるので、身近におられる、このICTを使うためのアドバイザーである、そういう位置づけであるとするならば、そういうようなところも指導していただいて、どの先生も同じようにこの道具を活用できるような、そういうふうな方法にさせていただいたらええのかなというふうに思いました。

それから下校指導の、1日2時間から長いところで3時間ということで、私、割り算までしないんですけど、15人で、1日2時間で、週何日でというのはあまり細かく計算しやんときます。内容はそういうことですね。分かりました。

森林環境教育、よろしく願い申し上げます。くれぐれもお願いしておきます。

以上です。

杉本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 ありがとうございます。ICT支援については、私も昨年度から何度もさせていただいて、協議はさせていただけてます。今、委員おっしゃっていただいたように、学校現場でいかにICTを活用するのか、道具として活用するのか、その活用の仕方を教えていただく、また、示していただくというのは、これは支援員であるというふうに思っています。早速、私どもも、今2学期、電子黒板を入れて、支援員は電子黒板の、例えば、ホワイトボードとしての活用の仕方のミニ研修を開きますよとか、また、それをロイロノートとして映すときにはこうしますよというようなミニ研修をしていただいたりとかということは、もう既にやっていただいています。それらを、先ほど板橋理事が言うたのは、一般質問でもご答弁させていただいたように、タブレットの活用のルールというのを決めるのは、ICT活用推進委員会のほうで教員を中心に策定させていただいて、各学校現場で統一してやっていく。先ほどの、少し論点がかみ合っていないのは、ICT活用推進委員会のほうで今後も電子黒板の活用についての一定のルール、それをマニュアルと言うのかどうか分からないんですけど、その辺りについては教員のほうで考えさせていただいて、学校である程度運用については統一していきたいというふうに考えています。機械が使えるようにしていくというのは、ICT支援員をフルに活用していきたいと思っています。

2つ目、言うていただいた森林環境教育なんですけれども、バス代に運用してるというのは、これもどこかで答弁したかもわからないんですけど、私が奈良県教育委員会における時代に、森林環境税が一旦県税として県に入ってきて、県のほうでお金を活用しなければならないというたときに、県にある施設の、曾爾青少年自然の家であったりとか、野外活動セ

ンター、そこに来ていただいて、森林環境教育を奈良県として推進していこうと。そのため
のバス代を県のほうで全ての小学校5年生に補助しますということでこれ始まっています。
今、その税が市から来るということになって、それを今、市で引き継いでいただいていると
いうことなんですけれども、市のほうで活用していくには、わざわざそこに行く必要性が今度
出てこないということも、この前からの議論でもあったとおりで思っていますので、バス
代に充当するのではなくて、純粹に森林環境教育を行っていく学校の、例えば体験費であつ
たりとか、移動費、また、その材料費等に今後充てられるように予算の使い方を来年度から
見直していきたいというふうに考えています。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 1つだけ関連と、それからもう一つ、質問あるんですけど、ICT支援員とGIGAスク
ールサポーターの違いを教えてくださいんですけど、多分GIGAスクールサポーター
はプロポーザルで令和2年度に業務委託のことをやってらっしゃると思うんですけど、その
違いを教えてくださいのと、あと1点質問が、126ページの8款1項2目の英語教育講
師派遣委託事業の12節委託料の、特に小・中学校英語教育講師派遣委託料についてなんです
けれども、私も英語の派遣講師をしたこともあるので、いろいろ気になるところがあるの
で質問させていただきます。

派遣講師を依頼されるときに、葛城市はこういった講師を望んでるというような条件、資
格とか、英語講師だったら、大学を卒業されてるのは多分全部クリアしてらっしゃると思
うんですけど、例えばTESOLという世界的に認定された、英語とは限らないんですけど、
第二外国語を教える資格を持ってるとか、それと、英語圏から来られた講師だとか、どん
な条件でもいいんですけど、葛城市では、派遣をお願いするときに、何かこういった方がい
いというようなことをおっしゃってるかどうかと、あと、面接はされてるかどうか。選ば
れるときに前もって面接をされるかどうかというのと、それと、小・中学校のALTの先生
の授業回数、週に何回ぐらい、どれぐらいやってらっしゃるのかとを聞かせてください。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願いいたします。

まず、ICTの支援員なんですけれども、こちらは、先ほど申したみたいに、学校におけ
るICTの関連機器の全般を効果的に利用できるように教職員の支援を行うものと考えてく
ださい。GIGAスクールのサポーターなんですけれども、こちらは、ICTの環境整備の初
期の対応、故障時であっても、技術的な支援とか、あるいは端末の使用マニュアル、ルール
などを作成するというような形で入っております。

それから、2点目の、英語教育の講師の派遣の関係です。まず、うちの仕様というか、条
件といたしまして、英語圏の外国人講師というのを条件にしております。やはり、日本人で
ネイティブでしゃべる方もいらっしゃるんですけども、どうしても外国人に抵抗があつて怖
がる子もいるので、それを軽減しようという狙いもあります。面接なんですけれども、基本的

には委託契約でやっていますので、我々としては面接は特に行っておりません。ただ、あまりにも問題があるというか、この先生どうかなのときは、業者とのやり取りで再度考慮いただくような形になっております。

時間なんですけども、小学校五、六年生につきましては週に2回、小学校三、四年生につきましては週に1回、それから、小学校一、二年生は2週間に1回という形になっております。中学校は週1回という形になっております。

以上です。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 G I G Aスクールサポーターは、環境整備とか技術的な支援ということで、毎日来られるわけではないという理解でいいのかなと思いました。ありがとうございます。

英語のほうなんですけど、面接をしてないというのは、派遣会社を挟んでということもあると思うんですけど、私の経験からすると、たとえ派遣会社を挟んでたとしても、面接は絶対あるのではないのかという、要望すれば絶対できるのではないかと思ったりするんです。何か問題が起こる前に、取りあえず直接会って、面接だけで分からない部分もあると思うんですけれども、葛城市の学校はこの人ふさわしいとか、いろいろ、何かフィーリングとかも、そういうのはあると思うので、ぜひ面接してもいいかどうか、取りあえず聞いてもらってもいいのかなというふうに。私は必ず面接に行ったほうなので、派遣会社からでも。なので、その辺は交渉してもらってもいいのかなと思いました。

それで、授業なんですけど、外国人との、恐怖ではないけど、違和感みたいなものを払拭するためにALTの先生いらっしゃる、その役目もしていらっしゃるのかなと思うんですけど、これはもう決まったことなので、週に何回というのはなかなか変えられないとは思いますが、授業以外でALTの先生とふれあう機会は持ってらっしゃるかとかというのを教えていただきたいのと、あと1つ、ALTの先生、夏休みも多分出てこられてると思うんです。そういうふうに私はALTの先生から聞いたんですけど、でも、することがないと。することがなくて、ただ机に座ってないといけない。それが物すごく苦痛やということを聞いたんですけど、それを両方、ALTの先生も楽しく、学校の先生にも有益な方法として、英会話のクラスをそこでやるとか、何かそういう工夫はできないのかなというふうに思いますので、その辺りを聞かせていただきたいと思います。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 1点修正させてください。先ほどの中学校で週1回と言ってましたけども、それぞれ両中学校に常駐しております。1クラス当たり週1回とご理解ください。申し訳ございません。

まず、ALTの面接の件なんですけども、基本的には業務委託契約になっております。一度交渉はしてもいいかなとは思いますが、今のところ、長い期間ずっと勤務されてる方が多いので、面接の機会も正直なかったということでございます。

それから、ALTの、学校の子どもを教える以外に何かやってるかということなんですけども、実は今年度もやったんですが、子ども英語広場ということで、夏休み期間中に、小・

中学生の希望者の子どもを対象に、中央公民館、それから當麻文化会館において、英語の勉強会を開催しております。その他、夏休み期間中も、教職員に向けての授業の進め方などの英語の研修会というのを開催しております。

以上です。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 面接は本当に交渉していただきたいと、新しく替わられるときは、ぜひやっていただきたいと思うんですけども、ふれあうという面では、夏休みにそういう場を設けてとか、先生との英語研修とかというのをやってくださってるのはありがたいと思うんですけど、もうちょっと肩の力を抜いたやり方はないのかなというふうに私は思っております、ALTの先生が、授業が終わった後、廊下を歩いてるところもお話できるとか、そういう、カジュアルなというか、そういうふうなふれあいもあってもいいのかなと思いました。

以上です。

杉本委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後5時25分をお願いします。

休 憩 午後5時13分

再 開 午後5時25分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

教育費です。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 3点だけお伺いします。1つは、先ほどから議論になってますけど、126ページのところです。ICT支援業務委託料のところなんですが、端的に、2,800万円ほど年間使ってるわけです。これ、導入時にはいろんなこともあるでしょうから、これがこうかなと思うんですけど、これずっとそうなのか。芝生の管理の件もそうですが、ずっとこれいくのか。これ、どう状況で来てるのかということをお伺いします。

同じく、130ページのところもそうなんですけれども、8款教育費、2項小学校費、2目教育振興費の中の12節委託料でプログラミング授業委託料、これも433万円、こちらのほうは質問もなかったんで、大体内訳、年間何回やっておられて、400万円近い、この2つを合わせると結構な金額なんです。これもいつまで継続的にやっていくかということについてお伺いします。

それから、同じ項ですけれども、小学校就学援助事業、扶助費の中の要保護・準要保護児童援助費、これ、中学校のほうもあります。これは成果報告書にも人数書いていただいているんですけど、援助率について、この数字だけお伺いいたします。援助率というのは、生徒数に対して何人、だから、全体の生徒数が分かたら分かる話なんですけど、就学援助率、お願いします。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお伺いいたします。

まず1点目の、ICT支援員の費用をかけているところについて、このまま継続するのか

というご質問ですが、様子を見ながら、若干規模を縮小しながら進めていきたいとは考えております。

2点目の、プログラミング授業の委託料なんですけど、内容を申し上げます。まず1つが、小学5年生について、こちらがドローンなどを使ったプログラミング授業なんですけど、各クラス、1時間を1こまとして3こま、1クラス当たり3時間、プログラミング授業をやっております。そちらが小学校5年生の分として138万6,000円。それから、次に、小学校6年生の分が、同じく、45分の1時間の授業に対して3こまです。こちらもスクラッチというソフトを使ってプログラミング授業をしまして、これもドローンを飛ばしたり、ロボットを動かしたりということになります。内容が高度になってまして、金額のほうも294万8,000円かけております。

杉本委員長 西川主幹。

西川学校教育課主幹 学校教育課の西川です。

私のほうからは、就学援助率を述べさせていただきたいと思います。小学校は9.38%、中学校は13.27%となっております。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。ICT支援については分かりました。大体3名とおっしゃってましたので、3名で2,800万円やったら単純に見たらすごい年収、派遣で来られてると思うんですけど、かなり費用がかかっているなと思いました。プログラミング教育については、これもいつまで続けるのかとか、経費の問題はどうかとかいうことありまして、これもかなり高額で、導入時は必要な、こういうこともあると思うんですけども、またご検討よろしく願いたいと思います。

以上です。

杉本委員長 どれぐらい続けるとかは、今の段階では答えられない感じですか。

板橋理事。

板橋教育部理事 プログラミング教育につきましても、少し様子を見ながら、金額もなかなかのもので、様子を見ながら縮小も考えていきたいと思います。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 まず1点目は、谷原委員の関連になります。130ページの要保護・準要保護児童援助費のところですけども、決算額が予算に対して400万円ぐらい減ってるんですけど、この理由というのは何なのかという、そこだけ教えてください。

それから、新たな質問としまして、136ページの一番最後から次の137ページにかけて、社会教育団体運営事業についてです。この中で、まず、予算であった子ども会育成連絡協議会補助金かな、それが決算ゼロになってるんです。出てこないんです。それと、PTA協議会補助金というのが減額になってる、この理由を教えてください。

以上、お願いします。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 就学援助費の執行額の減った理由なんですけども、昨年度、給食を4か月無償化しております。その関係で就学援助費もその分減ったということです。

以上です。

杉本委員長 葛本課長。

葛本生涯学習課長 生涯学習課の葛本です。よろしくお願いたします。

社会教育団体の補助金の減額ということなんですけど、まず、子ども会育成連絡協議会の補助金に関しましては、全体の社会教育団体の補助金に関してなんですけど、令和3年度から、市が作成いたしました補助金交付の指針に従いまして、各種団体補助金額から繰越額を差し引いた金額を補助金額として交付決定を行っております。子ども会育成連絡協議会につきましては、繰越額が当初予定をしておりました補助金額を上回るような額がありましたので、結果、補助金は交付しなかったということです。もう一つ、どちらでしたか。

杉本委員長 P T A。

葛本生涯学習課長 P T Aは活動がなかったので、やはり同じように繰越額が大き過ぎたのでということ。

以上です。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 まず、要保護・準要保護の援助費の件に関して、了解しました。給食費ですね。失念しておりました。ありがとうございます。

それから、社会教育団体運営事業の子ども会育成連絡協議会は、繰越しがあったのでゼロになったと、了解しました。

それと、その次おっしゃったのは、P T A協議会は活動なかったと。活動はやってます。何を指してなかったとおっしゃってるのかよく分からないんですけども、まず、そもそも、このあれは、市内の12校園、中学校2校、小学校5校、幼稚園5園の、12校園の単位P T Aからの共同体になるんですけども、それがまず、確かに総会はなかったと、総会はなくとも総会冊子の印刷はしてるんです。それを各市内保護者と教職員に全部配ってます。それと、日々、皆さん方、単位P T Aの活動とリンクしてまして、通学路の安全対策、校区内の危険箇所の調査、毎月の交通安全指導、毎月というか、中学校、小学校は毎日やってます。それ以外に、市の青少年健全育成協議会、交通安全母の会、市交通安全対策協議会の活動に参加しているにも関わらず、それをなしとおっしゃるのは解せないんですけども、基本的に、確かにこの3年間はコロナで教育講演会というのを開くことができなかったので、その分に関しては、単位P T Aの活動支援金ということで、それを分けて、ほかの各市内の小・中・幼のP T Aに渡しているというふうに聞いているんですけど、それがなぜ活動がないというふうに判断されてるのか。もう一度、それをお聞かせください。

杉本委員長 葛本課長。

葛本生涯学習課長 活動がなかったというわけではなくて、繰越額が大きかったので、対象になる金

額がなかったということです。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 さっき申しましたように、基本的に繰越しというのは、市のPTA協議会というたら、本当に12校園の市内全世帯の保護者と教職員で構成されます。だから、それに対して、補助金額は年間32万円やったんです。それを分けてしまうと非常に微々たるものなんです。だから、繰越しというの今までほとんどなかったはずなんです。コロナの関係でやってないとはいえ、やってない事業、やってない教育講演会の分は、各単位PTAに運営費として渡してははずなのに、それは、本当に補助金を減額するほどの繰越しがあったということですか。

杉本委員長 葛本課長。

葛本生涯学習課長 別の団体と間違ってます、PTA協議会については21万1,000円交付させていただいてるんですが……。

(「減額理由」の声あり)

葛本生涯学習課長 減額理由は、今手元にすぐ資料が出てこないんですが、同じようにやはり指針に従いまして、繰越額を差し引いて交付させていただいています。

以上です。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 私も会計の書類を見てないので詳しいことは分からないんですけども、これまでそんなに大きな繰越しは持ってなくて、多分、余ったお金を各単位PTAに渡すタイミングの差で、年度が替わったときまで持ってしまっていて繰越しとして認定されてるのかなという気がするんです。ほかの団体も、これを見てますと、文化協会補助金なんかは74%減額されてます。青少年健全育成協議会も77%、ところが、地婦連に関しては予算に対して115%上回ってるんです。同じように、太鼓連盟は100%、あすなろ合唱団も100%もらってはります。ボーイスカウトの補助金も100%。繰越しがないからという理由は分かるんですけども、そもそもの算定根拠というのが、活動に対してという意味であれば、日々、ボランティアでPTAの保護者はみんなやってはるわけなんです。正直ほんまにこんなお金なんかもらってません。暑いときに行ったから、お茶買って出したりとか、そういうレベルのやつしかないんですけども、これがないと活動に対して報いるというすべがありませんので、そうなってくると、保護者のほうのPTA会費を上げるしかないんです。あとは各単位PTAでやってる資源回収を頑張るとか、それであっても限度がありまして、正直、台所事情はかなり苦しい状況でやりくりしております。

なおかつ、学校の教育支援ということで、いろんな資源回収で上がったもので教育関係の、例えばボールであったり、学校で使う子どもたちの備品を買ったりしてやってるわけなんです。本来それは学校設置者がやるべきところまでやってるんです。ただ、この辺の補助金を、内容を聞いた上で、多分、会計の決算書類の関係で繰越しになったのかもしれない。その辺、今後よく見てやってほしいんです。ほかの団体も多分同じこともあるかもしれませんが、やはりそういうことも見た上で、単純に閉めたタイミングでかどうかは分かりませんが、そのような気がしてしょうがないので、その辺り、配慮できたらお願いしたいと思

います。

杉本委員長 西川部長。

西川教育部長 教育部の西川です。

ただいまの奥本副委員長のお話なんですけれども、こちら、本来、各種団体につきましては、今般は総会は開催されていないと思うんですけれども、書面決議ということで、精算していただくときに総括資料を提出していただきます。その中で、決算書もつけていただいておりますので、今の場合ですと、10万9,000円の余剰金とか繰越しになったということで、その分が減額されて、本来32万円の支払いに対しまして令和3年度は21万1,000円の交付と、そのような形だったと思っております。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 決算において繰越金が十分にある団体にも、またその上、補助金を出すのかという考え方の下にそういうルールをつくられたというふうに思うんですけれども、私の記憶では、こんなルール、いつから適用されるようになったのかなど、記憶にないので、いつからこういうシステムを導入されたのか、お聞かせください。それが1つ。

それから、文化財保護費のところ、137ページです。137ページでは読みにくいんですけれども、成果報告書70ページのところに遺跡等発掘調査等209万円書いてます。新村・柳原遺跡、83平方メートルで209万円の発掘調査費がかかったと。これ、平方メートル当たり2万5,000円、10アール当たり、1,000平方メートルで2,500万円、掛け算したらそうなるんです。恐らく、この用地の価値とほぼ同じぐらいか、そっちのほうが上なのかというぐらいの、文化財発掘調査はお金のかかるもんやなと思って、感心というか、認識したんです。それはそれでいいんですけれども、これは道路拡幅のところ、遺跡が、これ、調査指定をしてるエリアであるので、これは発掘調査をしなければならないというルールにのっとって調査されると。これだけ要ると。ここで聞いてええか悪いか分からんけども、この拡幅工事の発掘調査対象のエリアの北側は、今後、工業系ゾーンとしていろんな企業にそこで起業してもらおうと、工場を持ってきてもらう。発掘のエリアがどこまで及んでるのか分かりませんが、こんな費用がこのエリア全部に、もし、工業系ゾーンするんやというて、指定するわ、いや、発掘調査で1,000平方メートルで2,500万円かかるわというふうなことになるれば、誘致しにくいなと、そういう心配をするんですけれども、大丈夫ですか。

3つ目は、當麻文化会館のことでお聞きをします。141ページですか。この成果報告書の中では、當麻文化会館修繕・工事事業内容、2,700万円。令和3年度決算において、令和3年度の事業としてこれだけの修繕をやったということなんですけれども、それ以降ですか、この文化会館を今後どういうふうに複合化するのかというお話が出たのがその後なので、そうなのかなと思うんですけれども、これ、躯体を残して、あと全部改造するというお話が出たので、今後、身近にそういう解体といいますか、リニューアルが決まってる施設に対する修繕というのはもうないでしょうね。この段階ではまだ決まっていなかったからやったということなんです。その辺、お聞かせください。

杉本委員長 葛本課長。

葛本生涯学習課長 生涯学習課の葛本でございます。

先ほどの、団体の交付金の指針なのですが、令和3年度から適用させていただいております。

以上でございます。

杉本委員長 どういった流れでそれが決まったのかというのを説明したほうがいいと思います。

葛本生涯学習課長 令和3年度の予算をつくる時点ですかね。令和2年度と同額の予算要求をいただいている……。定期監査の報告書ですとか、あと3月議会の定例会ですとかで不用額が出ているのではないかと。あと、繰越金が発生した場合には、次年度の予算をつくる時に調整を図るなどしてくださいということで指針を示されました。

以上です。

杉本委員長 米田部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの各種団体の補助金のことについて、補足という形で説明をさせていただきたいと思っております。

各種団体への補助金につきましては、議会における委員会、また、定期監査等におきまして、特にコロナ禍における各種団体への補助金については、何らかの方針を示し、適切な運営をとのご意見をいただいていたところでございます。このことから、令和3年度より、一定方針を補助金交付団体の担当課、事務局のほうにお願いしたところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 神庭補佐。

神庭生涯学習課長補佐 歴史博物館の神庭でございます。どうぞよろしくお願いたします。

2番目にご質問のありました、新村の工業系ゾーンについての開発と埋蔵文化財の保護の関係についてのご心配についてですけれども、埋蔵文化財の発掘調査は、破壊される場合において行われるという、まず大前提がございます。言い換えれば、破壊をされない限り、そこを無理して調査する必要はないということになるんです。例えば下に遺跡があったとしても、保護層0.2メートルが確保できていれば、その上に建物を建てる場合においても、発掘調査をする必要はないということにされています。地下に保存するという体裁を取ることによって、そういった運用が可能でございます。ただ、部分的に破壊が及んでしまう分については、これは記録保存という形になりますけれども、発掘調査を実施して、その内容を記録し、保存するという形を取ります。そういったことを設計が出た段階で細かく検討することによって発掘調査面積自体を減らしていくということではできると思っております。これは、全てにおいて保護層が確認できる状態であれば、最初のあるなしの確認だけで、後の本調査と呼ばれる調査の必要はなくなります。ただ、部分的に壊される部分が生じた場合においてのみ、その場所について限定的な発掘調査を行うという形になります。ですので、全ての面積を土をひっくり返して調査するというのではない。発掘調査費をより少額にしていくことができるというふうに考えております。

以上でございます。

杉本委員長 庄田館長。

庄田生涯学習課主幹兼文化会館長 文化会館、庄田でございます。よろしくお願いします。

當麻文化会館の修繕料でございますが、令和3年度、448万6,460円執行いたしました。令和3年度、執行した時点では、當麻文化会館の複合化、まだ詳細は決まっていなかったと思います。そのため、この修繕をやらせていただきました。今後は、文化会館を管理する上で必要最小限の修繕を実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。団体の補助金については、監査及び議会の中でそういった指摘を基に、それを補うべく適正な補助金の支出の仕方ということで、繰越金を差し引いた補助金を計算されたと。それにのっかって支出されたと、こういうふうに理解をしました。

2点目の、発掘については、ただ、これ、道路を設置するから、83平方メートル、道路を設置するけども、擁壁部分とか、深く掘らなければならないエリアのみの発掘で、アスファルト等を敷く薄っぺらい部分については発掘対象にならないと。全体は、恐らく道路ですので、3,000平方メートルとか、4,000平方メートルとか、5,000平方メートルのうちの83平方メートルが発掘の対象になると。それと同じく、今後、工業系ゾーンに工場を建てられる場合も、設計図によって深く掘る設計の部分については発掘しなさいよという指示は出るけども、全体から見たらそんなに広くないから、あのエリアが発掘によって大きなコストがかかるという、そういう悪い評判は立たない。そういう心配はないと、こういう説明ですね。分かりました。

それから、當麻文化会館、一応、これ、複合化が分かっているのに何百万円も修理、何ですかということやけども、それ以降の計画がそういうふうな複合化になったということで、今後はできるだけ維持程度の修復で済ませますと、こういうことですね。ありがとうございます。これ、対象外であれですけども、當麻の図書館についても同じ考えというふうに認識していいんですか。分かりました。ありがとうございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 決算と離れるかもしれませんが、今の増田委員の、文化財の発掘の件なんですけど、まず、遺跡なんですか。例えば散布地なのかというところで、全部がそうなのかというところをまず聞きたいんです。ほんで、さっき言われたように、そんな掘らんでもええところとか、基礎とかなんかは絶対掘らんとあかんので、多分、なかなかそういう、おっしゃってるようなことだけでいけるようなものじゃないのと違うかなと思ってて、それを1回聞きたいです。散布地なのか、試掘でいけるのか、ほんまに本掘して、これぐらいかかるのかというところ、まずそれをお聞かせ願いたいです。

杉本委員長 神庭補佐。

神庭生涯学習課長補佐 歴史博物館、神庭でございます。

新村の工業系ゾーンにつきましては、東側は遺跡でございます。新村・柳原遺跡になっております。西側一部につきましては、散布地という形になっております。いずれにしまして

も、上に立つ建物の基礎形態によっては、まずは試掘。その範囲内に入っている限りは、試掘が必要になるかと考えております。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 だから、試掘してということになると思うんです。そやから、全部が全部、そこを全部本掘してこれぐらいかかるということではないということをおいてもらいたいのと、あと、田原本町の唐子・鍵遺跡とかのところやったら、要は奨励金で、そこに企業を誘致するのに奨励金として町が制度設定をしてるというところもありますので、また阿古市長、よろしく願いしておきます。これ、一般質問でずっと言うてますけど。

以上です。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 1つとってたんですけれど、もう一つ。今の増田委員のに関連して、當麻文化会館の修繕費の話で、舞台のせり上げ装置、本当に、当時のことを思い返すと、補正でこれ上がって、積極的活用ということやったんで、議会としても、積極的に使われる、どうしても必要やというのであればということで、この当時予算を認めたと思うんですけれども、実際何回使わったのかというのを聞かせてください。385万円かけて年間何回使うたんやというところで、そこは確認させてください。

もう一つが、これ、厚生文教常任委員会のほうで、もしかすると出てるかもしれないんですけれども、私、総務建設常任委員会のほうしか最近入ってませんので確認させていただきたいんですけれども、2019年9月議会で、国家賠償法による一時的な立替債権275万円発生してると思うんです。これについて当時の松山副市長が、しっかり求償権を行使していきたいという答弁をされました。2021年9月議会では、当時の学校教育課長から、損害賠償金を請求する通知を出したということをお聞きしてたものですから、令和3年度の決算で何らかの形として残ってくるのかなと思ってたんですけれども、見当たらないので、今どういう状態なのかというところを教えてくださいたいんです。

2点、よろしく願います。

杉本委員長 庄田館長。

庄田生涯学習課主幹兼文化会館長 文化会館、庄田です。よろしく願います。

せり舞台、修繕後、何回使用したかというところでございますが、去年度に修繕が終わりまして、今年、最近では、アンサンブルウィズによります夕涼みコンサートでせり舞台を使わせていただいて、演奏させていただきました。

以上でございます。

杉本委員長 はっきり言うと、1回ですか。

庄田生涯学習課主幹兼文化会館長 そうですね。今のところ1回です。

杉本委員長 西川主幹。

西川学校教育課主幹 学校教育課の西川です。よろしく願います。私のほうからは国家賠償法の説明をさせていただきます。

9月に、おっしゃったとおり、求償権に基づく納付通知書を送らせていただいたというのは、厚生文教常任委員会で説明させていただいてるとおりです。そこから何の反応もなかったの、3月に一旦催告書という形を送らせてもらってるんですけども、それでもまだ何も反応がないような状態なので、今、次の手だてを考えてる、民事執行に基づく差押えとかのほうも検討しようかなという段階でございます。

以上です。

杉本委員長 梨本委員、僕、勘違いしてて、厚生文教常任委員会でやったと思ってたんですけど、協議会でやって、ほんで、ある程度で。僕、勘違いして申し訳ないです。全然言ってくださいと言いながら。

改めて、梨本委員。

梨本委員 當麻文化会館は、本当に今後複合化になっていくので、しょうがないと言えしょうがないんですけども、しょうがないという見方もあるんです。ただ、本当にこのせり上げ装置、年間何回使うてんという話で、それに対してそれだけの費用をかけて、もちろん市民の方に喜んでいただくためにということで予算つけていただいていると思うんですけども、やっぱり費用対効果もしっかり見た上で、私、やっていただきたかったなど。せつかくこれだけのお金かけて、すぐに使わなくなってしまうというのはもったいないなど、お金の使い方としていかがかなというところだけご理解いただければと思っております。

求償権の話に関しましては、承知いたしました。市民の税金ですので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

杉本委員長 せり上げの舞台は、次に改善したときに、二度と使わないんですか。もうそれ廃棄、潰す、文化会館の話ですよ。まだ分からないところもあるからという形でつくったように僕はイメージしてるんですけど、もう使わないんですか。後から出てきたにしても、もう使えないんですか。まだ答えられない。僕は、それも踏まえて思ったんやけど、違うんやね。じゃあ、いいです。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 142ページになります。8款教育費、5項社会教育費、6目文化会館費で、事業費でいきますと新庄文化会館管理事業、同じく當麻文化会館管理事業ですけど、12節委託料、清掃委託料なんです。新庄文化会館のほうは312万円余りで、當麻文化会館は436万円余りになります。かなり大きな違いがあるので、清掃費の委託の内訳をお伺いいたします。

2つ目ですけども、145ページになりますけれども、8款教育費、5項社会教育費、7目図書館費になります。18節になりますけれども、おはなしの会補助金ということで9万8,000円でございます。この内容についてお伺いいたします。年間どれぐらい開かれて、どれぐらいの参加の方がおられるのか。成果報告書のほうにはそれがなかったので、このことについて伺います。あわせて、成果報告書のほうに大変興味深い、非常に詳しい内容が載っているんですけども、幾つか、もうちょっと教えていただきたい数字がありますので、お願

いたいたいんですが、成果報告書75ページのところに、新庄図書館蔵書冊数で録音図書、デ
イジー図書、この利用者の数がどれだけなのか。貸出冊数の中のAVの中に入ってるものな
か。この数、デイジー図書の貸出し、録音図書の貸出しがどうなのかというところをお伺
いします。

以上3点、お願いします。図書は2つになりましたけど、お願いします。

杉本委員長 庄田館長。

庄田生涯学習課主幹兼文化会館長 文化会館、庄田です。よろしくお願いします。

清掃の委託料でございますが、當麻文化会館の清掃委託料です。午前7時から12時の間、
1名の方が掃除へ来られております。床面の拭き掃除、カーペットの掃除機がけ、ごみ回収、
トイレ清掃、外周の清掃等をやっております。

次に、新庄文化会館の清掃委託料でございますが、當麻文化会館の清掃委託より少ないと
いうところなんですけども、掃除する部屋の数とか面積、掃除の仕方、そこら辺が新庄文化
会館のほうが少ないと思われまして。

以上でございます。

杉本委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

おはなし会の補助金のことですけれども、図書館では、新庄おはなし会と當麻おはなし会
の2団体がございまして、令和3年度では、新庄おはなし会のほうには4万8,000円の補助
金をお支払いして、當麻のほうには5万円をお支払いしております。おはなし会の活動とい
たしましては、毎月1回、それぞれの図書館でおはなし会というのを開催していただい
ております。また、保育所、幼稚園、小学校、中学校へ毎年おはなし配達というものを
してございまして、それぞれの園、学校に出向いておはなし会をしていただいで
ております。それ以外に、子育て支援センターの事業で、健康福祉センターと児童館で
つどいの広場というのを年10回程度されてるんですけれども、そちらのほうにも参加
してございまして、おはなし会をしております。

今、コロナで活動が中止になってますけれども、ブックスタートというのも健康増進課のほ
うで4か月健診のときにやっておりますけれども、そちらのほうも、また活動が再開
いたしましたら、年10回程度、参加することになっております。

それから、デイジー図書と録音図書の件でございますが、デイジー図書は現在75冊、図
書館に所蔵してございまして、録音図書のほうは、ただいま件数が手元にございませ
んので、また件数をご報告させていただきたいと思っております。利用回数なんです
けれども、令和3年度におきましては、両方とも利用がございませませんでした。

以上でございます。

杉本委員長 庄田館長。

庄田生涯学習課主幹兼文化会館長 先ほど答弁漏れがありましたので、新庄文化会館
ですけれども、週3回の清掃で来ていただいております。

以上でございます。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 清掃のほうですけれども、これは業者への委託なのか、シルバーが入ってるのか、その違いがあるのかお聞きしたかったんですが、その点、再質問しておきます。

それから、図書の方はよく分かりました。おはなし会は大変活発に活動されてるということで、児童図書に対しての貸出も非常に多いので、よくやっておられるということはよく分かりました。ありがとうございます。

杉本委員長 シルバーかどうかだけ。

庄田館長。

庄田生涯学習課主幹兼文化会館長 清掃の委託は、業者による委託になっております。

(「両方とも」の声あり)

庄田生涯学習課主幹兼文化会館長 両方ともそうです。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 1点だけ。137ページの8款5項2目の人権教育推進事業の中の18節負担金補助及び交付金の中の、成果報告書69ページに細かい内容が書いてあるんですけど、その中のフードドライブについてお聞きしたいと思います。これの簡単な事業内容と事業目的と、それから、年何回されてるのかと、対象者数をお聞きします。

杉本委員長 高橋課長。

高橋人権政策課長 人権政策課の高橋です。よろしく申し上げます。

主要な施策の成果に関する報告書の中のフードドライブということなんですけども、まず初めに、このフードドライブ事業なんですけども、こちらの事業は、葛城市人権教育推進協議会が人権教育地区別懇談会の代替事業として取り組まれている事業でございます。コロナ禍以前は、毎年、人権教育地区別懇談会、校区別学習会を、葛城市人権教育推進協議会の事業の1つとして開催しておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大のため、人と人が集うことができなくなりましたので、そこで地区別懇談会に代わる事業について、葛城市人権教育推進協議会理事会で協議をされまして、その結果、人権の基本は命という考えから、コロナ禍において様々な理由から食費が賄えず、困っている人に食料等を配布するためのフードドライブ事業の実施を決められまして、2020年10月から、2か月に1回、取組されております。フードドライブの事業については、他の事業とともに、毎年、年度初めに、葛城市人権教育推進協議会理事会のほかの事業とともにフードドライブについて協議され、今日までで12回取組されております。

食料の支援先といたしまして、2か月に一度実施する月ごとに、加盟団体の理事の皆様には呼びかけをさせていただきまして、フードドライブの受付をさせていただいておまして、その食料の寄附をいただいているところでございます。食料等の配布先につきましては、人権政策課など各関係課で携わっている、様々な理由から食費が賄えず、困っている人に適切に届くように、関係各課で関わっている人に、直近の8月でしたら30件、30人の方に配布させていただいております。

以上です。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。本当に意味ある取組だと思うんですけども、寄附の食料品の、寄附を募るやり方をどうされてるのかなというのを、市民の方に広く周知されてるのか、あんまり周知しないほうがいいのか。その辺りがよく分からないんですけど、食料品が集まり過ぎてまた大変なのかなというところもあるんですけど、その辺のところと、それから、対象者数が今30件ということなんですが、コロナ禍でますます家計が苦しい方が増えている傾向にあるのではないかということで、そういう方をどうやってまた見つけ出していくというか、されてるのかなということをお聞きしたいです。

杉本委員長 高橋課長。

高橋人権政策課長 人権政策課の高橋です。よろしくお願いたします。

食料品の寄附行為なんですけども、あくまでも、地区別懇談会の代替りの事業として、葛城市人権教育推進協議会が、理事が協議の上に、命を守るために、どうしても助けていただきたい方の力になるために何かできないかということで、事業として行っていただいているものなので、今のところ、理事のほうに寄附の依頼を送らせていただきまして、理事のほうから各団体の委員等に連絡をしていただいて、寄附を募っているという形になっております。ですので、こちらのほうも、今、コロナ禍の中でますます寄附の方が多く増えてくるだろうと予測はされるんですけども、今のところ、人権教育推進協議会の事業の中の1つとさせていただいておりますので、その辺も含めまして、今後も人権教育推進協議会の理事に相談とかさせていただいて、今後どのように続けていくか。コロナ禍が収まれば、また地区別懇談会を開催することになりますけども、そのときも含めて、また検討していく内容かなと思いますので、よろしくお願いたします。

杉本委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村です。もう少しだけ、補足で説明をさせていただきます。

委員も今、上着につけていただいておりますパープル・オレンジリボン、そして、課長が説明いたしました、人権教育地区別・校区別学習会、これにつきましては、令和2年、令和3年は、コロナ禍で開催できませんでした。そこでの代替事業として、成果報告書69ページの内容の1つ目、2つ目の、人権パネル展とか、フードドライブを始めていただきました。昨年の人権パネル展では、新庄文化会館での展示室で、12月の人権週間中に、ユダヤ人であるということだけの理由で迫害、虐殺されようとした人たちを、外交官として命のビザを発給し助けた杉原千畝さんを、そして、このフードドライブは、先ほど課長が説明させていただきましたとおりでございます。これらのありがたい活動を、議会をはじめ区長会、それから消防団、人権擁護委員、民生・児童委員、体育協会、文化協会などと、それから市長を本部長として、全職員で組織いたします市の人権問題啓発活動推進本部の30団体が加盟いただく葛城市人権教育推進協議会で行っていただいております。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 多分地道な活動ですけど、すごく有意義で大切な活動だと思いますので、コロナが収まっ

でも続けていっていただきたい活動かなというふうにも思いますし、この活動を広く市民の方にも知っていただく機会があればいいなというふうにも思います。ありがとうございます。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1点だけ、お聞きします。ページ数でいきますと、146ページになります。8款教育費、5項社会教育費、8目歴史博物館費に関わっています。これは、具体的にここに書いてある金額についていろいろお聞きするというよりは、先日、2款総務費のところでは今年度の採用試験について伺ったところ、2名の学芸員を新たに採用されたということでもあります。なぜ2名の方を採用する、つまり、これは歴史博物館の機能強化ということだろうと思うんですけども、そのことについて、どういうことでそういう採用結果ということになったのか、強化するということがあったのか。これについてお聞かせ願えたらと思います。

杉本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 人事採用については、お答えは差し控えさせていただきます。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 別の角度からお聞きしたいと思います。歴史博物館につきましては、採用については、もう採用されたということで聞きましたので、強化されたんだろうと思うんですけども、私は、歴史博物館については、今後とも、ぜひ葛城市で、葛城市の文化、歴史について、市民の方々に広く、我がふるさと葛城市の歴史について深く知っていただくということが大切になってきていると思うんです。そこで伺います。展示会とかやっておられたり、葛城学の講座をやっておられるということで、成果報告書に人数を令和3年度の成果として発表されておられますが、市内、市外の参加者の内訳が分かればお願いしたいんです。展示会につきましては、なかなか難しいとは思いますが、葛城学のほうは、多分講座ですので、コロナの関係もあって、住所等を把握されて、大体市内、市外ということが分かるかと思えますので、これについて、どういう状況になっているのか、お伺いいたします。成果報告書では78ページのところで、それから77ページのところに展示事業とありますが、よかったらそれをお願いいたします。

杉本委員長 神庭補佐。

神庭生涯学習課長補佐 歴史博物館の神庭でございます。どうぞよろしくお伺いいたします。

確かに展示会のほうは、市内の方かどうかというのは統計で出てないんですけども、県内、県外の比率は出ておまして、70%が県内、30%が県外からのお客様という傾向が出ております。葛城学につきましては、講座参加者の大体約6割が市民、残り4割が市外から来られているという傾向が出ております。

以上でございます。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。展示会については、県外の方が3割いるということで、私も、特に特別展「葛城の古道を辿る」というところは、非常に興味深い展示で、これも非常に人数

が多いということでありました。ウォーキングロードマップにこだわるんですけども、私は、観光という意味におきましても、本当に地域の歴史を掘り起こして、その中で歴史的な厚みを持ちながらウォーキングできるというふうなことができれば、本当に市民にも還元できるし、あとは、これは提案になるんですけど、例えば、市の広報に、葛城市の歴史について歴史博物館の方々に分かりやすくお話をしていただく、記事を載せていただくとか、これは県の広報ではやっています。県の広報は、今は万葉集の関係でそういう文学のページがありますけれども、何かそういうことをしていただいたら、非常に歴史博物館の活動も近くなるのではないかというふうに思っております。

それから、もう一つは、私、市史の編さんが非常に気になっております。葛城市史の編さんをするとなれば、地域の古文書を掘り起こして保存していくという活動も大事になるかと思うんですけども、ぜひ、私としては、葛城学だけでなく、例えば古文書の勉強会などを主催していただきまして、地域の方々の協力、関心を得ながら、参加した方々にも協力していただいて、地域の古文書をとにかく保存していくという取組もぜひ、発掘だけではなくて、文書の集約とかいうこともお願いできたらと思っております。

先ほど言いましたけど、学芸員を強化されたということであつたら、ぜひそういう活動を期待したいと思います。私、非常に危機感を持っております。今、どんどん古い家が潰れていっております。古い家が潰れて、そこにある古文書も散逸するということになると、本当に葛城市の歴史を明らかにしていくという記録が失われていくこととなりますので、ぜひそういうふうな取組もしていただけたらと要望申し上げます。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 さっきの補助金の件で、しつこいようですが、一言だけ最後言わせてください。

先ほど米田部長が答弁されまして、監査委員からの、不用額を抑えよということと、議会の委員会で、コロナによる活動状況に即した補助金の配布というお話でした。また、職員の中には、令和2年10月29日、葛総第21号という書類で、総務部長から部課長各位ということで、令和3年度予算編成方針についてという書類が出ております。新型コロナウイルス感染症の拡大による経済や市民活動に与える影響は甚大でありということから始まって、途中、今後、前例踏襲の予算編成を重ねていけば、財政調整基金の減少は避けられない。そして、最後のほうに、既存事業のスクラップ等により所要の一般財源を確保することを原則とする。特に補助金をはじめ、個人給付的な扶助費等、市単独事業については全庁的に見直しの検討を行うものとする。この辺が根拠となって見直しになってると思うんですけども、何回も言いますように、市のPTA協議会、総会書類とか、冊子、元の予算のところだけ見られたということですけど、活動をちゃんと書いてますよね。年間こういう活動をやりました。活動はやってるんです。そこに対してはお金かからない活動で、やっぱり日々の見守りとかやってるわけなんです。だから、全くもって、コロナで、大きくはそういう講演会はできなかったんですけども、ほとんどそこだけなんです。それ以外のことは通常と同じことを毎度毎度、毎日繰り返してるわけなんです。これまでも、講演会やりたいけども、正直予算がなくて、大体2年に1回、3年に1回でないとメジャーな方は呼べないんです。その間をや

っぱり積んでたんです。そういった使い方をやって、やっとなおかつそれが実現できるという使い方をしてたものですから、ここでばっさりやってしまうと、本当に、活動の趣旨として、本来自分たち、子どもたちのためにというのをやってることと、市内のいろいろ安全活動もやってるけど、それは、ひいては、市民の方に対しても寄与する活動でもあるわけなんです。一律に、繰越金があるからとばっさり切るのはいかがでしょうかと思います。本当に活動の内容を見た上で、繰越しはあるけど、これは、来年度、再来年度にこういう講演会を予定してるからと積んでるものかもしれないので、そこはちゃんと話聞いてあげてください。そうしないと、一律で切ってしまうと、それやったら、本来必要ないけども、今この事業を無理くりやって使ってしまうという動きになって、それこそ本当に無駄の極地だと思うんです。だから、その辺り、団体が何のために活動してるかというのをよく見てあげてほしい。それを今後、当然、部長のこの書類にあるように、無駄を排するというのは大事かもしれませんが、それを強制することによって、市民活動の、特にこういうボランティアの活動まで抑え込むということだけではないように今後お願いしておきたいと思います。これだけ言わせてください。答弁は結構ですから。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、8款教育費に関する質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、よろしく願いいたします。

(理事者入替え)

杉本委員長 次に、9款防災復旧費から、歳出最後の、12款予備費までの説明を求めます。

吉井会計管理者。

吉井会計管理者 会計管理者の吉井でございます。よろしく願いいたします。

それでは、9款から12款のご説明をさせていただきます。

9款災害復旧費の支出はございませんでした。

次に、152ページをお願いいたします。10款公債費でございます。全体といたしまして、18億3,246万6,024円の支出でございます。

1項1目元金、償還分といたしましては、17億7,182万2,782円の支出でございます。

2目利子におきましては、利子償還分と一時借入金利子といたしまして、6,046万5,042円の支出でございます。

3目公債諸費におきましては、市債管理事業といたしまして、17万8,200円の支出でございます。

続きまして、11款諸支出金でございます。全体といたしまして、1億5,021万8,004円の支出でございます。

1項基金費、1目財政調整基金費では4,513万6,605円、2目減債基金費では26円、3目公共施設整備基金費では1億10円の支出でございます。

4目社会福祉振興基金費では1万2,926円の支出でございます。

5目緑花基金費では4万5,076円の支出でございます。

6目公営住宅基金費では1万1,962円、7目教育基金費では8,828円、8目土地開発基金費では3万3,532円の支出でございます。

154ページをお願いいたします。9目体力づくりセンター整備基金費では15万8,889円、10目ふるさと創生基金費では1万8,057円の支出でございます。

11目国営十津川紀の川二期事業費償還基金費では12万453円の支出でございます。

12目地域振興基金費では37万640円の支出が、13目森林環境整備基金費では430万1,000円の支出でございます。

2項1目雑支出金につきましては、支出はございませんでした。

12款予備費につきましては、備考欄のそれぞれの費目に充用させていただいております。歳出合計といたしまして、予算現額187億1,096万3,020円に対しまして、支出済額169億7,718万2,215円でございます。繰越明許費といたしましては7億4,085万5,085円を繰越しいたしました。不用額といたしましては、9億9,292万5,720円となっております。

以上で、9款から12款、一般会計歳出の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

杉本委員長 石川館長から追加で説明があるみたいなので、お願いします。

石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。

先ほど谷原委員からお伺いいたしました録音図書の冊数でございますが、286冊でございました。よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

杉本委員長 それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、9款災害復旧費から12款予備費までの質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。

なお、明日16日午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

延 会 午後6時29分